

週刊金融財政事情

Financial Affairs

特集 集金代行ビジネス 最前線



携帯システムで紛争回避、コンプラを徹底
入金案内、集金代行に関する法規制の課題

オリエン特総研 吉元 利行

集金代行業務と弁護士法72条

オリックス 池袋 恒明

単独再建の道 当麻茂樹 新生銀行社長に聞く

経済制裁措置と外国為替検査の留意点 財務省 和家 泰彦

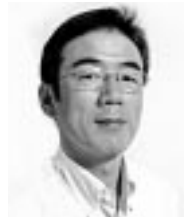
新連載 わたしの金融アジェンダ みんなの党 渡辺 喜美

新連載 ゲーデルの貨幣 一橋大学経済研 小林 慶一郎

為替は時価

政策研究大学院大学
教授

沼波 正



以前、ニューヨークに勤務していたころ、半分冗談めかしながら、アメリカ人によくこつこつしたものだ。「日本では、1日3円の円高になると、各新聞軒並み1面トップ記事の大騒ぎだが、逆に3円の円安だと、1面に載るかどうか……」

昨年夏以来の為替相場を巡る、「円高危機説」一辺倒の論調の過熱ぶりをみるにつけ、「十年一日の如し」という感想をもたざるをえない。いまの景気・物価情勢の下では、どうしても円高のデメリットのほうに目がいきがちなのは、自然なことであろう。しかし、そうはいつても、交易条件の改善といった円高のメリットのほうを一顧だにしない、あまりにもバランスを失した議論ばかりが、相も変わらず横行するのはいかなものか。円高をチャンスととらえて、果敢に海外でのM&Aに乗り出す企業があることも、見逃してはいけない。

さらに違和感があるのが、こういう局面になると必ず、「政府・日銀は円高阻止のために断固たる措置を！」という勇ましい主張が飛び交うことである。血のにじむようなコスト削減の地道な努力を続けておられる輸出企業の方々のご苦労を思うと、教科書的な議論は気が引ける。しかしながら、開放経済下では、独立した金融政策、為替レートの固定、自由な国際資本移動、の三つを同時に達成できないことはよく知られている。日本は と を選ん

でいる以上、為替レートは、基本的に市場に委ねざるをえない。

にもかかわらず、「政府・日銀ががんばれば、為替レートはいかようにでもできる」かのごとき幻想を振り撒き続ける論者たちは、ずいぶん罪つくりなものだとも思う。先日新聞のインタビューで、ホンダの伊藤社長が、「為替は時価だから、1ドル何円が適正か、われわれがいつてもムダ。どう為替リスクを抑えるかが大事だ」と話しておられた。こういう企業経営者の見方のほうが、よほど現実的で、地に足が着いているのではないだろうか。

ところで、中国の政策当局者の間では、日本の「失われた20年」は、プラザ合意による急激な円高容認（その後の超低金利持続 バブルの生成・崩壊）が最大の要因、という見方が広く共有されているようだ。これが、人民元切上げに対する強い抵抗感の理由の一つといわれている。しかし、日本の経験から学ぶべきはむしろ、特定の為替水準を意識して金融政策を運営すべきではない、ということのほうではないか。人民元高アレルギーを背景とした、及び腰の金融政策運営が、最近の中国のインフレや不動産バブルの主因となっているのは明らかだろう。中国の経済政策運営が失敗すれば、いまや世界中が迷惑する。中国の政策当局にも、「為替は時価」という冷静な認識をぜひもってもらいたいものである。

新聞の盲点

金融円滑化法延長で金融庁が求める「コンサルティング機能」の中身 6

News Square

りそなHD、発行済株式総数を上回る最大13億株の増資発表 8
 ゆうちょ銀行、住基カードの不正取得情報を口座不正利用防止に利用 8
 第一生命が豪タワー社を完全子会社化へ 9

時論

為替は時価 政策研究大学院大学 沼波 正 3

視角

証券事件では監視委にも「公訴権」を与えるべし(外資系証券会社) 59

マーケットを読む 債券市場

2011年の債券市場を読む「1%割れの翌年は金利上昇」?
 みずほ証券 三浦 哲也 62

書評

『合理的市場という神話』ジャスティン・フォックス 著
 信州大学 真壁 昭夫 64

営業店コーナー

新連載 わたしの金融アジェンダ①

親父ミッチーから受け継いだ熱い想い
 みんなの党代表 衆議院議員 渡辺 喜美 51

私の支店経営論 川崎信用金庫 武士 優氏の巻(下) 52

支店長室のウラ・オモテ
 新規顧客獲得の極意 54

もう一度確認! 投信販売の内部管理④
 説明義務 ゆうちょ銀行 青山 直子 56

渉外担当教養講座 経済ニュース多面体⑤
 公共事業予算「激減」の帰結 経済ジャーナリスト 大西 良雄 58

オンレコオフレコ

ふさがれたマネロンの穴 26

Data File
 金融マーケット動向 64
 金融機関業態別預貸金速報 65

豆電球

今年の宙と蛸 66

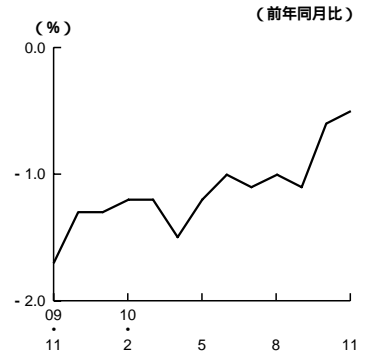
次号予告 65

編集室 66

経営情報 9

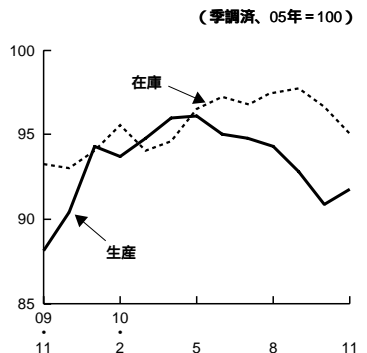
PICK UP

消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)



2010年11月の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数、05年=100)は前月比0.1%下落、前年同月比0.5%下落の99.4、食料(酒類を除く)およびエネルギーを除く総合指数は前月比0.2%下落、前年同月比0.9%下落の97.6となった。

鉱工業生産指数



2010年11月の鉱工業生産指数(速報、05年=100)は季節調整値で前月比1.0%上昇の91.8、在庫指数(同)は季節調整値で前月比1.7%低下の95.0となった。生産指数は6カ月ぶりで上昇したが、総じて生産は弱含みで推移している。

Executive Focus

p.10

サービサーによる業務範囲拡大の動きが壁にぶつかる一方で、コールセンター業界や人材派遣業界において回収関連ビジネスに進出する動きがみられる。いずれも効率的に債務者と接触し、スムーズに支払いにまで誘導するかがカギとなる回収関連ビジネスとの親和性は高いといえる。

「携帯システムで紛争回避、コンプライアンスを徹底」

p.28

この数年間、経営トップが次々に変わったことで、経営に対する不信感が芽生えている。報酬面においても、現状の当社の収益状況では、大きなボーナスを支払うことはできない。そこで職員には「少なくともこの1年間の賞与水準は厳しいものになる。しかし、中期経営計画への取組みを続けていけば、新生銀行は必ずよくなる。世の中の役に立つ、働きがいある職場をつくることは約束する」といっている。

「単独再建の道 当麻茂樹
新生銀行社長に聞く」

特集

集金代行ビジネス最前線

携帯システムで紛争回避、
コンプライアンスを徹底

10

入金案内、集金代行等に関する法規制の
現状と課題

オリエン総合研究所 吉元 利行 16

集金代行業務と弁護士法72条を巡る考察

オリックス 池袋 恒明 22

インタビュー

単独再建の道

当麻茂樹 新生銀行社長に聞く

28

ワンポイント・レク

いま、なぜ第二種金融商品取引業協会設立なのですか？

一般社団法人第二種金融商品取引業協会 若松 宗継 36

論考・解説

年明けも予断許さぬ欧州情勢

みずほ証券 林 秀毅 32

経済制裁措置と外国為替検査の留意点

財務省 和家 泰彦 38

地方銀行10年9月期決算分析

野村証券 佐藤 雅彦 43

新連載

ゲーデルの貨幣 III 政策篇①

バランスシートの経済学

一橋大学経済研究所 小林 慶一郎 60

付録

2010年年間総索引

金融円滑化法延長で金融庁が求める「コンサルティング機能」の出身

金融庁は、2011年3月末で期限を迎える中小企業金融円滑化法（円滑化法）を1年延長し、12年3月末までとする法案を1月下旬にも始まる通常国会に提出する。金融庁は円滑化法の延長に伴い、コンサルティング機能に力点をおいた検査・監督を実施するとする一方、負担感が重かった報告・開示義務を見直す方向で検討している。円滑化法延長で改定される監督指針の内容や今後の検査に対して注目が集まっている。

報告・開示資料は簡素化へ

金融庁によると、2009年12月の中小企業金融円滑化法（円滑化法）施行から10年9月末までに全国の金融機関が中小企業から貸出の返済条件変更の申込みを受けた件数は113万3494件（貸出総額31兆2542億円）。これに対し、金融機関は9万5861件（27兆9353億円）の条件変更に応じており、審査中を除いた実行率は87・9%にのぼる。

しかし、金融庁は「今後も貸付条件の変更等への一定の需要

がある」（10年12月14日付プレスリリース）と判断し、円滑化法を12年3月末までに延長する方針。東京商工リサーチによると、10年度上半期（4～9月）の全国企業倒産件数（負債額1000万円以上）は6555件（前年同期比15・2%減少）。減少要因として、景気対応緊急保証制度や政府系金融機関のセーフティネット貸付、円滑化法の政策効果が指摘されている。期限延長に伴い、金融庁は金融機関が果たすべきコンサルティング機能を具体化し、事業再生に向けた取組みを促す内容に監督指針を改定するとしている。

また、円滑化法に基づく検査を今年9月ごろまでに一巡し、その後は金融検査マニュアル「金融円滑化編」によって通常の検査のなかで実施する。

一方、円滑化法施行当初から金融機関から「負担が重い」との批判が多かった開示・報告資料は簡素化し、事務負担を軽減する。金融庁は同法への対応を含め、全体で2割程度の開示・報告資料削減に向けた調査を開始している。

市場は潜在的な信用コストに注目

金融機関は09年12月以降、専門部署を設置し、条件変更の受付、審査、実行、報告の態勢整備を進め、中小企業からの条件変更の申し出には「細心の注意をはらって審査し、対応してきた」（メガバンク担当者）。しかし、条件変更先を不良債権に力ウントしないよう同法施行と同時に改定された金融検査マニユ

アルで、1年間猶予するとされた経営改善計画の策定期限が到来しても、「猶予先における計画策定は進捗していない」（大手地銀）という現実がある。

「中小企業には依然として仕事がない」（都内信金担当者）状況で、中小企業の景況観は厳しいままだ。

地方銀行が10年末にかけて開催した10年9月期決算の決算説明会では、投資家やアナリストから与信関係費用や信用リスクの動向についての質問が相次いだ。10年9月期決算では与信費用の減少が利益回復に寄与したが、「その他要注意先」が増加傾向にあるため、条件変更してもリスク管理債権となっていない、潜在的な信用コストの発生源となる債権がそこに含まれているのではないかと懸念されているためだ。

そこで、地銀のなかには、自主的に潜在的な信用コストへの対応を進めているところもある。たとえば、京都銀行、群馬銀行では「条件変更先（経営改善計画策定猶予先等）」に高めの貸倒実績率を使用し、中国銀

新聞の盲点

行、第四銀行では「破綻懸念先の予想損失率に下限を設定」しており、下期に向けて「経営改善計画の進捗状況によって異なる引当率を適用する」などの対応を表明している。

結果的に、こうした対応をしていない金融機関との間では市場の評価に差が生じているようであり、今後、財務面で「勝ち組、負け組」とのレッテルを貼られる材料になる懸念がある。

一歩進めて、「円滑化法対応の

差が、地銀再編の背中を押すことになるのでは」（東京商工リサーチ情報部 友田信男 席部長）とみる向きもある。

コンサルテ ィング機能 の充実が 課題

金融庁では年明けから、監督指針の内容を詰めるために金融

機関にヒアリングを行ってゐる。その趣旨は、「コンサルティング機能の実施を監督指針に盛り込むにあたって、現場で起こっていることを確認したい」（銀行二課）というもの。たとえば、各金融機関が提供しているコンサルティング機能の内容や、企業再生支援機構、商工会議所、中小企業再生支援協議会といった外部機関の活用状況について聴取しているようだ。

金融庁と銀行トップとの意見交換会の場でも、延長される円滑化法で求められる監督指針や検査のあり方について議論が交わされている。ここでは、金融庁監督局幹部から「コンサルティング機能発揮とは対応件数をカウントすることではない」「目利き力を発揮し、債権放棄などを含めた責任ある判断を行うのも誠実な対応だ」（同）といった発言が出たという。監督の視点を「量から質へ移す」（同）ことで、「金融機関の信用コスト管理にもつながる」（同）との見方を示した。条件変更先の状況を見極め、債権放棄等の最終処理を判断すること

を金融機関に対して促しているとも受け取れる発言だ。

これに対し、銀行側ではかりに監督指針がコンサルティング業務の具体的内容にまで踏み込むとなれば、「実施内容には強制力が働き、精神論ではすまない」（メガバンク）といった懸念が浮上している。コンサルティング機能の充実を図るためのマンパワーがないという問題だけでなく、「条件変更を申込む中小企業の側には、きちんとしたコンサルティングを実施するだけの企業実態がない」（メガバンク）、「取引先の経営に過度に関与すると苦情につながる」（同）、「利益相反（優越的地位の濫用など）の可能性があり、コンプライアンスリスクがある」（地銀）などの声が寄せられているようだ。

円滑化法は中小企業の倒産回避に大きな効果を発揮したが、もともと同法策定・審議の過程ではモラトリアム法、返済猶予法と呼ばれるなど、「企業と金融機関の緊張関係を緩ませた」（都内信金幹部）といった批判も多かった。今回の円滑化法延



中小企業には依然、仕事がない

長に伴う監督指針改正は、その緩んだ緊張関係がある程度修復することを狙ったものといえるだろうが、薬が効きすぎれば金融機関の中小企業への対応が厳しくなる可能性もある。金融庁も不良債権の先送り、モラルハザードの惹起といった批判を避けながら、「金融機関の健全性確保と中小企業保護の要請の間でバランスをとるため、監督指針の書きぶりには頭を悩ましてゐる」（銀行二課）。政局含みの国会審議もあり、円滑化法延長法案の行方に注目が集まる。

りそなHD、発行済株式総数を上回る 最大13億株の増資発表

りそなホールディングス（HD）は1月7日、最大13億株の普通株増資を実施すると発表した。調達額は、1月5日の終値（479円）を基準に計算すると手取概算額ベースで5752億円。りそなHDは今回調達する資金に剰余金3000億円程度を加えて9000億円程度の公的資金を返済する計画を打ち出しており、目標とする5年後の公的資金完済に道筋をつける。

新規発行する13億株の内訳は、国内一般募集が6億5200万株、海外募集が5億8500万株、需要状況に応じて国内で追加的に売り出されるオーバードットメントが6300万株。発行価格は1月24日から26日までのいずれかの日に決定される。現在、りそなHDの発行済株式総数は12億1495万株で、13億株が発行された場合の希薄化率は100%を超える。りそなHDは昨年11月、普通

〔図表〕 りそなHDの公的資金残高（単位 億円）

	03年9月末 (ピーク時)	10年12月末
早期健全化法優先株式	8,680	1,600
預金保険法優先株式	16,635	12,635
金融安定化法劣後ローン	2,000	0
早期健全化法劣後ローン	1,000	0
預金保険法普通株式	2,964	2,616
公的資金合計	31,280	16,852

（注）億円未満切捨て。

また、今回の増資には、2013年から段階的に実施されるバーゼルⅢへの対応という狙いもある。昨年末のバーゼルⅢ最終合意を受けて、金融庁は今夏にも銀行法告示の改正など国内規制の見直しを実施する予定。現在、リスコアセットの算出に内部格付手法を採用している銀

ゆうちょ銀行、住基カードの不正取得情報を 口座不正利用防止に利用

ゆうちょ銀行は1月6日、口座の不正利用防止のため、地方自治体から住民基本台帳カード（住基カード）の不正取得情報の提供を受けると発表した。

地方自治体は住基カードを発行する際、運転免許証等により本人確認を行っているが、偽造した運転免許証等を用いた住基カードの不正取得が多発している（総務省が把握している範囲では、10年4～11月にかけて42件の不正取得が報告されている）。不正に取得された住基カードを用いて、振り込め詐欺に利用する口座を開設するケースがあることから、総務省側から

行は、国内基準行であつても国際基準行と同じ計算方法で8%以上の自己資本比率が求められており、新規制では普通株等Tier1の数値基準が導入される可能性もある。同手法を採用しているりそなHDは、新規制に確実に対応するために資本構成の転換が課題となっていた。

ゆうちょ銀行へ情報共有の提案がなされた。

ゆうちょ銀行は地方自治体から得た情報をもとに、そのカードを用いて開設された口座の凍結や口座開設の拒絶といった措置をとる。ゆうちょ銀行は09年3月より警察庁から振り込め詐欺に使用された凍結口座名義人リストの提供を受けており、昨年12月からはヤミ金融業者に不正利用された凍結口座名義人リストについても情報提供を受けるなど、口座の不正利用防止強化に取り組んでいた。今回、地方自治体と住基カードの不正取得情報を共有するのは、金融機

第一生命が豪タワ―社を完全子会社化へ

第一生命は10年12月28日、オーストラリアの生保会社タワ―・オーストラリア・グループを11年5月に完全子会社化すると発表した。

タワ―社の発行済株式71・04%を総額11億9300万豪ドル(約996億円)、1株当たり4豪ドル(約334円)で取得する。取得金額は、発表直前のタワ―社の株価に対して46・5%、過去1カ月のタワ―社平均株価に対して46・2%のプレミアムを加えた金額となる。タワ―社の経営陣等に付与されているストックオプション等の現金化のため、7000万豪ドル(約58億円)も支払う。国内生保に

関として初めてとなる。総務省は昨年11月26日、各地方自治体に対して、住基カードを即日発行する場合には後日、郵便で通知を送るなどして、本人確認を徹底するよう要請。あわせて、携帯電話の不正取得を防止するために、1月から電気

通信事業者協会へ不正取得情報を提供するよう通知した。その後、ゆうちょ銀行との合意がなされ、12月28日に同行への情報提供について通知された。現在、同行以外の民間金融機関への情報提供も検討しており、全銀協と話し合いをもっている。

よる海外生保の買収案件としては最大規模だ。

第一生命は、08年にタワ―社の株式の約3割を取得して関連子会社化し、取締役2名を派遣していた。豪生保市場は日本の12分の1程度だが人口増加に伴って保険市場が拡大しており、残りの全株式を保有することで豪市場の成長を享受する考え。豪市場は商品としては貯蓄型保険が主力だが、保障性商品へのニーズが高まって

きており、保障性商品市場は過去15年以上にわたり年10%以上で成長している。タワ―社は豪市場で業界7位の中堅生保だが、死亡保障商品に強みをもっており、保障性商品では業界4位。10年9月期の収入保険料は9億4200万豪ドル(約787億円)、当期利益は8700万豪ドル(約73億円)。

第一生命はこれまで保障性商品市場の伸長が見込める先として、オーストラリアの他にベトナム、インド、タイ、台湾に進出している。10年4月の株式会社化の際に設けられていたロックアップ期間(180日)が経過したこともあり、タワ―社の完全子会社化に踏み切った。今回の買収により、第一生命の純利益に占める海外事業の比率は3%から9%になり、来期のEPS(一株当たり利益)は330円程度上昇する見込み。第一生命は中国への早期進出も目指しており、今後も海外展開を加速する考えだ。

〔図表〕 保有契約保険料(保障性商品) (単位 百万豪ドル)

	10年6月期 (年間)	前年比 伸び率	市場 占有率
National Australia / MLC Group	1,366.6	12.7%	15.7%
CommInsure Group	1,192.0	+2.0	13.7
ING Australia Group	1,091.3	11.1	12.5
TOWER Group	1,042.4	40.5	12.0
AIA Australia	774.7	18.2	8.9
AMP Group	768.0	15.9	8.8
AXA Australia Group	691.0	7.1	7.9
Suncorp Group	670.7	5.8	7.7
BT / Westpac Group	433.8	9.8	5.0
MetLife Insurance	254.2	+0.8	2.9
Others	415.8	18.0	4.8
Total	8,700.3	12.2	100.0

(出所) Plan for Life

経営情報

みずほコーポレート銀行は12月30日、モルガン・スタンレーとKKRが保有するオリエントコーポレーションのJ種優先株式を相対取引で取得することで合意した。取得価格は1株約593円(募集時の払込金額は1株1000円)。取得予定日は11年2月4日。

集金代行ビジネス最前線

1999年2月、「債権管理回収業に関する特別措置法」の施行を受けて、日本でも債権回収ビジネスが花開いた。しかし、2008年のリーマンショック以降、産業界への資金供給を重視する方向への金融

行政の転換、債権流動化案件の激減により、同ビジネスは頭打ちの様相をみせている。少額かつ多数の売掛債権など潜在的なニーズは強いが、ビジネスの裾野拡大には弁護士法の壁が立ちはだかっている。

携帯システムで紛争回避、 コンプライアンスを徹底

労働集約的な業務の効率化に工夫を凝らす民間プレーヤー

クレジットカード債務者の居所確認等の調査、通信販売代金・ケーブルテレビ料金など売掛金の入金案内、国民年金・NHK受信料の収納と集金代行業務の裾野は広い。民間プレーヤーはコンプライアンス確保やトラブル防止に留意しつつ、労働集約的な業務の効率化に工夫を凝らしている。

債権回収業の裾野拡大 にストップ

債権回収ビジネスが曲がり角を迎えている。

1999年2月以降、弁護士法の特例として制定された「債

権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）に基づき、一定の金銭債権（特定金銭債権）について法務大臣から許可を得た民間業者（サービサー）が回収業務を担うことが可

能となり、金融機関の不良債権

処理ニーズにこたえる形で日本でも債権回収ビジネスが花開いた。2001年の法改正では特定金銭債権の範囲が拡大し、同年9月以降、銀行など金融機関の有する貸付債権だけでなく、ノンバンクの貸付債権全般、法的倒産手続中の者が有する金銭債権、流動化対象債権などを取り扱うことが可能となっている。

その後、金融機関においては不良債権処理がおおむね終了

し、金融機関からの業務受託・債権譲受けは頭打ちとなった。また、世界金融危機の影響が日本に及び始めた07年末以降、流動化案件が激減するとともに、金融行政は産業界への円滑な資金供給に舵を切り、09年11月の中小企業金融円滑化法制定に象徴されるように、金融機関に対して不良債権の切り離しではなく窮境に陥った借手の支援を要請するようになった。そこで、サービサー業界では家賃、医業

不良債権処理がおおむね終了

未収金、通信販売代金などの売掛金にビジネスの裾野を広げていくこととする動きがみられた。

ところが、これらは特定金銭債権ではないため、回収の一手手前までの行為しかできない（集金代行と呼ばれる）。特定金銭債権の範囲を広げるべく法改正に向けた働きかけは行われているが、自民党から民主党へ政権が交代したことにより、自由化の流れは完全に頓挫してしまっただ。加えて、サービサー法には他業禁止規定があるため、集金代行は法務大臣から承認を受けた兼業の範囲内で行うことになるが、09年7月以降、法務省は集金代行が兼業の範囲を超えていることを理由とした業務改善命令を次々と発し、安易な業務拡大を許さない姿勢を明確にした。

コールセンターや人材派遣会社の進出

しかし、小口かつ多数の債権の回収に関連する行為のすべてを弁護士が担うというのも非現実的だろう。弁護士は法律事務の専門家としての教育・訓練を受けているはずだが、対人折衝の専門家ではない。また、そのコスト構造から考えて労働集約的な業務を弁護士のみで遂行することができるとは思えないし、効率的な組織運営のノウハウがあるわけでもない。弁護士が取り扱うことのできない、経済社会の少額債権回収ニーズをどのように満たすかという問題は解決されていない。

サービサーに対する業務改善命令の事案において、法務省が指摘した集金代行に関する不備・過誤事由をみると、債務者との間で何らかの紛争が発生している債権について、債務者の申出を債権者（委託者）に取り次

がない、あるいは支払いを強制するような行為を行うことが非難されていることがわかる。要するに、サービサーは集金代行業務においては債権者の手足として行動すべきであって、債権者と債務者の間に立つて主体的に行動することは許されないといいことだろう。

クライアント（債権者本人）の立場からみれば、債権者の居所確認、働きかけ、回収まで一気通貫で外部委託できないのは不便だろうが、債権回収の第一歩が債務者へのアプローチであることを考えれば、債務者の現況を調査し、債務者に対して未払いの事実や支払方法を伝えてくれるだけでもありがたいはずだ。しかも、こうした行為（回収関連ビジネスと呼ぼう）であれば弁護士法違反の問題は生じないと考えられるから、その担い手はサービサーに限られないのがおもしろいところだ。

実際、サービサーによる業務

範囲拡大の動きが壁にぶつかる一方で、コールセンター業界や人材派遣業界において回収関連ビジネスに進出する動きがみられる。たとえば、三井物産系のコールセンター運営「もしもしホットライン」（東証一部）は100%子会社のアイウィジックで回収代行・各種調査業務等を受託している。また、人材派遣の「バックスグループ」（ジャスタック）は10年4月、やはり回収代行・各種調査業務等を行うICRと資本業務提携契約を締結した（出資持分20%）。

いずれも比較的低コストで多くの労働力を調達し、クライアントの対人営業を支援することを得意とする業者であり、いかに効率的に債務者と接触し、スムーズに支払いにまで誘導するかがカギとなる回収関連ビジネスとの親和性は高いといえる。なかでもICRは携帯電話を活用した独自のシステムで拠点を不要とするとともに、担当者・

委託者間のリアルタイムの連絡・報告によって債務者との紛争回避、個人情報保護の徹底を図るユニークなビジネスモデルを築いている。

KDDIと携帯速報システムを共同開発

株式会社アイ・シー・アール（ICR、本社・名古屋市）は1982年、クレジットカード会社等の委託を受けて強制執行（動産執行）のアレンジメントワーク（事前調査・執行立会い）を行う会社としてスタートした。強制執行期日が決まった後、債務者のもとを訪れて状況を説明し、対応について相談に応じる。当日も債権者代理人として立ち会い、執行がスムーズに完了するよう支援するサービスだ。

同社は現在でも名古屋市、愛知県、福岡市、熊本市などから委託を受けて、公営住宅の家賃滞納者に対する明渡執行のアレ

ンジメントワークを行っている。強制執行は裁判所の執行官が強制的に権利の実現を図る手段だが、実情を知らない人間が動産差押えや住居立退きを機械的に実行しようとする、債務者の抵抗にあつてコストばかりがかさんでしまう。債務者の生活にも配慮して強制執行について納得してもらい、債務者が協力するような状況を作り出すところが、90年代終わりになると消費財の換価価値下落、生活必需品など差押禁止財産の範囲を広げる裁判所の運用により、動産執行が金銭債権の実現手段として機能しなくなってしまう。このため、同社はクレジットカード会社からの調査業務受託に活路を見出すことになった。滞納し、連絡が途絶えている債務者の所在を確認、生活状況を調査のうえ、実際に面談して債権者本人に連絡するよう促すサービスだ。債権回収ではな

いので、債務者に「返済してください」とはいわない。

ここでは、全国に散在する少数数のクレジットカード債務者に対し、いかに効率的にアプローチするかがビジネスの肝になる。そこで、同社は05年にKDDIと「携帯速報システム」を開発した。調査担当者が使用する専用の携帯電話端末と本社サーバとの間で専用無線回線で結び、担当エリア内の訪問対象者リストを携帯電話端末から参照できるようにするとともに、簡易な調査結果の報告なら携帯電話端末のボタン操作で行うことができるよう工夫されている。担当者は債務者との面談に成功したら、その携帯電話端末を使って債権者本人と直接話すよう働きかける。

北海道から沖縄まで約200人の調査担当者が稼働しているが、同社の拠点は名古屋市の本社と佐賀県鹿島市のコールセンターだけだ。各地の調査担当者

は携帯電話端末で本社との間でスケジュール調整を行い、自分のエリア内の調査案件について指示を受ける。そして、債務者が自宅にいる可能性が高い土・日曜日を中心に現地調査を実施し、結果を本社に報告する。それが毎週繰り返される。携帯速報システムは、モバイルコンピュータリング推進コンソーシアム（会長・安田靖彦東京大学、早稲田大学名誉教授）の「MCPIC AWARD 2007」特別賞を受賞した。

委託キャンセルも

リアルタイムで可能に

ICRの今井重好社長は、携帯速報システムには二つのメリットがあるという。

一つは、個人情報保護の徹底だ。委託者から債務者の名前・住所・電話番号・年齢等の個人情報を受受する際、郵便・ファックス・eメール等を使うと紛失や誤送付が発生するおそれが

ある。携帯速報システムでは、委託者が専用端末と通信カードを使って必要な情報を打ち込み、KDDIの専用無線回線を通じてICRに伝達されるため、そのような送付途中での情報漏れのおそれがない。調査担当者がもつ携帯電話端末も専用が開発されたもので、普通の端末より堅固なつくりになっている。

調査担当者は指紋認証とパスワード入力を経て携帯電話端末からシステムに接続し、自分の写真を端末で撮影して本社に送ってから業務開始となる。担当者以外が当該端末からデータにアクセスすることはできず、所定時間（8～21時）外の接続も不可能なように設定されている。

また、担当者が端末から閲覧する調査対象者のデータは本社サーバ内にあり（バックアップサーバは鹿島市）、端末にはデータが残らない。現地調査の結

果報告も端末で行うため、紙の資料を持ち歩くこともない。報告内容のデータは、報告「完了」ボタンを押すと端末から消えてしまう。万一、担当者が端末を紛失した場合は、遠隔操作で端末からデータを消去する。端末からデータを消去する方法については、携帯速報システムとともに特許出願中である。

もう一つは、リアルタイムの

指示・報告によるトラブル回避だ。委託者は携帯速報システムを通じて、調査担当者の業務遂行中に依頼事項を追加することができるし、依頼をキャンセルすることもできる。とくにクレジット・キャッシング債権の場合、弁護士介入があったら債務者へのアプローチを中止しなければならぬので、委託者にとってリアルタイムでのキャンセルが可能なのはコンプライアンス確保、トラブル回避の観点から重要だ。キャンセルされた案件については、担当者が携帯

電話端末でデータを参照することもできなくなる。一方、調査担当者は債務者から何らかの申出を受けた場合、回答を留保せずに、その場で委託者へ電話をかけて（直電）、委託者と交渉するよう債務者に働きかけることができる。

国民年金、NHK受信料の徴収に展開

ICRは今後、こうした調査業務で培ったノウハウ、インフラを生かし、国民年金保険料やNHK受信料の収納業務に力を入れようとしている。

国民年金保険料は06年に制定された公共サービス改革法により、収納業務を外部に受託する法的根拠が与えられた。受託資格のある民間事業者はサービスに限定されない。NHK受信料の収納業務は従来から「地域スタッフ」と呼ばれる個人事業主に外部委託されていたが、08年度以降は公共サービス改革法に

基づく市場化テストに準じた公開競争入札によって民間事業者への外部委託が進められている。

なかでも政府は国民年金保険料について、12年までに日本全国の収納業務を民間事業者に委託する方針であり、民間事業者にとつては、それを目指してどのような体制整備を進めていくかが課題となる。ICRは10年10月事業開始分から、バックスグループとの共同事業体（JV）として競争入札に参加している。バックスグループが労働力を調達し、ICRが教育・ノウハウ提供を担うという役割分担だ。

ちなみに、国民年金保険料収納事業の民間競争入札は、10年6月の内閣府の勧告（「日本年金機構の国民年金保険料収納事業に対する評価」）を受けて、参加業者の評価基準の大幅な見直しが行われた。07年10月および08年10月事業開始分の実績を

分析したところ、落札金額が毎年大幅に低下する一方で納付率が低下している。これは民間事業者が経費のかかる戸別訪問を十分に実施せず、電話による納付督促に事業を集中していることに原因があるというのが、内閣府の分析だった。

そこで、10年10月事業開始分の入札では、技術評価点(企画書の評価)を価格評価点で除して総合評価を決める従来の方式を改め、戸別訪問の期待水準を明確化するとともに、技術評価点と価格評価点を加算して総合評価を決めることにした。業者選定にあたり、コストより戸別訪問の能力を重視する姿勢を明確にしたわけだ。結果、当該入札ではコールセンター中心の業者に代わり、ICR、アイヴィジット、日立キャピタル債権回収といった戸別訪問を得意とする業者が受託に成功した。

国民年金では、バックスグールの社員約40名がICRの指

揮監督のもと、茨城県、宮崎県の一部、沖縄で保険料の収納業務に従事している。NHKからは昨年6月以降、近畿、東海、北陸の衛星放送受信料の収納業務受託に成功した。両業務では対象者に納付書や口座振替の案内を送付するほか、実際に対象者のもとを訪問して弁済金を受領するという作業が発生する。

この場合、担当者は翌日、受け取った現金を所定の口座に振り込むことになる。ただし、国民年金保険料については納付免除の申請を案内することが多く、現金取扱いが発生するケースは多くないという。

受注量の平準化、業務の効率化に課題

ICRの今後の課題は、国民年金保険料やNHK受信料の収納業務の受託を拡大する一方で、クレジットカード債務の調査業務で培ったノウハウを両業務に生かし、徹底した効率化を

図ることだ。

同社は現在、クレジットカード債務、国民年金保険料、NHK受信料の間で担当者を分けている。年金債務は夫婦間で連帯納付義務があるが、クレジットカード債務は家族にも本人の情報伝えてはならないなど、債務の性質によってコンプライアンスのルールに違いがあるためだ。国民年金保険料・NHK受信料の収納業務はエリア、受託量が決まっているため、担当者の給料は固定給だが、クレジットカード債務の受託量は変動するため、担当者の給料は歩合給の割合が高い。

しかし、複数の債務の種類が異なっているため、各債務者が同一エリアに住んでいるのなら、そのエリアの同じ社員が担当したほうが効率的に業務を遂行できるはずだ。また、社員の規律を維持するためには、固定給の割合を高めて長期雇用を促進したほうがいい。いかにビジネス

の裾野を広げて受注量を平準化するか、携帯速報システムを進化させて担当者の作業内容を標準化できるかが問われることになる。

また、国民年金保険料・NHK受信料の収納業務では、債務者データが委託者自身のシステムで作成されるため、いったん送られてきたデータをICR本社で携帯速報システム用に入力し直す作業が必要になる。両業務でもクレジットカード債務の調査業務と同様、委託者のもとに専用端末を置くことができれば、データの入力・更新が容易になるとともに、委託者からのリアルタイムでの指示が可能となつて債務者とのトラブル回避に役立つだろう。

受託者のみならず、委託者側が自らの業務効率化に向けてどのような取組みを行うかも、回収連ビジネス進化のカギになるといえそうだ。

(本誌 花岡 博)

【特集】集金代行ビジネス最前線

〔図表〕 サービスに対する最近の業務改善命令発出事例（集金代行関連）

日付	名前	不備・過誤事由（集金代行の業務範囲逸脱の内容）	対応
09年7月7日	エー・シー・エス債権回収 *主要株主：イオンクレジットサービス	<ol style="list-style-type: none"> 1) 債務者が申し出た不払いの理由や分割弁済等の計画を委託者に取り次いでいない 2) 弁済を延滞した債務者に対して約定どおりの弁済を促したり、弁済金の増額または減額を提示して弁済を求めると請求行為を行っている 3) 定期弁済が困難と申し出た債務者に対し、具体的な弁済計画を策定した後に連絡するよう申し向けていたり、約定どおり弁済を行わないことを非難する発言をしている 4) 債務者から一方的に切電されるなど支払案内を拒む意思がうかがわれるものや債務の存在に疑義を申し立てられているものなど明らかに事件性や紛争性が認められる債権について、委託者へ返却していない 	利息制限法超過債権の集金代行業務を全面的に停止し、特定金銭債権に特化
09年7月23日	栄光債権回収	<ol style="list-style-type: none"> 1) 債務の減額、支払方法の変更、弁済の猶予等の債務者からの申出を委託者に取り次いでいない 2) 債権の存在に疑義を申し立てられていたり、債務者の死亡が確認されたときなど、事件性・紛争性またはそれに類する事実が判明した債権を委託者に返却していない 	兼業の範囲を逸脱することがないように、委託先と調整。その結果、兼業の範囲を逸脱すると想定される場合は集金代行業務を中止。兼業業務は10年4月30日をもって廃止
09年11月9日	ニッテレ債権回収	<ol style="list-style-type: none"> 1) 債務者からの分割弁済等の申出を委託者に取り次いでいないものがある 2) 債務者に対し、債務の解決方法を申し出るよう執拗に促したり、虚偽の説明をして申出を誘導しているものがあるほか、債務者が被る可能性のある不利益をことさら強調する記載のある手紙を送付などして、実質的に支払を要求しているものがある 3) 債務者が債務の存在を否定しており、事件性・紛争性が認められるにもかかわらず、委託者に返却していないものがある 4) 債務者が夕方は仕事忙しいので電話連絡はやめてほしいと申し出ているにもかかわらず、それを拒否している 5) 委託者と締結した集金代行業務委託契約書の契約条項に、支払交渉や請求行為を許容する条項が盛り込まれているものがある 	委託者の了解をつとめるなど当局の要求をクリアできる形で集金代行業務を継続
09年12月8日	ジーピーエヌ債権回収 *クレディセゾン：71.4%	<p>集金代行について、業務マニュアルに業務範囲を逸脱した交渉手法が記載されているものがあるほか、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 債務者に対し、請求行為と同視しうる発言がなされている 2) 委託者に対し、債務者の申出を取り次いでいない 3) 集金代行業務とともに、承認を受けていない機器返却案内業務を行っている 	業務全般につき、マニュアルを整備して内部統制を強化
09年12月15日	エム・テー・ケー債権管理回収	<ol style="list-style-type: none"> 1) 債務者からの弁済条件変更の申出を委託者に取り次いでいない 2) 債務者に対して請求行為を行っている 3) 事件性・紛争性のある債権について取扱いを継続している 4) 集金代行業務とともに、承認を受けていない物品回収業務を行っている 	規則および業務の見直しを実施し、研修等により、全社員に規則の周知および運用を徹底
10年5月14日	ジャックス債権回収サービス *ジャックス全額出資	集金代行業務について、実施基準およびマニュアルに業務範囲を逸脱する内容が記載されている	入金案内業務については「従業員への研修・教育」を徹底するとともに検証体制を構築

（出所）法務省、各社HP等。

入金案内、集金代行等に関する

法規制の現状と課題

規制の壁にぶつかり、十分な回収効果をあげられないジレンマも

オリエンツ総合研究所
専務取締役 主席研究員

吉元 利行



「金銭債権の入金支援・促進ビジネス」は、集金代行・収納代行・入金案内などのネーミングが示すように統一された事業形態ではない。認可や登録を必要とする「要許可モデル」もあれば、市場化テストや法改正により認可・登録不要で営むことのできる「市場化モデル」、経済二丁ス・社会環境に対応して取り組まれている「チャレンジングモデル」とが混在する状況である。本稿では、許可や登録の必要なビジネス以外の業務に関する規制の現状や課題について述べる。

現在みられる ビジネススタイル

業務スタイル

現在、筆者が把握する入金案内、集金代行等の収納代行ビジネス（以下「収納代行業務」という）は大別すると以下のスキームに分かれる。

- i) 債権者の事務所または業者のコールセンターなどから対象者に電話をかけ、債権の存在や未納の事実を告げ、円滑な支払いを促すとともに、延滞事由等の調査を行う。
- ii) 受電による入金案内
債権者が発出した通知、公報、テレビや新聞等の広告などによる告知により、事務所等にて電話をしてきた対象者に対する
- iii) 入金依頼文書および振込用紙等の送付による入金案内
債権者名で支払義務の存在や事実関係を記載し、支払を促す通知書面等を発出し、同封した銀行の振込用紙やコンビニ送金用紙を利用して回収する。
- iv) 口座振替、カード利用による入金案内
何らかの方法により支払いを促して、その支払時期・支払額・支払方法等を決定し、その後の約束の履行を促す。
- v) 対象者を訪問しての入金案内
債権者から委託のあった対象者の自宅等を訪問し、支払義務の存在や支払事実関係を告げ、自発的な支払いを促すとともに、延滞事由等の調査を行う。
- vi) 支払いの催促・入金約束を伴う入金案内
これらを個別業務に分類すると、収納代行業務とは、委託元である債権者の依頼により、対象者に対して
- vii) 債権者の存在、支払義務のある事実を伝える
- viii) 入金案内文書や振込用紙等を

集金代行

対象者から口座振替依頼書またはクレジットカードによる代金決済の同意を得て、対象者の預金口座から自動振替を利用して代金の収納を行う。

対象者を訪問しての入金案内

債権者から委託のあった対象者の自宅等を訪問し、支払義務の存在や支払事実関係を告げ、自発的な支払いを促すとともに、延滞事由等の調査を行う。

何らかの方法により支払いを促して、その支払時期・支払額・支払方法等を決定し、その後の約束の履行を促す。

これらを個別業務に分類すると、収納代行業務とは、委託元である債権者の依頼により、対象者に対して

債権者の存在、支払義務のある事実を伝える

送付するなど支払方法を伝える
 (ウ)通知手段として、架電や訪問等の行為を行ない、支払いの案内を行う

(エ)支払いが遅延したり、支払いが困難となつて理由を調査・聞き取りする

(オ)支払を促したり、支払時期・金額などの約束を取り付け、その履行をフォローする
 という五つの業務のすべて、または一部を行う業務といえる。

取扱対象となる 金銭債権の内容

収納代行業務の対象となつている金銭債権の種類としては、個人に対する地方自治体の税金・公共サービスの料金、公共および民間の医療費・診療費、公共および民間の家賃、電話・通信料、放送受信料、通信販売代金、生命保険・損害保険料、会費などである。しかし、一部には、貸金業者の貸付債権やリース・クレジット債権、ファクタ

リング債権、ガソリンスタンドなどの売掛債権など、大口の法人向け等の金銭債権が収納委託されている例も散見される。

これらの債権は、支払期限が到来する前の金銭債権（正常債権）と支払期限がすでに経過した金銭債権（未収債権）に区分でき、さらにリース・クレジット債権、ファクタリング債権、銀行の貸付債権等の特定金銭債権（債権管理回収業に関する特別措置法（「サービサー法」）や、国民年金保険料（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律）（「公共サービス法」）などのように法令に規定のある金銭債権と、法令に特別の規定のない金銭債権に分けられる。

これらの債権のうち、支払期限到来前のいわゆる正常債権の収納代行業務は前記(エ)(オ)の業務を含んでおらず、格別の問題が生じない。また、延滞債権であってもサービサー法など法令に

規定のある金銭債権を対象とする場合は当該法令により規律される。したがって、本稿は、支払期限が到来した未収金銭債権であつて、法令で特別の規定のない一般の金銭債権を対象とする収納代行業務をおもな検討の対象とする。

収納代行ビジネス に関連する法規制

収納代行業務に対する 法規制

自己が保有する金銭債権の収納業務や回収業務を外部に委託または請け負わせることについて、委託者側は一部の例外を除き原則として自由であり、法的な制限は少ない（注1）。しかし、受託者側には、委託者の利益や委託された業務の相手方の利益の保護などを目的として、当該業務を行う能力、ノウハウがあつても、免許・登録を有しない者が受託や請負を禁止され

たり、その業務内容に制限がかけられたりすることがある。

具体的には、前記(ア)(イ)の業務については、対象者が個人の場合、個人情報保護に関する法律の適用があるほか、医療・保健・金融・信用、通信などに関するセンシティブな情報が含まれる場合には、さらに該当官庁の策定する事業者向け監督指針・ガイドラインの内容に留意する必要がある。

次に、(ウ)(エ)の業務については、その訪問活動が「探偵業の業務の適正化等に関する法律」に規定する「探偵業務」（注2）を伴うときは、同法により営業所ごとに当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会への届出義務など（同法4条のほか7条8条の規定あり）が定められている。

最後の(オ)の業務において、支払義務を認識させ、自発的な支払いを促すことは正当な業務である。しかし、未払いについて

の事情や抗弁がある可能性もあり、これに無関係に支払いを直截に催促すれば問題が生じる可能性がある。また、個別事情に応じた支払時期の延長、支払金額の減縮や免除、分割払いなどの合意を受託者が単独で行えば、弁護士法72条に抵触する可能性が出てくる。弁護士法では、72条において弁護士でない者が報酬を得て「法律事務」を行うことを業とすることを禁止しており、これらの行為は法律事務に該当する可能性が高いからである。

弁護士法による 規制内容

「法律事務」となる「法律事件」は、「法律上の権利義務に関して争いや疑義がある案件または新たな権利義務関係を生ずる案件をいう」(東京高裁昭和39・9・29判決)とされ、「事件性必要説」に立つて判断している例が多いが、弁護士会

としては、弁護士法72条の趣旨は「非弁護士の活動全般を禁止しようとして」「一般の法律事件」という表現を採用したものであることから「事件性」という要件は不要と解すべきである」(『弁護士法概説(3版)』(高中正彦 三喜堂・360ページ・06年)と「事件性不要説」をとっている。

いずれにしても、とくに事件性・紛争性が疑われる「支払時期の延期や分割、支払金額の減縮や免除など」の行為を債権者に代わって受託者が行うことは避け、収納代行業者自身が代理人とならないよう債権者に連絡のうえ、債権者に対応してもらうことが必要である。なお、経営コンサルティング会社が事業再生手段として業務委託契約のもとで会社分割を提案し、司法書士を介して登記手続を行い、報酬を得たとして逮捕された事件が最近発生した(注3)。また、親会社の法務部門や債権管理部門

が子会社の法律事務を取り扱う場合にも、100%子会社でない限り、他人の法律事務を取り扱うという要件を満たす(注4)ことになるので、これが「正当業務」として違法性がないと評価されるよう、無償性などに留意する必要がある。

対象金銭債権に関する 規制

金銭債権の種類により法規制がより強化されている場合と、逆に規制が緩和されている場合がある。たとえば、社会保険料などは、弁護士法の改正を受けて2006年に「公共サービス」が制定され、延滞した保険料を回収するという業務が弁護士法の例外として行うことができることとされた。

また、法律や条例等の改正や市場化テストにより、自治体貸付金、公立病院の診療費や公営住宅の家賃等については、入金案内、収納代行などの業務が一

般に開放されている。このように公共サービスの民間委託が可能となったのは、地方自治法243条で「私人の公金取扱いの制限」がなされているところ、地方自治法施行令158条1項で、自治体の収入の確保および住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にも徴収または収納の事務を委託することができる」と規定され、使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、貸付金の元利償還金の収納業務につき民間企業に委託することが可能となり、クレジットカード決済が導入されるなどの効果があったからである。その後、地方自治法施行令158条の2第1項により、「地方税」も収納委託が可能になった。

しかし、公共サービス料金の回収業務すべてに弁護士法の適用が除外されたわけではない。弁護士法72条の規制が外れるのは、「他の法律に別段の定めが

ある場合」に限定されており、公営住宅の家賃収納業務や公立病院の診療費、水道料金などの「債権回収業務」は依然として禁止されている。

一方、私的債権については、債務者の利益を考えて規制が強化されていることがある。たとえば、貸金業者の貸付債権やクレジット会社のクレジット債権については、債権者自身が債権回収業務を行う場合であっても、債務者の平穩を乱し、困惑させる行為が禁止されており、とくに貸付債権については、債権回収の業務を受託した者や債権の譲受人に対して同様な規制が課されている。

債権管理回収会社（サービサー）は、これらの債権の回収の受託および債権の譲受けができる国内唯一の業態であるが、これらの業者には厳しい業務規制と許可制度が課されている。たとえば、サービサー法2条および政令に列挙された銀行の貸付

債権やリース債権、ファクタリング債権などの特定金銭債権の債権管理回収業務を弁護士（法人）と許可サービサー以外に委託することが禁止されている。さらに、許可サービサーであっても、債権回収業務に該当しない収納代行業務については、法務省から兼業の許可を得なければ営むことができない。

収納代行業務を行う場合の留意点

公共サービス料金の場合

収納代行業者は、法律で弁護士法2条の適用除外が定められている社会保険料などの金銭債権以外について、債権回収業務ができない。したがって、収納代行業務を行う場合には、その業務内容が債権回収業務に該当していないかの検討を行ったうえで取り組む必要がある。検討の際には、公共料金サービスの

手数料や費用の収納業務の外部委託に関して、行政庁から発出されている通達が参考になる。

「国土交通省・公営住宅家賃」

住宅局住宅総合整備課課長補佐

平成19年12月27日付事務連絡

「公営住宅の滞納家賃の徴収対策の留意事項等について」（要約）

【民間事業者に委託することできない業務】

・家賃の決定、減免、徴収猶予、滞納家賃の督促、法的措置

【委託が可能な業務】

・督促に関連する事実行為、たとえば、督促状などの作成・封入・送付などの作業

・自主的納付の勧奨として、滞納事実の告知、自主的納付の勧奨と納付時期・意思の確認、申出内容の記録、滞納事実の説明、窓口での滞納家賃の受取業務

・居所不明者の住所等の調査
 ・口座振替を利用した受領、法的措置の補助的な事務として契約解除や強制執行時の立会業務、差押物件の保管等の法的措置に関する補助的な事務、収入申告書の配布・回収など

【要注意業務】

・訪問・呼び出しにより滞納者と面談する場合には、問題が生じたときの役所担当者の支援態勢が必要であり、また、訪問時には、個人情報保護上の万全の措置を講じる必要がある。

「総務省・医業未収金」

自治財政局地域企業経営企画室
 長平成19年3月31日付「医業未収金の徴収対策の留意事項について」（要約）

【民間事業者に回収を委託できない業務】

・訪問面談時の未納の告知を上回る請求行為

・訴訟等の法的措置を実施している債権、支払いを拒んだり、分割納付中・相談中の債権、経済的理由で未払いなのが明らかでない債権など、事件性・紛争性を有する診療債権は、未納事実等の告知であっても委託業務の対象外とすること

【委託できる業務】

・文書や電話による自主的納付の勧奨（納付意思・時期の確認、申出内容の記録、診療債権の滞納の根拠となる事実の説明）

・居所不明者に係る住所等の調査

・口座振替、カード利用による収納事務の委託
・督促状の印刷・作成・封入その他補助的・機械的業務や差押物件の保管

ただし、委託していた診療債権についても、事件性・紛争性が生じた場合には、以降、委託を禁止すること。支払方法について相談があった場合は、委託業者から報告を受け、回答は伝達にとどめることに留意する。

その他の金銭債権の場合

公共サービス料金以外の金銭債権に関しては、サービサーを監督する法務省大臣官房司法法制部審査監督課長が集金代行業務について、08年7月8日付で全国サービサー協会宛に発出した通達がある。

「法務省…全国サービサー協会宛通達」

「レターの記載に関する」請求を超える事務として不適切な

例」

・理由なく期限を設けるなどして連絡を要求する記載
・入金確認レターに次回の入金・振込・送金等を要求する記載
・案内した入金がなされなかった場合に不利益を被る可能性があることを記載するだけでなく、不利益部分を強調する記載
（未払い記録が登録されます、信用取引において不利益が生じます等）

・実質的な請求にあたるような記載（解決してください等）

【請求を超える事務として不適切な行為の例】

・債権者に取り次ぐことなく分割弁済の相談に応じる行為
・本人以外のものに、サービサー名、委託者名、委託者の業種のいずれか、あるいはすべてを明示する行為（留守番電話の録音を含む）
・反復継続して架電、通知する行為
・面談による集金代行業務

今後の見通しと課題

業務管理体制の整備

以上をまとめると、収納代行業務のうち、前記(ア)債務の存在、支払義務のある事実を伝える、(イ)入金案内文書や振込用紙等を送付したり、支払方法を伝える、(エ)支払いが遅延したり、支払いが困難となっている理由を聞き取りする、については、個人情報関係を除いてとくに問題は無い。

しかし、(ウ)通知手段として、架電や訪問等の行為を行って支払いの案内を行う、(オ)支払いを促したり、支払時期・金額などの約束を取り付け、その履行をフォローする際には、架電や文書送付の反復継続、理由なく支払期限を設けたり、期日入金が無い場合に不利益な取扱いを示す等により、実質的に請求行為とみなされるような行為を行わないようにする必要がある。債権者の延滞等にかかる事情やそれに関連する申出を債権者に取り次がず、単独の判断で分割弁済や支払時期の延期、支払額の

変更などの相談に応じたり、変更内容に同意することもできないことになる。

これらの判断基準は、公的私的債権に共通のはずである。収納代行業者としては行政通達、法務省通達の記載例を参考に実施可能な業務内容を整理し、業務委託契約書や業務マニュアルおよび実際の業務を点検するとともに、収納代行業務に使用する文書の体裁や記載内容、支払いの説明・案内内容に関する話法や応答マニュアル、委託元（債権者）との連絡・相談手順とその記録の保存など社内体制の整備を行い、定期的に遵守状況を確認できる態勢を構築する必要があろう。

業界としての自主規制

公共サービスの収納関連業務について、その効率性を期待して民間へ業務委託する流れは今後も加速すると考えられる。しかし、自治体等が自ら実施す

は問題なく行える料金の回収等の業務が弁護士法72条の制約から民間業者では許されないことから、民間に委託しても十分な回収効果があげられないというジレンマがクローズアップされてくる可能性が高い。

この問題を根本的に解決するためには、サービサー法2条の特定金銭債権の範囲を公共サービサー料金全般まで拡大する必要がある。あるいは、民間事業者が債権回収業務を行うことができるよう個別の公共サービサー関係法に弁護士法72条の例外規定を設ける必要があると考えられる。これは、民間業者の有する金銭債権で、社会コストを下げることが社会全体にとって有益な債権についても同様である。もっとも、2010年末で弁護士人口が3万人を突破し、弁護士の就職難と仕事不足が顕在化してきている現状では、これらの改正は弁護士会との利益対立を含んでおり、簡単ではな

い。むしろ、いままで弁護士から見向きもされなかった収納代行業務に、今後若手弁護士が参入する可能性さえ感じられる。

しかし、現在まで収納代行業者の数が増加し、その対象債権が拡大してきたのは、公共民間を問わず、効率的な業務遂行の必要性や社会的分業のニーズに対応し、各業者が本業で培ってきた人的・システムのな資産とノウハウを応用し、低価格でのスピーディーな業務処理態勢を構築できたからであろう。とくに広範な公共サービサー分野においては収納代行業者が低廉で効率的な業務を行うことが期待される。その際には地方自治体の十分な監督を前提に、登録等の要件は今後も必要ないと思われる。これをより確実にするためには、収納代行業務について統一的なルールやガイドラインを策定し、委託者にもそのルールやガイドライン遵守業者から受託者を選定するよう働きかける

など、収納代行関連業務を正当業務として確立する努力を高める必要があると考える。

(本稿は筆者の個人的見解であり、筆者の所属する企業グループ、関係する機関の見解を表明するものではない)

(注)1 クレジット会社の場合、個人情報やクレジットカード番号等を伴う事務委託については、委託先の個人情報等取扱いに関する指導や監督責任があり、地方自治体や貸金業者等については委託先の選定責任などが付されている例がある。

2 他人の依頼を受けて、特定人の所在または行動についての情報であつて、当該依頼に関するものを収集することを目的として、面接による聞き込み、尾行、張り込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務をいう。

3 10年9月4日付日本経済新聞

4 03年12月8日開催の司法制度改革推進本部における「法曹制度の検討会」における法務省見解は、従来から企業グループ

内で法務部門などが子会社を対象に法律事務の有償サービサーを提供する場合の弁護士法72条抵触問題に関して、完全子会社であっても法人格が別である以上、「他人性」の構成要件を満たすが、報酬がなく、「コピー代」などの実費の請求にとどまる限りは、「有償」との構成要件を欠くので、正当業務として可能とする。

よしもと としゆき

78年九州大学卒、オリコ入社。02年法務部長、06年執行役員。08年から現職。法務省法制審議会信託法部会委員、同電子債権法部会委員、経済産業省産業構造審議会支払小委員会委員、金融法学会会員、サービサー業務研究会幹事など多数歴任。『消費者信用ビジネスの研究』(BK出版、共著)、『クレジット取引』(青林書院、編著)、『消費者信用の法務対策360講』(金融財政事情研究会、共著)など著作多数。

集金代行業務と弁護士法72条を巡る考察

オリックス
執行役（法務・コンプライアンス部、監査部管理）

弁護士 池袋 恒明

正当業務行為の類型化・明確化が必要



弁護士法72条の刑罰法規としての構成要件は非常に広い。立法当時と異なり、実物経済の社会から信用経済へ大きく発展した現在、法72条違反による処罰可能性の範囲が拡大すれば、正当な経済社会活動が阻害される可能性を否定しきれない。社会経済的に正当な業務の範囲内にあると認められる集金代行業務、支払案内業務の具体的内容について、正当業務行為の類型化が必要ではないだろうか。

債権回収業務と 弁護士法

わが国では、暴力団等の反社会的勢力が債権回収に関与するなどの弊害があったことから、これらの弊害を防止する手段として、弁護士法（以下、「法」という）72条は、弁護士または弁護士法人（以下、あわせて「弁護士等」といい、弁護士等でないものを「非弁護士等」とい

う）でない者が、報酬を得る目的で、債権回収等の法律事件に關して、債権者に代わって請求行為をする等の法律事務をすることを禁止している。さらに、法73条は、訴訟その他の紛争が助長されること、および、法72条の趣旨を潜脱する行為を防止するために、いわゆる不良債権について、これを他人から譲り受けてその権利実行をすることを業とすることを禁止した。

その後、バブル崩壊後における大量の不良債権処理の必要から、1998年に弁護士法の例外として、債権管理回収業に関する特別措置法（以下、「サービサー法」という）が制定され、法務大臣の許可を得た債権回収会社（以下、「サービサー会社」という）に、一定の範囲の金銭債権（以下、「特定金銭債権」という）についての管理回収にかかる受託業務、当該特定金銭債

権の買取り業務を認めた。サービサー会社の活躍により膨大な不良債権処理が進捗したことは、法務省が公表している「債権回収会社の業務状況」に示されているとおりである。

また、サービサー会社に取扱いが許されていない各種売掛金債権等についても、その管理回収にかかる業務をサービサー会社、クレジット会社等の収納代行会社へ委託して回収効率を向上させたいとの社会経済的ニーズはますます拡大しており、かかるニーズは私債権だけではなく、国民年金保険料、公営住宅の延滞家賃、独立行政法人国立病院機構の医業未収金などの公債権にかかる管理回収の場面にしても同様である。

弁護士法72条の趣旨

法72条（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）の趣旨について、最大判昭和46・7・14は「弁護士は、基本的な人権の擁護

と社会正義の実現を使命とし、広く法律事務を行うことをその職務とするものであって、そのために弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講せられているのであるが、世上には、このような資格もなく、なんらの規律にも服しない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とするような例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正かつ円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、同条は、かかる行為を禁圧するために設けられたものと考えられる」としている。

また、取締り対象の行為類型について、かつては「非弁護士等が報酬を得る目的をもって、法律事務を取り扱い、またはこ
れらの周旋をすることを、それぞれ業とすることを禁止した」ものであるとする一罪説と、「報酬を得る目的をもって法律事務を取り扱う行為類型（業として行われる必要はない）」と、法律事務の取扱いを業として周旋する行為類型（報酬を得る目的があることは必要としない）をそれぞれ別の罪として禁止したものであるとする二罪説が対立していた。この点について、前掲最判は、「右のような弊害の防止のためには、私利をはかってみだりに他人の法律事件に介入することを反復するような行為を取り締まれば足りるのであって、同条は、たまたま、縁故者が紛争解決に関与するとか、知人のため好意で弁護士を紹介するとか、社会生活上当然の相互扶助的協力をもって目すべき行為までも取締りの対象とするものではない」と判示し、一罪説に従うことを明らかにしている。

弁護士法72条の要件

本条は刑罰法規（法77条に処罰規定をおいている）であり、前記一罪説に従った場合、その構成要件は、①弁護士または弁護士法人でない者が、②報酬を得る目的で、③業として、④法律事件に関する法律事務を取り扱い、またはその取扱いを周旋すること、の4要件である。ここで、委託を受けて行う債権回収、集金代行業務との関係においても論点となるのは右④の要件である。

(a) 「法律事件」について

右④の要件のうち「法律事件」とは、法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、または新たな権利義務関係の発生をもたらす案件をいうものとされている。この「法律事件」に関して、実定法上事件と呼ばれている案件またはこれと同視できる程度に争いがある案件に限定されるべきであるとの考えがある

（事件性必要説 札幌地裁昭和45・4・24判決のほか、東京地裁平成3・4・25判決も事件性必要説を前提にしているものと思われる。）

これに対し、そもそも法72条は非弁護士等による活動をいっさい禁止しようとの立法目的をもって制定された規定であることから、法律事件の範囲を限定的に解釈すべきでないとし、また事件と呼ばれている程度の案件の範囲が明確でなく、処罰の範囲が曖昧となることから罪刑法定主義に反するとの意見（事件性不要説 この説に立つと思われる判決としては浦和地裁平成6・5・13、その控訴審である東京高裁平成7・11・29がある）があり、現在では事件性不要説が有力であるとされている。かかる意見に従えば、「法律事件」とは、事件または事件と同視できる程度の紛争性の有ることは要しないこととなり、社会において行われている無数

の正常な法律行為の委任等に基
づく代理行為の多くが法72条
に抵触しかねないこととなる。

(b)「法律事務」について

次に前記④の要件のうち「法
律事務」とは、法律上の効果を
発生、変更する事項の処理だけ
でなく、法律上の効果を保全・
明確にする事項の処理も含まれ
るとされる。判例上で「法律事
務」に該当するものとして認定
された例としては、債権取立て
の委任を受けて行う請求、弁済
金の受領、債務の免除、交通事
故の相手方との示談交渉、建物
の立ち退き交渉などがある。

集金代行業務運営上の 留意点

以上のように、法72条は刑罰
法規の構成要件としては非常に
広いものとなっている。立法当
時と異なり、実物経済の社会か
ら信用経済へ大きく発展し、社
会経済活動の領域もグローバル
化した現在では、経済社会活

動、消費活動の多くが何らかの
法律にかかわっており、何らか
権利義務の相對構造のある案件
のすべてを「法律事件」に該当
するとした場合、法72条違反に
よる処罰可能性の範囲が著しく
拡大し、正当な経済社会活動が
阻害される可能性を否定しきれ
ない。そこで、以下では、債権
者からの委託を受けて行う金銭
債権の集金代行業務を例に、そ
の実態と業務運営上の留意点に
ついて述べたい。

(1)集金代行業務等の社会的ニーズ
業種を問わず、事業者が一定
の事業活動を行っていれば、取
引先に対して何らかの売掛債権
その他の金銭債権を取得し、そ
の管理・回収にかかる所定の業
務を処理するために相応のコス
トを負担している。そして、そ
の事業者が営利事業であること
公益事業であること、その事業
を効率的に実現するために、よ
り低コストで、かつ適正な業務
運営が求められており、その実

現の方法として、当該金銭債権
の管理回収業務の全部または一
部を集金代行業者等に委託する
ニーズは多い。

実際に、携帯電話料金、民間
賃貸住宅の賃料等について初期
未収にかかる支払案内業務がコ
ールセンター、集金代行業者等
に委託されているようであり、
一部のサービサー会社において
は、法務大臣の兼業にかかる承
認を得て、非特定金銭債権（サ
ービサー法2条所定の特定金銭
債権に該当しない金銭債権）に
かかる集金代行業務が行われて
いる。民間間の取引により生じ
た債権だけでなく、国立病院の
医業未収入金や公営住宅の滞納
家賃についても、「競争の導入
による公共サービスの改革に関
する法律」に基づいて、当該未
収債権に関する支払案内等の業
務を民間に委託するための民間
競争入札が実施されている。

右の例にあるように、集金代
行業務や支払案内業務を委託す

る対象債権には、比較的少額で
多数の顧客に対する金銭債権で
あることが多く、かかる少額多
数の金銭債権を効率的かつ適切
に管理するためには、コールセ
ンター機能等のインフラ設備と
適切に業務を遂行できる十分な
経験が不可欠であり、自社でこ
れらを賄うよりは、これらの機
能とスキルを有する業者に委託
するほうが効果的である。

(2)集金代行業務等にかかる留意点

初期未収債権にかかる集金代
行業務、支払案内業務を委託す
る社会的ニーズが高いことは既
述のとおりであるが、他方にお
いて、法72条に抵触しているの
ではないかと疑われる事例もあ
るので、かかる業務を受託する
場合には留意が必要である。法
72条の「法律事件」について事
件性不要説の考えを前提にした
場合、非弁護士等が受託できる
業務としては、①事件性および
紛争性のない事案であって、法
律事務に該当しない事務、②法

法律事務に関連する補助的、機械的な事務などがあげられる。

「右①の具体例」

●**文書や電話による自主的返済の勧奨**

債務者に対して支払いが遅延している事実を告知し、(請求行為に該当しない範囲内で)自主的な返済を呼びかけること、返済意思の有無の確認、返済の意思がある旨の債務者について返済予定時期の確認等の業務がこれに該当する。この点について、債務者が自主的に返済期限を定めていないにもかかわらず一方的に返済期限を設定すること、支払いがない場合には不利益を被る可能性がある旨を告知すること等の行為は請求行為に該当すると判断される可能性が高いので、留意が必要である。

また、文書や電話による方法だけでなく、債務者の自宅等を訪問して債務者に対して直接自主的返済の勧奨を行う方法も考えられ、より明確に債務者の返

済意思や債務者の状況が確認できる長所もあるが、他方、債務者と直接面談した場合には、会話の進展状況によっては請求行為と判断されるおそれのある場面も想定されることであり、特段の留意が求められる。

債務者から自主的返済の意思の有無や返済条件等について申出を受けた場合、その内容を債権者に取り次ぐ必要があり、債権者に取り次ぐことなく集金代行業者等において分割返済の相談に応じることは、当該集金代行業者等が返済交渉(すなわち法律事務)に関与することとなる。

●**所在不明者の住所・居所等の調査**

かかる調査業務自体は法72条の規制対象ではないものの、受託業務内容によっては探偵業の業務の適正化に関する法律が適用され、都道府県公安委員会への届出等の手続を要することとなる。

●**支払代行**

債務者の求めに応じて行うクレジットカードなどを利用した支払いなど、債務者の利便性を考慮した方法がこれに該当する。

「右②の具体例」

●**請求書 督促状の作成、封入および発送に関する機械的業務**

右各書面の送付名義人は債権者であり、右事務の委任を受けたものは送付名義人としてはもちろんのこと、その代理人としても表示されるべきではない。

違法性阻却の可能性

法72条が制定された時代背景・立法事実を振り返れば、反社会的勢力が関与した債権回収や債務者の保護されるべき法的利益が損なわれるような回収を行っている者に対しては、これを厳しく取り締まるべきである。

しかしながら、時代が大きく変化し、企業・国民全体が法律事件」と関与している範囲が拡

大していること、会社法に基づく株式会社における内部統制構築制度の創設や、法令その他コンプライアンス違反を行った一部の企業が倒産に追い込まれるなど会社を監視する社会の目が格段に厳しくなっていることから、会社の法令遵守、コンプライアンス遵守体制が向上していることなど、法72条が制定された当時に比較して、国民の法律生活の安全を保障する社会的インフラが整備されつつある。

また、一定の事業活動から不可避的に発生する債権を効率的に、かつ適切に管理すべきことは、資本主義経済社会においては当然の使命であり、「法律事件」「法律事務」の該当性の一言をもって、それらの業務のいっさいを弁護士等に独占させることの合理性は乏しいようにも思える。このような状況をふまえると、はたして法72条を厳格に適用することが現代社会の要請なのか、法72条、73条のそれ

その構成要件に該当すると判断される場合においても、正当業務行為として違法性を阻却されるべき事例が容認されるべきではないのか、疑問を感じざるをえない。

この点、法72条の脱法行為を防止する趣旨で制定された法73条について、最高裁判平成14・1・22は「弁護士法73条の趣旨は、主として弁護士でない者が、権利の譲渡を受けることによって、みだりに訴訟を誘発したり、紛議を助長したりするほか、同法72条本文の禁止を潜脱する行為をして、国民の法律生活上の利益に対する弊害が生ずることを防止するところにあるものと解される。このような立法趣旨に照らすと、形式的には、他人の権利を譲り受けて訴訟等の手段によってその権利の実行をすることを業とする行為であっても、前記の弊害が生ずるおそれがなく、社会経済的に正当な業務の範囲内であると認

められる場合には、同法73条に違反するものではないと解するのが相当である」と判断し、違法性が阻却される場合のありうることを示している。

今後、「法律事件」「法律事務」の議論とは別に、社会経済的に正当な業務の範囲内にあると認められる集金代行業務、支払案内業務の具体的内容について、業務受託者の属性、法令遵守体制、業務内容およびその実態、受託業務の遂行方法など詳細な検証をふまえて正当業務行為の類型化が必要ではないだろうか。とくに弁護士法の例外として誕生したサービサー会社の機能を有効活用すべく、サービサー法改正も視野に入れた議論がなされてしかるべきであると考える。

いけぶくろ こうめい
88年4月弁護士登録。99年4月
オリックス債権回収取締役就
任。10年1月オリックス執行役
就任（現職）。

いまはあまり注目されていないが、11年度税制大綱に銀行実務に少なからず影響を及ぼす項目がそとと盛り込まれている。

「法定調書の光磁気ディスク等による提出義務の創設」。法定調書とは、各税法によって税務署に提出が義務付けられている書類のことで、支払調書、源泉徴収票、計算書、報告書などが、

その代表的なものに「給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書」がある。こうした法定調書を年間1000枚以上提出する場合には、提出義務者は調書記載事項を電子媒体データで提出しなければならないと、義務化された。現在、法定調書の提出は原則紙ベースだが、任意での電子媒体提出も認められており、すでに義務者の半数近くが電子媒体で提出している（「露ヶ関」という。税務事務の効率化からも提出義務者（企業）にとっても、税当局にとっても電子媒体提出は当然の



オンレコ

オフレコ

ふさがれたマネロンの穴

成り行きといえるだろう。義務化の対象は企業全般だが、とくに銀行に係属しているのが、海外送金関係。送金原因についての告知書と送金者の氏名、住所、金額などを記載した調書を提出することとなっている。為替取引ことの提出なので、総枚数は不明だが、相当数にのぼっていることは想像に難くない。もちろん本人確認作業を伴い、マネロンの関門となっている。銀行は事務効率の観点から当然、すべてデータで提出しているように思われるかもしれないが、しかし、「あえて紙ベースで提出しているケースがある」（同）という。大量の調書はいわば段ボールに箱詰めされ倉庫に保管、問題がない限り調査されない。それを見越して、「意図」をもって紙で提出している節もあるという。データとして処理されれば、さまざまな検索が可能になり、「意図」を見破ることができる。もちろん、送金原資の税務調査も可能になるといって仕掛けである。

調査されない。それを見越して、「意図」をもって紙で提出している節もあるという。データとして処理されれば、さまざまな検索が可能になり、「意図」を見破ることができる。もちろん、送金原資の税務調査も可能になるといって仕掛けである。

単独再建の道

当麻 茂樹 新生銀行社長に聞く



地銀と「Win-Win」の関係を深め、 銀行の社会的責任を果たす

新生銀行は2010年9月、4カ月前に発表したばかりの中期経営計画（10～12年度）を改定し、事業再構築に取り組んでいる。2期連続赤字、あおぞら銀行との統合計画の破談を受けて新社長に就任した当麻茂樹社長に、今後の戦略を聞いた。

社内にはびこった
セクシヨナリズム

改定した中計では、2010年度を収益安定化に向けた体制整備の年と位置付けている。社長に就任してまず何から手をつけたのか

人心の融和だ。

当社の強みは、国籍も含めさまざまなバックグラウンドをもった人材の融合によって、革新的な商品・ビジネスを生み出してきたという点にある。それが、先進的なリテール・バンクの仕組みを構築するなどの成功

につなげた。

一方で創設から時間が経つにつれて、将来的にどういう銀行像を目指すかが、忘れ去れてしまった。しだいに「一般企業向けの貸出は儲からないからやめたほうがいい」といった考えに陥って短期的な収益至上主義に走り、投資銀行業務に傾注した結果、リーマンショックで大損失を生んだ。

また、各部門間でセクシヨナリズムが生まれ、部署ごとに大きな気持の溝ができてしまった。社長に就任以来、私は社員に、「責任の押し付け合いはや

めよう」「新生銀行はもう後がないので、危機意識を共有してほしい」「他部門のことは関係ない」という意識では企業は成り立たない」としきりに伝えてい

る。社員はまず他の部門を敵ではなく、頼りになるパートナーだと認めてほしい。新生銀行がこういう状況に陥ってしまったのは、特定の部門・人の責任ではない。部門の壁をなくし、チームワークを復活させるために、部門を超えた会議体を設けるなどの取組みを続けている。

収益至上主義の見直しとあわせて、2期連続の健全化計画

未達の事態を受けた全執行役に対する業績連動報酬の停止、人件費の08年3月期比3割減等の合理化策が打たれるなか、社員の士気は保っているのか

社員の仕事に対するモチベーションに影響が出ていることは否定できない。この数年間、経営トップが次々に変わったことで、経営に対する不信感が芽生えている。報酬面においても、現状の当社の収益状況では、大きなボーナスを支払うことはできない。そこで社員には、「少なくともこの1年間の賞与水準は厳しいものになる。しかし、中

期経営計画への取組みを続けていけば、新生銀行は必ずよくなる。世の中の役に立つ、働きたいある職場をつくることは約束する」といつている。収益状況を改善させ、成果に応じた報酬を支払う仕組みにしていこう。

貸手不在の市場で レゾンデットル追求

目指すべき銀行像とは

他行との競争が少ない分野、他行が進出していない分野に活路を見出したい。メガバンクでも地銀でもない銀行として、自らの存在意義をどう見出しているかという問題だ。「金利主義」「ローン至上主義」、あるいは「石橋をたたくても渡らない審査部」と表現されるような日本の伝統的な銀行のあり方に、いかにアンチテーゼを示すことができるかにかかっている。

具体的にとどのような提案ができるか

通常の銀行が融資するのがむずかしい企業・人に対して、生きたお金をスムーズに貸すのが、われわれに課せられている宿題だ。いまの邦銀は、超優良

企業に低い金利でたくさん資金を借りてもらうための競争に明け暮れている。そうではなく、貸手がいない市場、貸出がむずかしい分野に積極的に進出していききたい。そうすることで、銀行の社会的責任を果たしたい。

具体的には、将来性のある起業家や成長企業に対して積極的に融資をしたい。いまの日本の銀行では、黎明期のグーグルやマイクロソフトなどのような将来有望な企業であっても、実績がなければ融資しにくい。しかし、本来の銀行の役目は、いままたにお金が必要な企業・人に生きたお金を貸すことだ。

また、競合相手が少ないソリユーション型のビジネスに力を入れていく。たとえば、本業以外の事業に手を広げて借入れ過多になり、財務体質が悪化している企業に対して、ムダな事業を切り離し、本業回復に資するソリユーションを提供する。たとえば現在、クーポン・スワップ等の為替デリバティブで多額の損失を抱えている企業がある。当社はこのようなデリバティブの契約内容を分析し、損失

を消すことは無論できないが、企業と一緒に解決策を検討し対応策の提案をしていくことができる。

消費者金融事業でいえば、利用者がさらにローンを借りやすい仕組みを追求していく。かつてノンバンク業界は多重債務者問題を生み、貸金業法の改正という一種の社会的制裁を受けた。しかし、業界がきわめて困難な状況に直面している現在は、むしろ社会に必要な、あるべきノンバンクの姿を実現していくチャンスが到来している。

現在の消費者金融の利用のされ方は、ギャンブルなどの遊興費のためというよりも、ボーナス支給日前の若い会社員などがスキーにいくために10万円借り入れるといった気軽な利用が増えている。顧客にさまざまな使い方をしてもらって、「明るい消費者金融」に変えていきたい。そのうえで、ローンの金利をさらに引き下げることも考えられる。顧客が当社の消費者ローンを利用していただくために、どうすればよいかを真剣に検討している。消費者金融の顧客に

とっては、銀行本体が提供しているカードローンは、まだ敷居が高く使にくい。当社の連結子会社新生フィナンシャルは、10年8月末に、東和銀行と個人向け無担保ローンの保証業務で提携を開始した。消費者金融事業と銀行の消費者ローンの利用手法には違いもみられる。一般の利用者には、銀行で消費者ローンが借りられるということがまだあまり認知されていないので、銀行をもっと利用しやすくしていきたい。

住宅ローンについては、金利競争では当社に勝ち目がない。その分、繰上返済手数料や保証料がかからないなど、金利以外の商品性で勝負していきたい。**地銀とのパイプを生かし運用をサポート**

その他、どういったビジネスに取り組みか

今後注力していきたいと考えているのが、地域金融機関向けビジネスだ。

国内の資金需要はこれからさらに減ることが見込まれ、本格的な海外進出ができない地銀の

営業基盤は徐々に崩れつつある。数年を待たずして、地域金融機関のなかには預金の運用をどうするのか、真剣に考えざるをえないところが出てくる。たとえば、一部の地域金融機関が基幹システムを共同利用しているように、すでに自発的な提携が生まれつつある。しかし将来的には、さらに本格的な地銀同士との提携・大連合が必要になるだろう。当社は、旧長期信用銀行時代に地銀に対して金融債を販売していたため、地銀と強固な関係を築いている。このリレーションシップを生かし、コスト削減やIT・営業面でのサポート等、地銀の経営そのものに対するソリューションの提供を行っていききたい。

さらに、将来的には、地域金融機関の運用全般を手伝うビジネスに力を入れたい。現状の当社の経営状態で申し上げるのはおこがましいが、地域金融機関の運用のポートフォリオは、その地域性からリスクの分散がむずかしくなかなかなかうまくいっていない。リスク分散ができる大きなポートフォリオを当社が組



新生銀行の新店（東京・日本橋）

成し、地銀がポートフォリオに資金を投じてもらう形で、資金運用を代行するようなビジネスを行えたらと考えている。

あおぞら銀行も地銀との提携を重視している

旧長期信用銀行であるわれわれには地方の店舗網が小さく、一方の地銀には運用商品のラインアップが乏しい。地銀と協調しながら、Win Winの相互補完関係を築いていきたいという考えが根底にある。たとえば、老人ホーム運営など医療ファイナンスの分野では、すでに地銀と協調して融資をしている。当社が協調関係にある地銀の融資先に割り込んで営業をするといった方向に走るとは絶対にな

い。必要があれば、地銀と株式を持ち合ってもいいと考えるが、資本面で支配したり支配されたりするような関係を築くことは念頭がない。

あおぞら銀行との合併計画が破談になった。その発表時に表明していた業務提携の交渉は、現在どういった形で進んでいるか。さらに、今後の可能性としてふたたび統合することは考えられるか

あおぞら銀行との業務提携の交渉については、お互いにメリットがある形での提携のパターンを模索しているが、いまに至るまでまだ生まれていない。

合併計画は一度破談したが、もはや絶対に統合はしない、とはいわない。合併計画が破談した私が考える本質的な理由は、あおぞら銀行には失礼だが、2行ともまだ弱かったからだ。2行がともに強くなり、互いにメ

リットがあるということになれば、可能性として合併はありうるだろう。

しかし、個人的な考えをいえば、日本の銀行業界はもはや、2〜3行が合併すればうまくいくという時代ではなくなっている。銀行の合併につきものの派閥争いや、たすき掛け人事の交渉といった不毛な作業は行いたくない。

地銀は、取引先の海外進出支援に悩みを深めている。地銀にソリューションを提供していくうえで、国際業務体制は十分か

現在、将来の成長が有望な中小企業は、すべてといって過言ではないほど海外に進出しようとしている。一方で当社はいま海外に拠点がなく、現地貸しができる体制がない。早急に海外のネットワークを再構築するヒト・カネの余裕もない。中国やタイ、シンガポール、マレーシアといった国にいまから進出し、他の大手行と競争するといふのも、すでにタイミングが遅すぎる。

したがって、日本の大手行が

当麻 茂樹 新生銀行社長に聞く

まだ進出していない、今後の成長が見込めるアジア各国に、現地の金融機関との業務提携という形で海外進出していく。たとえば、10年11月にベトナムのバオベトホールディングス、さらにインドのイエス・バンクと業務提携を結んだ。バオベトはベトナム最大の金融コングロマリットだ。ベトナム進出を考える顧客と同国政府要人の面会を設定したり、工場用地の手配をするなど、顧客のさまざまな要求に応え、当社からも広範な提案をすることができる。

ROA 2%

ROE 10%台が目標

株価が長期間低迷しており、公的資金返済のメドが立たない

現在の株価では、まだ公的資金返済に向けた絵が描けるような状況にない。まずは第一歩として、3カ年の中期経営計画を全うすることだ。返済までに少し時間を要するのは事実だが、軌道に乗りさえすれば、収益力の多様化・強化のためのさらなるビジネスの種がいろいろと出

てくるはずだ。

外国人投資家が、いま新生銀行の株式を買う必要性がないと考えるのもわかる。収益性が大手行と同じならば、投資資金は当然メガバンクに向かう。他の大手行ではなく当社の株を投資家を買ってもらうためには、業務内容・人材レベルで他行と差別化し、高い収益性をもつ銀行を作り上げなければならぬ。ソリユーション型のビジネスに力を入れて非金利収入を増やし、近い将来にROA 2%、ROE 10%程度の収益性をもつた銀行にしたい。それぐらいの利益水準にならなければ、当社は投資家に認めてもらえない。

株価低迷の原因として、子会社アプラスフィナンシャルの株価下落による減損リスクの問題のほか、不動産ノンリコース・ローンの残存リスクなどに対する投資家の懸念があった

このほど、効率的にコンシューマーファイナンス子会社を運営するために、当社が保有するアプラスの普通株を完全子会社の新生フィナンシャルに譲渡し

た。これによって、11年3月期決算で株式譲渡に伴う特別損失を銀行単体で317億円計上するが、アプラス株の下落による減損リスクはなくなった。

海外投資などのノンコア資産については、今後も残高を減少させていく。もともとノンコア資産の残高はピーク時で9000億円あったが6000億円程度を処分可能な資産が占める。そのうち約3000億円は比較的高格付の社債が中心となっており、信用リスクの点からはすぐに売却する必要はない。

中期経営計画中に6000億円のノンコア資産を約半分の3000億円に減らすつもりだが、すでに、計画初年度で1300億円程度売却している。不動産のノンリコース・ローンも、要注意先を中心に売却を進めており、計画どおりに減少している。今後、もっと処理を加速させていく。ただし、国内の不動産融資事業については、残高を現在より圧縮したうえで中身を入れ替え安全性を高めながら続けていく。

10年9月期決算が好調だった

たにもかかわらず、通期業績予想を見直していない。11年3月期決算はどうなるか

中間期の連結純利益は169億円だったが、通期の見通しは125億円のままで据え置いた。これはその時点で下期に40億円程度の損失を見込んでいたわけではなく、業務環境に不確定要因が多すぎたためだ。6月の貸金業法改正や、9月の富士倒産の影響によって、これから連鎖的な貸倒れがどの程度発生するのかわからない。また、中間期決算発表時には、米ドル建て優先出資証券の公開買付け結果も読めなかった。第3四半期の決算発表までには、通期見通しを発表したいと考えている。

(聞き手・本誌 谷川治生)

とうま しげき

72年東大法学部卒、旧第一勧業銀行(現みずほフィナンシャルグループ)入行。同行常務執行役員、みずほコーポレート銀行常務執行役員、いすゞ自動車副社長などを経て、09年5月新生銀行顧問。6月社長就任。

年明けも予断許さぬ欧州情勢

救済枠組み先送り、

ポルトガル4月危機

みずほ証券
グローバルエコノミスト

林 秀毅



2009年秋にギリシャの財政赤字表面化で欧州債務危機は、アイルランドなどに波及した。これを受けて、昨年末に開催されたEU首脳会議は緊急対応の仕組みを拡充できず、課題を先送りした。ポルトガルが今年4月の国債大量償還を乗り切ることができるか、隣国スペインへの危機波及が回避されるかなど、年明けも欧州情勢は予断を許さない状況が続く。

問題を先送りした

昨年末のEU首脳会議

昨年末の欧州では、12月16・17両日に開催されたEU首脳会議（EUサミット）が高い関心を集めた。財政赤字拡大が続き資金調達に問題を抱える欧州域内の国々に対し、どのような救済の枠組みをつくれるのが、会議の最大テーマだった。背景には、昨年半ばにかけてギリシヤに対しEUを中心に救済支援が行われた後も、アイルランドをはじめとしてEU域内の混乱

が収まらなかったことがある。

金融市場でも、欧州の国債市場で最も安全とされるドイツと比較して、アイルランドなどの国債利回りの上昇が続いた（図表1）。財政面で問題を抱える国に対する市場の懸念が高まれば、これらの国の国債価格は値下がりし、利回りは上昇するため、国債による資金調達コストが一段と高くなり、財政負担が増すばかりか、国債の買手がいなくなり、資金調達が困難になる事態さえ生じるおそれがある。今回のEU首脳会議では、

ある国の資金調達が困難に陥った場合に、緊急に対応できる仕組みづくりが急務になっていた。にもかかわらず、緊急の危機対応に役立つような結論には至らなかった。会議の具体的な内容は、次の三点に集約できる。

第一に、EUとIMFによる緊急融資枠（総額7500億円の増額が実現しなかった。

緊急融資枠の内訳としては、EUによる「欧州金融安定基金（EFFSF）」が最大4400億を貸し出すとしており、主

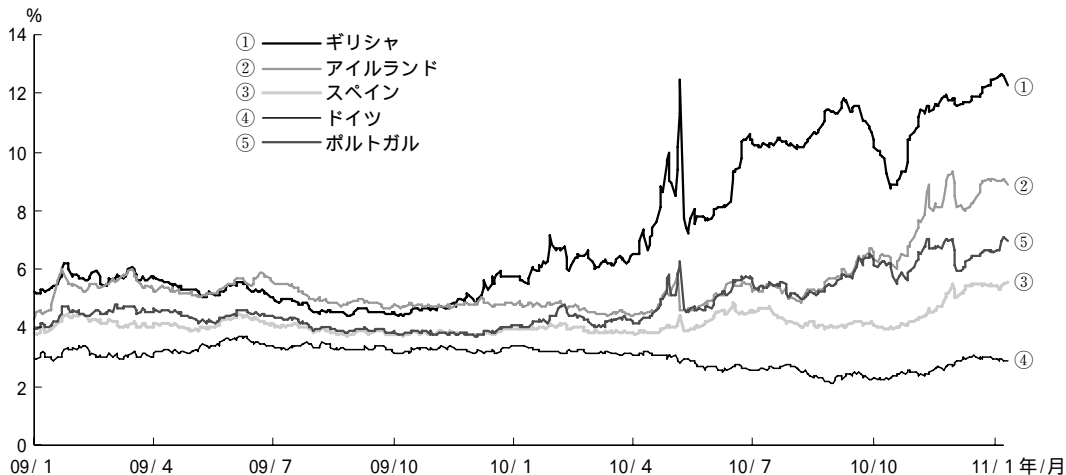
要な役割を占めている。この融資枠は昨年5月、ギリシャ危機を鎮静化させるため設置され、アイルランド救済にも用いられた。今回のEU首脳会議へ向け、緊急融資枠を増額することの是非が議論されたが、ドイツの反対などで金額を据え置く方向で意見が収束した。

第二に、「EU共同債」の発行が決定されなかった。EU共同債とは、EUが一括して債券を発行し、EU各国が必要とする資金に充当しようとするものである。EU全体の信用力によって資金を集め、自力で資金調達を行うことが困難になった国に割り当てることが想定されていた。EU共同債についてはユーロ圏財務相会合で前向きに議論が進められていたが、ドイツのメルケル首相が反対を表明し、フランスも反対するに及んで実現に至らなかった。

第三に、「欧州版IMF（国際通貨基金）」を2013年6月に設立することが決定された。正式名称はESM（欧州安定メカニズム）という。先に述べた緊急融資枠が3年間の期限

〔図表1〕

欧州各国の10年国債利回り



(出所) いずれもみずほ証券金融市場調査部。

付きであるため、これを引き継ぐ形で恒久的な救済の枠組みを創設することがかねて議論されており、それが具体化した形だ。ただし、新たな枠組みで救済を行う場合には、保護を受ける投資家にも金利減免など一定の負担を求めることが定められた。これは、従来からドイツが主張していた点である。

以上の三点をみると、従来から問題を起こした国の救済に消極的なドイツと、EU全体として救済の仕組みをつくらうとする動きとの間にある「溝」は

埋まらず、問題は先送りされたと見える。緊急対応の仕組みは拡充されなかつたうえに、将来の仕組みづくりについては合意されたものの、投資家負担が条件となつたためだ。

深化する市場不安

昨年末にかけて、個別国の動きはどうだったのか。ギリシャの次に問題が表面化した国は、アイルランドだ。ギリシャは長年、国の財政赤字を正しく計上していなかったことが明らかに

なり、EU内外から批判され、早い段階で救済が必要な状況にまで追い込まれた。これに対し、アイルランドは国全体の高成長を背景に不動産市場でバブルが発生し、国内の金融機関の経営が悪化したことが危機の主因だった。

アイルランド政府は08年のリーマンショック後から国内金融機関を保護する姿勢を打ち出しており、そのために必要となる財政赤字が膨張していた。昨秋、同国の財政赤字が対GDP比で32%まで増加することが明らかになったことが直接のきつ

かけとなり、市場の懸念が強まった。この結果、昨年11月下旬には、EUとIMFによる緊急融資枠から総額850億¹⁾の金融支援を受けることが決定された。

EU首脳会議と重なつた昨年12月17日、格付会社ムーディーズが、アイルランドの格付を一挙に5段階引き下げた。アイルランドの経緯は、EU各国の債務に対する市場の懸念を一段と深めたといえる。

1月10日、アイルランド救済資金のため欧州金融安定基金が発行する債券を、日本政府が購入することを明らかにした。しかし国際的な支援に加わり、実質EUリスクの債券を購入するにすぎない。

今後のポイント①

ポルトガル、スペインに危機波及するか？

今後の欧州情勢を考えるうえで最大のポイントは、ギリシャ、アイルランドと続いた危機が今後、他の欧州諸国にどこまで波及するかだ。まず問題とな

るのはポルトガルである。ポルトガルは発展途上の小国で、アイルランドと同じ99年にユーロを導入した。アイルランドが「ケルトの虎」と呼ばれる高成長を実現しつつ不動産バブルを発生させた一方、ポルトガルは成長の原動力となる産業基盤に欠け、輸出競争力も低いため、早い時期から財政赤字を増加させた。

昨秋、ポルトガル政府は財政赤字削減計画を発表したが、市場の反応は弱かった。ポルトガルは国債借換えのため、今年1年間で約200億ユーロの国債を発行する必要があり、とくに4月には大量償還を控えている。このため、今年に入ってポルトガルが最初の国債入札を実施した際には、この大量償還期を乗り切ることができるかどうか懸念が高まっていた。現状、市場では、ポルトガルが今年4月ごろまでにギリシャ、アイルランドと同様、EUレベルの救済を受けることが織り込まれつつある。いいかえれば、ポルトガルが救済を受けるとしても、それだけでは市場に与えるショック

はそれほど大きくならないだろうという見方ができる。

問題は、ポルトガルの救済が必要になった場合、隣国であり経済的関係の深いスペインに波及しやすくなることだろう。スペインはユーロ圏ではドイツ、フランスに次ぎ、イタリアとほぼ肩を並べる経済規模をもつ。かりにスペインも救済が必要になった場合、現状のEUレベル

の救済の枠組みだけで十分かどうかという点に対し、市場の懸念が高まる可能性がある。スペイン政府はこれまで、政府債務が比較的少ないことと、財政赤字削減に真剣に取り組んでいることを繰り返し訴えてきた。アイルランド同様、ユーロ導入後、不動産バブルが発生し、その処理に追われていることは事実である。一方で、同国には欧州の「勝ち組」になっている企業・金融機関も多く、中南米各国との経済的関係も深い。

こうした状況をふまえれば、スペインはEUからの救済を必要とせず、何とか危機を乗り切る可能性が高いと考えるべきだろう。しかし、ポルトガルの危

機がスペインに波及するというリスクシナリオ、「4月危機」は念頭においておく必要があるだろう。なお、中国がポルトガル、スペインの国債を買い入れると表明しているが、市場規模からすれば、一定の買い支え効果を示すにとどまるのではない

今後のポイント②

インフレ対策と危機対応板挟みECBの動向は？

かりに「4月危機」が現実となった場合に、欧州レベルでは、どのような対応がとられるだろうか。注目すべきは欧州中銀（ECB）の動向である。ECBは昨年5月、EUなどが緊急融資枠を設定するタイミングに合わせ、ユーロ圏国債の買入れを開始した。従来、ユーロ圏各国政府に対し財政規律を守ることを強く要請してきたECBの姿勢からの大転換であり、ECBにとって苦渋の選択だったと考えられる。

昨年末にかけて、ECBがアイルランドとポルトガルの国債

を買い入れているという推測も伝えられた。昨年12月初旬のECB政策理事会では、国債の買入れを継続すると同時に、市場に短期資金を供給することを止めず、「出口政策」への取り組みが実質的に延期されることが明らかにされた。さらに、年明け以降、ユーロ圏のインフレ率がECBの目安である2%を超えたことが明らかになり、本来「インフレファイター」としてタカ派的姿勢をとってきたECBにとっては、インフレ対策と危機対応との板挟みという困難な状況に陥る可能性がある。

市場では、今年10月末に予定されているECB総裁の交代人事が早くも注目されている。タカ派的発言を繰り返してきたドイツ連銀総裁のウエーバー氏が最有力候補という。同氏はECBが危機対応を優先せざるをえないとする一方で、ドイツ的なインフレ対策重視の立場も代弁してきた。ECB首脳は本来、個別国でなくユーロ圏全体の利益のために行動すべきであり、今秋、実際に総裁就任に至った場合には、金融情勢にもよる

が、より現実的な姿勢に転じる
 ではないか。

今後のポイント③

ユーロはどこまで
 下落するか？

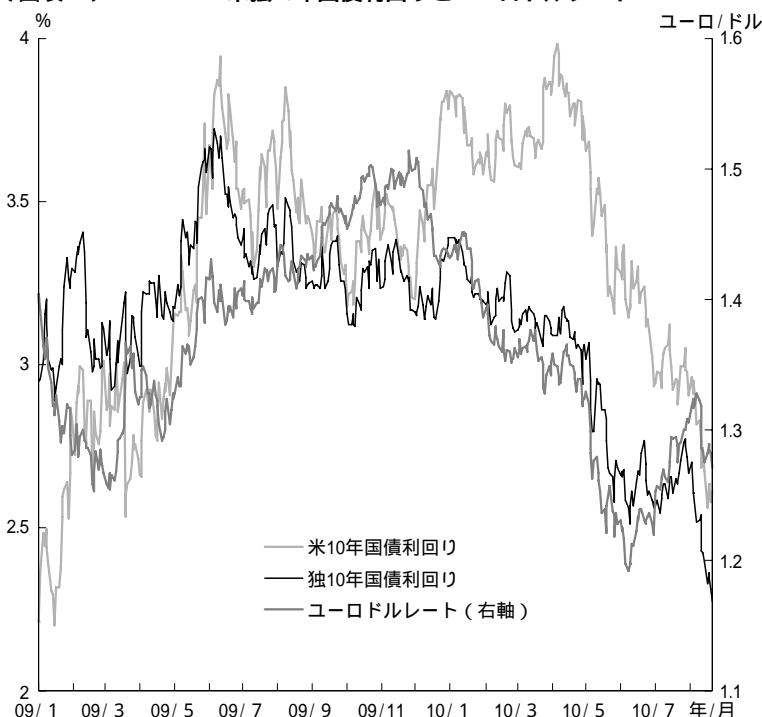
最後に、欧州情勢がユーロに
 与える影響を検討したい。ギリ
 シヤ、アイルランドなどを中心
 にユーロ圏の混迷が続いている
 ことから、ユーロ崩壊論が取り
 沙汰されている。しかし、現制
 度に問題が生じているとして
 も、一部の国がユーロ圏から離
 脱し自国通貨をもつことのメリ
 ット・デメリットを考慮する
 と、ユーロ崩壊の現実性は非常
 に低い。

ギリシヤ、アイルランドなど
 の国々にとって自国通貨をもつ
 ことは、通貨切下げによる輸出
 テコ入れが可能になるが、海外
 ヘッジファンドなどからの売り
 圧力に対し自国通貨を防衛しな
 ければならない。一方、ドイツ
 がユーロから離脱した場合、ド
 イツにとって他国を救済するた
 めの負担は軽減できるかもしれ
 ないが、自国通貨が押し上げら

れ、貿易面で不利に働く可能性
 が高まる（ユーロが完全に解体
 され消滅すると考えた場合も同
 様）。ドイツと貿易面でも密接
 な関係にある他の欧州諸国との
 間で、とくにドイツのデメリッ
 トは大きいといえるだろう。
 しかし、ユーロが崩壊しない

ということとは、ユーロに対する
 市場の評価とは別問題である。
 昨年末から年初にかけて、欧州情
 勢の不透明感がふたたび高まっ
 たことを受け、ユーロは対ドル
 1・30ドル、対円110円とい
 うラインを割り込んだ。年明け
 欧州金融安定基金が発行する債

〔図表2〕 米独10年国債利回りとユーロドルレート



券を日本政府が購入すると発表
 した際ユーロは反発したが、外
 貨準備の範囲内でユーロの資金
 が用いられる方針であり、為替
 市場への影響は限定的だ。先述
 したシナリオに沿えば、今春に
 かけて、ユーロに対して下落圧
 力が強まる展開になりやすいと
 いわざるをえない（図表2）。
 ドル、ユーロ、円という三極通
 貨間の関係で考えた場合、円が
 「消去法」により買われ、円高
 圧力が強まりやすくなる点には
 注意が必要だろう。

はやし ひでき
 東京大学法学部卒、日本興業銀
 行入行。ルクセンブルグ興銀を
 経て、国際金融情報センター調
 査企画部長、興銀調査部主任部
 員などを担当。09年5月から現
 職。慶応義塾大学経済学部非常
 勤講師。著作に『ユーロと日本
 経済』、『ヨーロッパ経済論（現
 代世界経済叢書）』（いずれも共
 著）など。

ワンポイント・レクチャー

▼▼▼▼▼ 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 専務理事

若松 宗継



いま、なぜ第二種金融商品取引業協会設立なのですか？

第一種金融商品取引業協会が2010年11月に発足した。ファンドの自己募集業や信託受益権販売業は、07年9月の金融商品取引法（金商法）施行前から、自主規制機関が存在しない「自主規制の隙間」となっていた。二種業協会設立で長年の課題によりやく解決の道筋ができたことになるが、一種業は規模やビジネスの内容が多種多様であることから、協会運営を軌道に乗せるには課題もある。

自主規制と

業界団体の役割

第一種金融商品取引業協会 (二種業協会)とは何ですか

一種業者の自主規制的な機能と業界団体的な機能の両方を担う組織です。なお、設立にあたっては、人材や財務面で日証協から支援を得ています。10年10

月に設立総会を開き、同11月に設立、同12月から業務を開始しました。証券17社、メガバンク

4行、商品ファンド販売会社2社、ベンチャーキャピタル1社の計24社の正会員でスタートしました。

設立経緯を教えてください

07年9月に施行された金商法は、一定の有価証券・みなし有

価証券の自己募集、みなし有価証券の売買・売上の媒介等、市場デリバティブ取引を二種業と決めました。また、自主規制の有効性を認めて、自主規制機関の規定も用意されています。ところが、一種業に含まれる、いわゆるファンドの自己募集業と信託受益権販売業については金商法施行時から自主規制のない状況が続いていたのです。いわゆる「自主規制の隙間」と呼ばれ、問題視されていました。

金商法施行に先立って、日証協など自主規制機関が集まった「金融商品取引業協会懇談会」

が07年6月に論点整理した結

果、これら自主規制の隙間は日証協が検討すべきだとの結論に至り、以来、日証協としての課題となっていました。

法令違反が頻発

協会の必要性高まる

金商法施行から3年。設立が
いまになったのはなぜですか

ここ1、2年、一種業において投資家保護上、重大な法令違反行為が頻発しました。たとえば、ある証券会社が販売していた、マンションなどを対象とした不動産投資ファンドでは、顧客へのリスクの説明が不十分との指摘を受けました。別の証券会社では、いわゆるレジャーホテルファンドの持分の取得勧誘で虚偽表示が明らかになり、いずれのケースも行政処分を受けました。こうしたことから、二種業協会設立の必要性が高まっていたのです。証券会社が二種業で問題を起こしたとしても、日証協の自主規制の範囲には入

りませんか。

一種業協会は金商法上の自主規制機関なのか

現在は任意団体にすぎません。このため、金商法上の自主規制機関になるには認可協会が認定協会になる必要がありま
す。二種業協会は認定協会を
指します。国に認定されるに
は、業務規程や自主規制規則な
どを整備しなくてはならない
し、会員にそれらを守る体制が
なければなりません。自主規制
機関への移行時期は「できるだ
け早期に」が目標です。

一種業協会に加入するメリッ
トは何ですか

会員であることが、投資家が
らみて安心のブランドになりう
るといふことを目指していま
す。そのためには、会員はコン
プライアンス意識の高い会社で
あると広く認められなければな
りません。すでに、広報活動の
一環としてホームページを立ち
上げましたが、広く一般の方に

もみていただきたい。一般の理
解は「二種業っていったい
何？」という感じでしょう。

また、協会は行政と会員をつ
なく窓口になるので、会員はさ
まざまな情報を得られます。金
融庁の担当者を招いた勉強会な
ども企画します。二種業者は大
手証券から個人まであり、内部
管理体制のレベルにも差がある
でしょう。体制構築に悩んでい
る業者をサポートします。

多種多様な投資対象
規則づくりには課題も

一種業は投資対象が多様です

比較的認知度の高いヘッジフ
Андドやベンチャーファンドだ
けではなく、競走馬、映画やゲ
ームのようなコンテンツなど投
資対象はまさに多種多様。なか
でも多いのが不動産です。約1
300の二種業者のうち不動産
会社は700程度を占めるとみ
られます。

不動産業界にはすでに、自主

規制機能を備えた不動産証券化
協会などの組織がありますが、
多様な意見を反映させるため
に、不動産会社も二種業協会に
加入していただきたいと考えま
す。不動産会社は宅建業法とい
う厳しい規制の下にあり、二種
業協会の自主規制も受けるとな
ると負担が重いので、二種業協
会の自主規制を受けることなく
情報共有だけを可能とするため
に、議決権をもつ正会員とは別
に、議決権のない「賛助会員」
という資格を設けています。

「これだけ多様だと、自主規制
がむずかしいのでは」
もちろん、多様な投資対象に
合わせたルールづくりが必要で
す。たとえば、コンテンツファ
ンドとベンチャーファンドでは
顧客への説明がかなり異なりま
す。いまの正会員ですら、「ビジ
ネスの自身はバラバラです。で
きるだけ多くの二種業者に加入
してもらいたいのは、多様な意
見を反映させた自主規制づくり

が可能になるからです。

ただし、投資対象が何であ
れ、すべての会員に共通する基
本的なルールもあるはず。たと
えば、投資者保護の基本的な考
え方などです。最初はこうした
共通の総則的なルールづくりか
ら始めます。

会員数に目標は

目標とする数字はありません
が、会員は増やします。ただ
し、自主規制規則をきちんと守
れる体制など一定の基準を満た
してもらわないといけません。
しばらくは、比較的大手の会社
が中心になるでしょう。なお二
種業登録を受けていても、当
面、法人のみを二種業協会の会
員対象としています。

(聞き手・本誌 冨所卓也)

わかまつ むねつぐ

75年野村証券入社、97年同社取
締役(業務管理本部担当)、00
年同社常勤監査役、03年ジャフ
コ常務取締役管理部門担当、08
年同社専務取締役。

経済制裁措置と外国為替検査の留意点

経済制裁措置の複雑化に対応した 事務処理体制の整備を

テロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連した資金が国際金融システムを通じて移転されることを防ぐため、外為法はさまざまな制裁措置を講じている。このうち預金や送金業務にかかわる制裁の実効性を担保するには、金融機関が外為法上の義務を適正に履行する必要がある。財務省はその状況をチェックするために外国為替検査を実施している。金融機関には、国際社会の要請に応える事務処理体制の整備が期待されている。

財務省 国際局 調査課
為替実査室長

和家 泰彦

外為法に基づく 経済制裁措置

2001年9月のアメリカ同時多発テロ事件以降、テロ資金対策強化の国際的な重要性が飛躍的に高まり、北朝鮮やイランの核開発問題も核不拡散体制に対する大きな脅威として国際社会全体の重要課題となつてい

わが国は国連安保理決議等を受けて、テロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連した資金が国際金融システムを濫用する形で移転することを防止するため、「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づき、テロリストや北朝鮮・イランの核活動等に関する者に対する資産凍結等の措置、および、これらの国の核活動等に寄与する目的で行

われる資金移転を防止する措置(資金使途規制と称している)を講じている。

外為法は対外取引が自由に行われることを基本としているものの、国連安保理決議に基づく制裁措置など国際約束の履行のために必要があるとき、国際平和のための国際的な努力に寄与するために必要があるとき、わが国の平和および安全の維持の

ために必要があるときには、閣議了解等の所要の手続を経たうえで、資産凍結などの経済制裁措置を発動することができる。

資産凍結措置など外為法に基づく金融面での制裁措置は、外務省告示で指定された制裁対象者(個人・団体)や核開発等の特定目的(資金使途規制)のために行われる、支払い(銀行送金等)、資本取引(預金契約・

外国為替検査の留意点

〔図表1〕 外為法に基づく資産凍結等の措置（10年12月10日現在）

送金規制等の対象	実施時期	実施根拠	対象者数
ミロシェビッチ前ユーゴスラビア大統領および関係者	01年2月～	〔EU決議2488号など〕	10個人
タリバーン関係者等	01年9月～	国連安保理決議1267号ほか	518個人・団体
テロリスト等	01年12月～	国連安保理決議1373号	
イラク前政権の機関等・イラク前政権の高官またはその関係者等	03年5月～	国連安保理決議1483号	297個人・団体
リベリア前政権の高官またはその関係者等	04年8月～	国連安保理決議1532号	53個人・団体
コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等	05年11月～	国連安保理決議1596号	26個人・団体
コートジボワールにおける和平等に対する脅威を構成する者等	06年3月～	国連安保理決議1572号	3個人
スーダンにおけるダルフル和平阻害関与者等	06年6月～	国連安保理決議1591号	4個人
北朝鮮のミサイルまたは大量破壊兵器計画に関連する者等	06年9月～	国連安保理決議1695号	16個人・団体
北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連および弾道ミサイル関連計画に関与する者	09年5月～	国連安保理決議1718号	13個人・団体 (うち3団体は1695号に基づいて措置済み)
北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連またはその他の大量破壊兵器関連の計画または活動に貢献しうる活動	09年7月～	国連安保理決議1874号	資金使途規制
イランの拡散上機微な核活動および核兵器運搬手段の開発に関与する者	07年2月～	国連安保理決議1737号、1747号、1803号、1929号	116個人・団体
イランの核活動および核兵器運搬手段の開発に関連する活動			資金使途規制
核技術等に関連するイランによる投資を禁止する業種	10年8月～		
イランへの大型通常兵器等の供給に関連する活動	10年8月～		
イランの核活動等に寄与しうる者	10年9月～		127個人・団体
ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等	10年6月～	国連安保理決議1844号	9個人・団体

信託契約・貸付契約、役務取引（海上保険・証券の引受け等）、対内直接投資（わが国企業の株式の取得等）などを原則禁止（財務大臣による許可制度

等）することにより実施される。現在、実施されている制裁の概要は図表1のとおりである。このほか、外為法に基づく輸出入の禁止等の措置について

1 検査の目的
 は経済産業省が所管している。制裁の実効性を担保する外為検査

外国為替検査は以前、主として外国為替公認銀行（為銀）の健全性を確保するために実施していた。しかし、1998年の外為法改正により為銀制度が廃止され、対外取引が自由になる一方、経済制裁の実施や資金洗浄（マネー・ロンダリング）対策が強化されたことに伴い、財務省は03年1月の外国為替検査マニュアルの制定および同年7月の為替実査室の設置により、検査体制の整備・強化を図った。前述したさまざまな経済制裁措置は国際的な協力の下で行われており、わが国はこれを確実に実施していくため、預金や外国送金業務を行っている金融機関等に対して外為法令等に基づく各種義務を課している。外国為替検査は制裁実施により禁止された送金を扱っていないかなど金融機関等における外為法令等に基づく各種義務の適正な履行状況等をチェックし、内部管理体制の整備を促すことによ

り、外為法に基づく資産凍結などの経済制裁措置等の実効性を担保するために実施している。

2 実施状況

外国送金を取り扱う約270の金融機関に対して、おもに経済制裁措置の履行状況に関する検査を行っている。また、外国為替業務のうち両替のみを取り扱う約160の金融機関および非金融機関である約170の両替業者に対しては、外為法および「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯収法)に基づく検査(テロ資金対策としての本人確認義務や疑わしい取引の届出状況等を確認する検査)を実施している。

検査期間は外国為替業務の取扱量等によって異なるが、一つの検査対象機関につき1日から1週間程度である。なお、検査に際しては「外国為替検査マニュアル」を制定し、検査に関する行政当局の基本的な考え方を検査趣旨、検査事項、検査方法

等について説明するとともに、検査事項に係るチェックリストを明示している。外国為替検査の実施状況は図表2のとおりである。

3 対応状況と留意点

外為法に基づく金融面の制裁措置のうち金融機関にかかわるものは、資本取引(おもに預金取引)規制と支払規制(送金)の二つに大別される。金融機関は顧客との間の預金取引等および顧客との送金に際して、それぞれの規制に抵触しない旨の確認を行う必要がある。外国為替検査を通じて明らかとなった金融機関における対応状況および留意点について紹介したい。

(1) 資本取引(おもに預金取引) 預金取引に関しては、新たな経済制裁対象者が追加等された場合に、既存預金口座に当該制裁対象者の預金口座が紛れていないかを確認するための照会、および新規預金口座を開設するにあたって当該新規顧客が制裁

対象者か否かの確認を求めている。いずれも金融機関にとっては、重大な外為法違反となる制裁対象者との直接(自己)取引を回避するために必要な措置である。10年9月に発動されたイランに対する制裁措置では、資産凍結のための資本取引規制として、外務省告示によって指定されたイランの15行との間のコルレス関係の停止を図った。

① 制裁対象者が追加等された場合の既存預金口座の照会 制裁対象者が追加・変更された場合には、財務省国際局調査課外国為替室から金融機関に対して、当該制裁対象者名義の預金口座等の有無につき、外為法令に基づく特別の報告を求めている。金融機関においては、全預金口座(または全顧客情報フ

イル)を対象に照会することが一般的だ。外国為替検査マニュアルでは、外務省告示で指定している制裁対象者の英字名および仮名名について単語ごとの検索を実施する等の方法で類似する預金口座名義を抽出したうえで、幅広い候補から順次絞り込んでいくといった方法による適切な照会を行い、照会結果を記録することを求めている。

これまでの重大な不備として、仮名名のみで完全一致検索しか行わなかったために制裁対

〔図表2〕 外国為替検査の実施状況

	検査実施件数(実績)				
	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度
都市銀行 信託銀行	10	18	8	1	5
在日外国銀行 外資系信託銀行	19	83	23	13	22
地方銀行	30	133	59	51	38
信用金庫	31	104	50	52	92
その他金融機関	4	10	6	4	2
証券会社	0	2	1	0	0
両替業者	7	10	22	149	9
計	101	360 ^(注)	169	270	168

(注) 06年秋の対北朝鮮制裁措置に係る特別検査を含む。

外国為替検査の留意点

象者口座を看過していた事例（英字名による単語）ことの検索を行えば発見できたもの）や、金融機関名義の預金口座を照合対象から除外したために制裁対象者口座を看過していた事例などがあった。既存預金口座の照合については、顧客名義管理システムの検索機能や英字名および仮名名の登録状況等も把握し、保有している預金口座に制裁対象者口座が紛れこんでいないかどうかの照合を確実に行う必要がある。

②新規預金口座開設の際の制裁対象者か否かの確認

顧客の新規預金口座開設の際に当該顧客が制裁対象者か否かを確認する作業については、現在、日本で設立された法人・団体や日本人名と思われる氏名は制裁対象者に含まれていないため、非居住者である法人・団体・個人および居住者である外国人（明らかに制裁対象者ではないと判断できる日本人名の者を

除く）について、検索可能な制裁対象者リストを活用し、顧客の英字名および仮名名を単語ごとに検索する等の方法で類似する名義を抽出したうえで幅広い候補から順次絞込みを行っていく等の確認を行い、確認結果等を記録することを求めている。

金融機関が独自に整備している制裁対象者リストに制裁対象者の別称が入力されていなかった事例や、居住者である外国人について確認していない事例がみられたが、当然ながら制裁対象者の別称も含めて確認するとともに、外国人については居住者であっても念のため制裁対象者か否か確認することが必要である。

(2)支払規制（送金）

顧客の送金（仕向・被仕向送金）に係る確認義務に関しては、外為法第17条において「銀行等はその顧客の支払等が経済制裁等規制に該当しないことを確認した後でなければ、当該

為替取引を行ってはならない」旨規定している。これは、経済制裁措置の実効性を確保するために、為替取引（送金）を業として行う金融機関に対して、顧客の支払い等が規制に抵触しないことの確認を法令上義務付けたものであり、送金ことに確認義務を履行することを原則としている。なお、本確認義務は10年4月以降に業務を開始した外国送金を取り扱っている「資金移動業者」にも課されていることに留意する必要がある。

現行規制上、顧客の送金について、①制裁対象者に対する支払い等ではないこと、②貿易・役務・資本取引等の規制に抵触する支払い等ではないこと、③資金使途規制に抵触する支払い等ではないこと、の3点について適切に確認義務を履行することが必要である。

①制裁対象者に対する支払規制への対応

本規制に関しては、多くの金

融機関において、制裁対象者リスト等を組み込んだいわゆる自動照合システムを活用してスワイフト電文の確認を行っており、外国為替検査マニュアルでは、自動照合システムで検出された案件について慎重な確認を経て送金の可否の判断を行い、記録を残すことを求めている。

自動照合システムは金融機関独自で開発している場合と、外部業者からシステムを購入している場合があるが、たとえば、制裁対象者の名称について先頭の単語が省略された場合には検出できないといった事例が多くみられた。少なくともわが国と関係の深い制裁対象国の対象者名義については、登録方法等を工夫して適切に検出できるようにしておく必要がある。なお、自動照合システムを導入していない金融機関は、検索可能な制裁対象者リストを活用して送金の受取人等について単語ことの確認を行い、確認結果等を記録

する必要がある。

②貿易規制（主として輸入等禁止措置）への対応

貿易規制のうち最も代表的なものは北朝鮮関連で、同国との間の輸出入は外為法に基づき経済産業省により全面的に禁止されている。具体的には、06年10月以降、北朝鮮を原産地または船積地域とする貨物の輸入および仲介貿易が禁止され、09年6月には北朝鮮を仕向地とする輸出および仲介貿易についても全面的に禁止された。金融機関は輸入代金等の送金の際に、当該規制に該当しないことを確認する必要がある。確認の方法としては、送金の際に顧客から当該貨物の原産地等の申告を受けることにより、本規制に抵触しないことを確認することを求めている。

B送金などインターネット等を活用して顧客から送金を受け付けるサービスにおいても1件ごと本規制に抵触しないか確認することを求めており、必要に応じて顧客に対して規制の概要を（WEB送金受付画面等で）説明のうえ、当該規制に抵触しない旨、顧客から申告を受けることも許容している。

③資金使途規制への対応

本規制は、07年2月のイランの核開発等、09年7月の北朝鮮の核開発等、10年8月および9月のイランへの大型通常兵器供給活動等について講じられている。北朝鮮規制に関してはすべての仕向・被仕向送金、イラン規制に関してはすべての仕向送金・イランからの被仕向送金について確認すべきことに留意する必要がある。

仕向送金の確認方法は、すべての送金について顧客から当該規制に抵触しない旨の申告を受けける方法が基本であるが、顧客

が記入した送金目的等から当該規制に抵触しないことを確認する方法も認めている。海外の受取人住所や、被仕向銀行および過去の取引実績などから当該規制に抵触する疑いのある送金の場合には、必要な資料の提示等を求めるなど慎重な確認を行うことも求めている。

一方、被仕向送金の確認方法は、送金到着時に受取人に連絡し、送金目的等を把握することが一般的と思われるが、自動照合システムに資金使途規制に関連する単語を登録し、海外の送金人住所や仕向銀行等が北朝鮮ないしイラン関連ではないことを確認し、当該規制に係る送金であると疑われる場合には慎重な確認を行うという方法も許容している。

国際社会の要請

金融機関は理解を

国連安保理決議等に基づく経済制裁措置や「マネー・ローン

ダリング及びテロ資金供与対策に関する金融活動作業部会」(FATF)の勧告など、テロ資金供与対策等に関する国際社会からの要請はますます強まっている。経済制裁措置への対応に関しては、当該措置の内容も複雑・多様化しており、こうした国際的な要請に適切に 대응するための事務処理体制の整備の重要性について、金融機関にぜひ理解していただきたい。検査においても取引の実態等を的確に把握しつつ、機動的に、効率的かつ実効性のある検査を引き続き目指していく必要があると考えている。

(本稿の意見にわたる部分は筆者の個人的見解である)

〔参考〕

経済制裁措置：http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/keizaisetsai_soti.htm

外国為替検査：<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/gaitamakensah.htm>

(わけ やすく)

地方銀行10年9月期決算分析

全体的には堅調な内容、

現在の収益基盤をいかに守るかに注目

野村証券金融経済研究所

アナリスト

佐藤 雅彦



2010年9月期の地銀決算は、全体では与信費用減少に伴う利益回復が続き、堅調な内容であった。一方で、コア業務純益の水準低下は続き、利益回復後の収益動向には不安も残る。大幅な増益シナリオを描く要素に乏しいなかで、地銀各行が現在の収益基盤をいかに守るかに注目していきたい。

与信費用減少で増益

コア業純減少が続く

上場地銀60行合計の連結純利益は前年同期比28%増益と、2010年3月期初から続く利益回復傾向が継続した形となった(図表1)。

利益回復に最も大きく寄与したのは、与信費用が同49%減(実質ベース)と大幅に減少した点であり、実質与信費用比率は16bpと、金融危機前の08年3月期をも下回る水準にまで低下した。与信費用が各地域の景

況回復に先行する形で減少している背景には、政策効果がある。緊急保証制度による中小企業向けの資金繰り支援の浸透は、中小企業の倒産減少に効果

を發揮し、金融検査マニュアルの改定や金融円滑化法の施行により、地銀各行では債務者区分の下方遷移が従来に比べて発生しにくくなった。

コア業務純益は上場地銀60行合計で、前年同期比5%減と減益傾向に歯止めはかからなかった(図表2)。資金利益減少の影響が最も大きく、経費を減少

させた銀行が少なかった点も影響している。

10年度通期の業績計画では、全体では足もとの与信費用減少から業績予想を小幅に引き上げる銀行が多かった。一方で資金利益が計画対比減少した点をふまえ、コア業務純益計画を下方修正する銀行も目立つ。大手地銀を中心に貸出金利回りが想定以上に低下し、利ザヤの縮小はこの9月期決算でも注目された。

貸出金利回りは、日本銀行の追加金融緩和によるTIBOR

低下を主因に、大手地銀を中心に計画を軒並み下回った(図表3)。また、地方公共団体向け融資や変動金利の住宅ローンが大きく増加した地域では、貸出金利回りの低下幅はさらに大きかった。金利改定の進捗に伴い預金金利も低下したため、影響は一定程度減殺されたが、預貸金利回差は上場60行平均で前年同期比4bp縮小し、資金利益ならびにコア業務純益減少の大きな要因となった。

貸出金未残は10年3月末比ほぼ横ばいとなった(図表4)。

〔図表1〕

決算概況

(単位 百万円、%)

	連結経常利益		連結純利益		会社予想連結経常利益		会社予想連結純利益	
	前年同期比		前年同期比		11年3月期通期	進捗率	11年3月期通期	進捗率
北海道	6,697	53.2	3,974	4.0				
青森	3,111	2.7倍	1,447	68.1	5,700	54.6	3,100	46.7
みちのく	1,923	8.0	1,488	57.0	4,000	48.1	1,800	82.7
秋田	4,098	▲12.8	1,768	▲38.1	6,100	67.2	2,500	70.7
北都	1,565	24.5	1,006	32.7				
荘内	1,897	32.5	1,079	27.2				
山形	4,344	84.1	2,253	79.8	7,700	56.4	4,300	52.4
岩手	4,195	▲15.3	2,578	▲17.4	8,820	47.6	5,320	48.5
東北	857	33.5	419	29.3	1,000	85.7	600	69.8
七十七	13,136	87.1	6,433	57.7	22,000	59.7	15,000	42.9
東邦	5,789	22.8	3,332	10.7	11,100	52.2	6,600	50.5
群馬	18,396	25.3	9,852	14.3	32,500	56.6	18,500	53.3
常陽	16,979	76.6	11,400	53.7	30,000	56.6	19,000	60.0
筑波	2,451	19.4	1,926	▲5.9	2,600	94.3	2,000	96.3
武蔵野	5,770	2.3倍	2,712	98.2	11,400	50.6	6,300	43.0
千葉	36,595	59.0	23,321	40.2	66,000	55.4	41,500	56.2
千葉興業	3,369	2.6	4,146	48.9	6,400	52.6	7,000	59.2
東京都民	1,197	▲45.1	725	▲47.8	5,300	22.6	2,900	25.0
横浜	36,508	70.2	21,154	6.4	76,500	47.7	44,000	48.1
第四	6,857	3.0	4,184	▲14.9	13,000	52.7	7,500	55.8
北越	2,765	▲10.9	3,145	35.3	5,300	52.2	4,200	74.9
山梨中央	7,005	2.3倍	5,363	3.0倍	10,300	68.0	6,600	81.3
八十二	18,370	18.2	8,744	6.4	35,000	52.5	17,800	49.1
北陸	12,155	23.4	7,223	▲4.8				
富山	529	17.8	468	2.0	700	75.6	310	151.0
北国	5,125	87.0	2,642	▲35.6	6,900	74.3	4,200	62.9
福井	6,501	14.6	3,269	▲2.7	9,400	69.2	5,000	65.4
静岡	29,795	3.7	16,563	▲5.2	58,000	51.4	33,500	49.4
スルガ	9,626	▲11.3	6,329	▲7.7	23,000	41.9	14,700	43.1
清水	2,318	18.1	2,462	▲12.0	4,200	55.2	4,000	61.6
大垣共立	8,109	51.4	4,566	32.0	14,100	57.5	7,700	59.3
十六	8,660	3.0	4,533	▲1.0	14,700	58.9	7,400	61.3
三重	2,401	15.5	1,190	▲0.2	5,700	42.1	3,200	37.2
百五	5,796	24.0	3,621	54.0	11,200	51.8	6,200	58.4
滋賀	4,969	▲9.4	1,705	▲38.4	9,000	55.2	5,000	34.1
京都	21,563	45.8	11,978	44.2	32,600	66.1	18,600	64.4
池田泉州	4,613	▲41.4	5,199	▲13.6	7,000	65.9	8,000	65.0
南都	7,365	15.6	3,505	▲28.1	11,500	64.0	6,000	58.4
紀陽	6,341	58.8	5,419	2.5倍	10,900	58.2	6,300	86.0
鳥取	1,138	▲41.7	714	▲31.1	2,100	54.2	1,200	59.5
山陰合同	10,382	11.8	4,501	8.3	17,800	58.3	8,600	52.3
中国	13,159	73.3	7,788	2.0倍	21,500	61.2	12,500	62.3
広島	12,504	44.5	7,110	40.4	25,600	48.8	14,400	49.4
山口	13,200	14.0	8,676	22.8				
阿波	3,945	22.1	2,185	28.2	6,900	57.2	3,700	59.1
百十四	2,934	2.9倍	1,897	2.3倍	7,000	41.9	4,400	43.1
伊予	15,908	2.4倍	8,913	2.1倍	23,500	67.7	14,200	62.8
四国	3,692	6.2倍	2,553	50.6	4,400	83.9	3,600	70.9
福岡	23,008	50.0	14,304	▲44.6				
西日本シティ	19,442	34.1	46,846	5.2倍	32,000	60.8	52,500	89.2
筑邦	681	5.6	334	37.4	1,600	42.6	760	43.9
佐賀	5,158	43.5	2,093	▲3.2	8,000	64.5	3,700	56.6
十八	4,351	19.9	4,728	51.5	7,500	58.0	7,000	67.5
親和	6,783	2.1倍	6,738	2.1倍				
肥後	8,358	24.2	5,795	36.9	15,700	53.2	9,040	64.1
大分	6,639	5.0	3,791	16.4	10,400	63.8	5,400	70.2
宮崎	3,452	▲49.6	2,261	▲66.1	7,700	44.8	5,000	45.2
鹿児島	8,064	▲1.9	4,569	▲7.9	16,500	48.9	9,300	49.1
琉球	3,615	▲20.7	2,472	▲14.6	7,500	48.2	4,800	51.5
沖縄	6,256	▲6.4	3,292	▲23.7	11,100	56.4	5,600	58.8

(注) 一部行の経常利益・純利益は単体を代用。連結ベースで明示されていない銀行は「」
(出所) 会社資料等から野村証券金融経済研究所作成、以下の表同じ。

内訳では、住宅ローンが同1%
増・大・中堅企業向けが地方公
共団体向けを中心に同2%増と
なつたが、中小企業向けは同2
%減となつた。住宅ローンはフ
ラット35Sの急拡大の影響が大
あり、民間の住宅ローンの増勢
を鈍化させている。中小企業向
けは設備資金需要が乏しく、運
転資金需要も緊急保証制度導入
後の反動減が続いているが、大

地方銀行10年9月期決算分析

[図表 2]

本業収益状況 (単体)

(単位 百万円、%)

	資金利益		役務取引等利益		経費 (除臨時処理)		コア OHR	コア業務純益		国債等 関係損益	株式等 関係損益
	前年 同期比		前年 同期比		前年 同期比			前年 同期比			
北海道	28,731	▲0.1	4,165	▲5.3	21,869	2.6	68.5	10,038	▲22.6	3,719	▲815
青森	15,894	0.9	1,323	▲4.1	12,994	▲5.7	75.3	4,270	24.7	621	▲507
みちのく	14,279	▲5.2	731	54.9	12,195	2.0	80.5	2,957	▲18.5	▲130	▲399
秋田	16,178	▲5.1	1,597	6.7	14,287	6.3	80.6	3,435	▲34.7	659	1,516
北都	8,071	2.6	1,385	10.6	7,376	▲3.2	76.5	2,262	8.3	302	▲12
荘内	7,405	2.2	1,276	65.7	6,616	▲0.5	75.3	2,170	34.8	▲23	23
山形	12,605	0.8	1,868	▲0.3	11,019	1.1	75.7	3,529	0.0	682	▲289
岩手	17,094	▲1.4	1,906	0.7	13,354	▲2.0	70.0	5,728	▲4.7	354	257
東北	5,108	▲3.6	551	17.2	4,730	▲0.3	83.5	935	▲9.3	617	▲117
七十七	36,737	1.6	4,742	▲3.7	28,559	▲0.4	68.5	13,145	3.3	404	▲147
東邦	21,043	▲0.9	2,593	6.0	17,984	▲0.2	75.9	5,699	▲3.3	2,574	▲424
群馬	45,735	1.8	4,743	▲3.5	30,120	▲0.3	59.1	20,812	3.4	741	▲1,002
常陽	49,757	▲4.8	5,896	▲3.5	35,422	▲0.8	63.1	20,680	▲10.5	2,903	▲646
筑波	16,619	▲7.1	1,615	3.0	15,724	0.8	85.9	2,577	▲38.1	1,440	▲799
武蔵野	25,735	1.8	2,212	14.4	17,942	▲0.7	61.1	11,433	11.0	▲1,388	▲996
千葉	69,526	▲4.5	7,390	8.8	40,013	0.6	50.8	38,820	▲9.8	2,410	▲831
千葉興業	15,918	▲3.0	1,422	20.7	12,419	2.3	69.7	5,398	▲12.4	253	▲329
東京都民	16,646	▲0.7	2,085	12.0	16,296	▲2.2	80.7	3,893	48.4	2,860	1,487
横浜	83,820	▲7.9	16,020	6.3	49,569	▲0.4	48.0	53,764	▲8.6	▲204	▲1,862
第四	27,138	▲2.0	3,881	2.4	22,209	2.1	70.4	9,319	▲12.5	▲204	▲643
北越	14,371	▲1.6	1,130	▲1.4	11,650	▲7.9	73.5	4,209	25.5	▲590	▲85
山梨中央	18,277	▲0.1	2,306	3.3	14,376	0.3	69.6	6,280	0.5	1,096	▲976
八十二	41,295	▲2.7	5,217	2.6	30,568	0.1	65.9	15,849	▲10.4	3,515	▲3,996
北陸	36,186	▲1.1	6,680	▲4.1	26,539	2.8	60.2	17,572	▲10.0	▲677	▲1,379
富山	2,996	▲1.1	256	1.2	2,612	2.6	79.9	656	▲11.7	277	▲80
北国	21,106	▲0.3	2,973	0.0	15,887	▲1.4	65.6	8,348	1.8	703	▲1,357
福井	14,693	▲2.2	1,670	0.8	9,810	0.9	59.5	6,682	▲6.1	293	▲14
静岡	63,465	▲1.7	7,429	▲0.4	40,946	▲1.3	56.9	30,969	▲2.2	5,209	▲1,753
スルガ	38,026	1.9	▲72		20,940	▲0.3	55.1	17,050	6.8	342	▲906
清水	9,010	2.9	1,162	12.5	8,459	0.9	83.0	1,738	20.4	1,193	▲277
大垣共立	26,301	▲0.4	3,120	0.1	22,713	7.5	76.3	7,041	▲23.9	2,960	▲1,071
十六	29,772	0.1	3,331	4.8	24,835	4.5	73.7	8,879	▲9.0	1,111	▲1,841
三重	10,405	6.3	1,845	▲7.8	9,749	4.0	76.6	2,970	14.8	▲291	▲191
百五	24,852	▲0.7	3,512	3.0	22,059	2.5	77.5	6,411	▲9.1	1,162	▲1,198
滋賀	28,001	▲0.3	3,108	▲1.8	22,548	▲1.4	71.4	9,020	4.7	2,357	▲756
京都	43,315	▲0.0	3,435	3.8	27,858	2.4	59.1	19,286	▲3.2	3,521	▲126
池田泉州	30,542	▲1.0	1,998	58.2	25,916	4.1	78.2	7,229	1.5	6,620	▲1,601
南都	28,790	▲4.8	3,503	19.7	25,088	▲0.0	77.6	7,245	▲11.6	3,293	▲1,326
紀陽	25,475	▲0.1	2,057	▲5.9	20,073	8.2	72.2	7,715	▲16.6	3,663	▲2,767
鳥取	5,846	▲1.6	551	20.6	5,316	0.0	87.1	789	▲56.1	809	▲118
山陰合同	27,908	2.4	2,425	4.9	19,601	2.2	66.0	10,092	▲2.2	1,114	▲868
中国	38,706	▲2.6	7,136	4.4	29,419	2.0	62.8	17,400	▲4.8	808	▲1,301
広島	40,424	▲0.6	7,451	14.4	29,320	▲2.5	59.3	20,129	8.1	3,536	▲4,529
山口	34,677	5.8	3,367	▲4.2	26,748	19.4	72.6	10,087	▲29.4	5,426	▲271
阿波	21,040	2.7	2,324	▲0.9	13,970	3.0	59.4	9,565	2.5	444	▲24
百十四	24,705	▲1.7	3,003	8.8	18,871	1.6	66.1	9,693	▲1.3	1,910	▲3,964
伊予	38,575	2.9	2,625	10.6	24,067	0.1	57.2	18,042	10.8	▲226	▲796
四国	18,277	6.0	2,067	3.9	13,180	▲1.9	64.2	7,359	24.5	502	▲201
福岡	55,804	▲3.1	7,726	3.1	35,720	▲3.4	54.9	29,355	▲4.6	604	▲133
西日本シティ	54,093	1.7	6,304	2.9	36,860	0.0	60.5	24,026	3.7	▲112	▲1,610
筑邦	4,817	▲0.4	491	▲3.5	4,492	5.1	84.6	820	▲24.1	91	▲195
佐賀	14,316	▲0.6	1,528	▲2.1	12,452	5.7	77.2	3,687	▲16.1	1,684	▲169
十八	17,130	▲2.7	1,856	12.8	13,789	▲0.8	71.1	5,612	▲1.0	▲123	▲1,236
親和	14,019	▲0.3	2,002	▲18.2	11,793	▲0.3	72.6	4,461	▲6.3	2,979	8
肥後	26,273	1.6	3,491	▲2.7	18,813	▲0.8	63.0	11,046	5.1	328	▲2,774
大分	18,769	0.5	2,650	5.0	14,718	3.2	68.4	6,786	▲3.0	▲129	▲202
宮崎	14,033	0.7	2,655	4.7	12,063	3.5	72.8	4,501	▲25.4	1,516	▲2,741
鹿児島	24,471	1.8	3,681	3.0	19,400	▲1.3	68.7	8,838	8.2	391	10
琉球	13,742	▲3.5	815	▲16.4	10,904	3.5	74.2	3,782	▲21.4	▲259	▲44
沖縄	13,411	▲4.4	939	13.3	9,275	1.5	64.1	5,191	▲11.3	2,068	▲946

〔図表3〕

預貸金利回りの状況

(単位 %)

国内業務部門	預金利回り		貸出金利回り		(B) - (A)	有価証券利回り	
	前年同期比 増減(A)		前年同期比 増減(B)			前年同期比 増減	
北海道	0.14	▲0.06	1.88	▲0.12	▲0.06	0.92	▲0.02
青森	0.13	▲0.06	1.94	▲0.10	▲0.04	1.21	▲0.01
みちのく	0.15	▲0.07	2.13	▲0.09	▲0.02	1.13	▲0.52
秋田	0.12	▲0.06	1.78	▲0.12	▲0.06	1.28	▲0.16
北都	0.15	▲0.06	2.13	▲0.08	▲0.02	0.99	▲0.09
荘内	0.20	▲0.06	2.07	▲0.12	▲0.06	0.87	▲0.14
山形	0.14	▲0.04	1.80	▲0.11	▲0.07	1.11	0.04
岩手	0.13	▲0.08	1.78	▲0.12	▲0.04	1.37	▲0.12
東北	0.11	▲0.10	2.19	▲0.14	▲0.04	0.77	▲0.18
七十七	0.11	▲0.06	1.65	▲0.13	▲0.07	1.12	0.01
東邦	0.11	▲0.06	1.72	▲0.17	▲0.11	1.07	▲0.03
群馬	0.09	▲0.05	1.76	▲0.08	▲0.03	1.42	0.05
常陽	0.09	▲0.06	1.73	▲0.15	▲0.09	1.04	0.00
筑波	0.17	▲0.09	2.33	0.04	0.13	1.07	0.03
武蔵野	0.12	▲0.08	1.86	▲0.09	▲0.01	1.14	▲0.02
千葉	0.10	▲0.05	1.81	▲0.16	▲0.11	0.99	▲0.06
千葉興業	0.11	▲0.08	1.89	▲0.14	▲0.06	1.04	▲0.36
東京都民	0.15	▲0.07	1.97	▲0.10	▲0.03	0.83	▲0.21
横浜	0.08	▲0.05	1.87	▲0.12	▲0.07	0.94	▲0.24
第四	0.13	▲0.06	1.69	▲0.12	▲0.06	1.10	▲0.10
北越	0.15	▲0.06	1.89	▲0.09	▲0.03	1.12	▲0.02
山梨中央	0.10	▲0.07	1.77	▲0.14	▲0.07	1.20	▲0.07
八十二	0.11	▲0.06	1.68	▲0.17	▲0.11	1.39	0.10
北陸	0.17	▲0.07	1.71	▲0.11	▲0.04	1.15	0.12
富山	0.16	▲0.09	1.90	▲0.07	0.02	1.56	▲0.38
北国	0.14	▲0.09	1.74	▲0.09	0.00	1.24	▲0.08
福井	0.10	▲0.09	1.83	▲0.07	0.02	1.12	0.04
静岡	0.09	▲0.07	1.70	▲0.09	▲0.02	1.37	0.13
スルガ	0.15	▲0.09	3.31	▲0.09	0.00	0.44	▲0.22
清水	0.12	▲0.11	1.84	▲0.08	0.03	0.76	▲0.09
大垣共立	0.16	▲0.06	1.73	▲0.10	▲0.04	1.24	▲0.12
十六	0.16	▲0.06	1.78	▲0.10	▲0.04	1.20	▲0.11
三重	0.15	▲0.12	1.71	▲0.08	0.04	1.19	▲0.02
百五	0.16	▲0.08	1.62	▲0.12	▲0.04	1.18	▲0.04
滋賀	0.17	▲0.07	1.82	▲0.08	▲0.01	1.17	▲0.17
京都	0.15	▲0.09	1.70	▲0.15	▲0.06	1.40	▲0.28
池田泉州	0.27	▲0.08	1.72	▲0.17	▲0.09	1.05	▲0.06
南都	0.15	▲0.06	1.76	▲0.12	▲0.06	1.03	▲0.06
紀陽	0.24	▲0.04	1.89	▲0.16	▲0.12	1.38	0.00
鳥取	0.17	▲0.09	1.93	▲0.11	▲0.02	0.79	▲0.30
山陰合同	0.15	▲0.07	1.89	▲0.11	▲0.04	1.53	▲0.03
中国	0.10	▲0.06	1.69	▲0.11	▲0.05	1.08	▲0.08
広島	0.14	▲0.06	1.73	▲0.13	▲0.07	1.13	0.04
山口	0.18	▲0.09	1.65	▲0.13	▲0.04	1.53	0.18
阿波	0.14	▲0.09	2.12	▲0.02	0.07	1.38	▲0.09
百十四	0.12	▲0.09	1.74	▲0.08	0.01	1.29	▲0.24
伊予	0.17	▲0.08	1.89	▲0.10	▲0.02	1.57	▲0.22
四国	0.13	▲0.09	1.88	▲0.10	▲0.01	1.28	0.00
福岡	0.10	▲0.06	1.77	▲0.12	▲0.06	0.95	▲0.10
西日本シティ	0.15	▲0.09	2.08	▲0.11	▲0.02	1.01	▲0.05
筑邦	0.11	▲0.07	2.19	▲0.08	▲0.01	1.12	▲0.22
佐賀	0.10	▲0.07	1.97	▲0.12	▲0.05	1.23	▲0.04
十八	0.10	▲0.07	2.02	▲0.20	▲0.13	1.21	▲0.01
親和	0.10	▲0.10	2.01	▲0.15	▲0.05	0.98	0.00
肥後	0.10	▲0.08	1.82	▲0.10	▲0.02	1.24	▲0.04
大分	0.11	▲0.06	1.78	▲0.08	▲0.02	1.23	▲0.02
宮崎	0.10	▲0.06	1.99	▲0.11	▲0.05	1.15	▲0.01
鹿児島	0.09	▲0.07	1.97	▲0.08	▲0.01	1.16	▲0.01
琉球	0.27	0.01	2.51	▲0.06	▲0.07	0.81	▲0.18
沖縄	0.28	0.02	2.50	▲0.03	▲0.05	0.85	▲0.43

(注) 一部の自己資本比率・Tier 1比率は単体を代用。

都市圏など一部地域では製造業の運転資金需要に好転の兆しがみえる。預金残高は同1%増で、ゆうちよ銀行からの流入や団塊世代の退職金の流入が依然続いている。

地銀各社の10年9月期決算においては、債券関係損益の改善がみられたものの、メガバンク各行に比べ収益貢献は限定的

潜在的な与信費用への対応が課題

で、この点がメガバンク各行と地銀各行の今決算における最大の差異であった。地銀各行では債券売却益を積極的に計上する動きは少なく、株式関係損益の悪化を補う形で計上も目立った。

今後の地銀各行の収益環境を巡る論点としては、まず与信費用の潜在化があげられる(図表5)。与信費用減少の背景には、政策効果の影響が大きい。08年の金融検査マニュアルの改定によって、中小企業保護の色

彩が明確になり、結果として債務者区分の下方遷移は構造的に発生しにくくなり、与信費用は減少した。09年の金融円滑化法の制定は、これをさらに後押しした。また、緊急保証制度は制度導入から約2年で20兆円を超える資金を中小企業に供給し、中小企業の倒産抑制に強い効果を発揮した。

社会的存在としての銀行の役割を考えれば、金融庁や各銀行が中小企業保護に注力し、結果

地方銀行10年9月期決算分析

〔図表4〕

預金・貸出金残高

(単位 百万円、%)

	預金・譲渡性預金 月末残		貸出金未残		住宅ローン未残		中小企業向け 貸出未残		大・中堅企業向け 貸出未残	
	10年3 月末比		10年3 月末比		10年3 月末比		10年3 月末比		10年3 月末比	
北海道	3,931,345	3.1	2,857,473	0.2	890,514	+0.7	971,693	+8.5	945,040	12.2
青森	2,137,728	3.5	1,357,036	+1.9	291,088	+0.6	419,278	+2.6	613,457	+2.1
みちのく	1,761,872	1.0	1,238,344	+0.3	333,449	+0.6	447,242	0.1	399,490	+0.6
秋田	2,261,689	2.9	1,410,090	2.4	282,251	+9.6	504,681	2.9	604,647	8.9
北都	1,118,573	4.9	689,154	2.3	154,355	1.2	260,765	+0.5	241,709	6.6
荘内	903,247	1.9	724,605	0.5	288,476	2.0	229,255	+3.0	186,068	3.0
山形	1,822,982	+2.3	1,213,056	+0.7	333,566	0.4	393,138	+1.9	466,556	+0.4
岩手	2,277,009	+1.5	1,379,040	+3.5	307,222	0.6	420,145	+9.6	630,772	+1.0
東北	642,602	2.8	454,345	0.4	87,402	+1.9	255,412	+1.0	104,497	6.7
七十七	5,412,724	0.9	3,527,379	2.2	705,184	1.6	1,176,550	0.1	1,592,259	4.3
東邦	2,987,683	0.6	2,094,248	2.1	513,723	0.7	640,221	+0.7	886,173	5.4
群馬	5,529,091	1.1	3,997,695	1.3	1,332,061	3.8	1,596,830	0.4	1,012,481	+0.3
常陽	6,712,354	0.1	4,796,800	+0.9	1,005,036	1.9	1,513,514	+5.9	1,890,303	1.8
筑波	1,965,923	1.2	1,450,506	+1.0	323,782	1.6	719,172	+3.6	357,800	2.7
武蔵野	3,361,237	1.3	2,726,269	0.1	793,434	1.8	1,027,652	+4.1	543,073	4.6
千葉	8,951,467	+0.5	7,233,996	1.1	2,494,900	2.0	3,048,600	0.5	1,588,496	1.0
千葉興業	2,035,377	1.2	1,544,471	0.9	488,591	0.8	770,824	0.5	271,758	2.5
東京都民	2,367,722	3.2	1,630,118	0.6	297,907	1.4	940,575	+0.6	252,145	4.9
横浜	10,427,352	+0.9	8,636,224	1.3	3,772,341	1.9	2,916,326	0.7	1,602,140	1.2
第四	3,960,877	+2.9	2,503,144	+0.5	438,199	+0.4	921,332	+1.8	1,097,629	0.6
北越	2,025,574	+1.6	1,265,036	+1.4	305,079	+1.2	550,472	+4.2	380,843	2.9
山梨中央	2,500,797	1.1	1,480,234	+1.5	364,395	+0.7	470,589	+6.2	625,843	1.9
八十二	5,524,033	0.8	4,096,918	+0.2	830,900	+0.5	1,444,400	+0.9	1,738,218	0.7
北陸	5,292,603	+0.3	4,109,229	+0.8	974,892	1.5	1,768,242	+5.0	1,307,401	3.7
富山	377,444	4.0	268,216	+0.6	51,913	+1.4	140,771	0.5	72,347	+1.9
北国	2,932,892	1.2	2,117,611	+0.4	501,627	1.8	752,512	+5.4	848,917	3.0
福井	1,926,084	+2.9	1,393,660	+3.7	415,770	+1.5	444,760	+7.0	518,549	+2.5
静岡	7,498,976	0.3	6,372,969	1.1	1,968,697	2.5	2,662,347	1.4	1,528,247	+0.7
スルガ	3,098,297	1.3	2,449,186	0.2	1,724,047	1.5	341,450	+3.0	119,030	+12.8
清水	1,258,266	0.2	964,215	+0.2	167,849	1.9	493,360	+0.1	183,972	+1.2
大垣共立	3,646,934	1.3	2,846,038	0.9	926,540	4.0	1,280,610	+0.6	594,898	0.2
十六	3,985,146	1.8	3,073,100	1.7	848,278	4.5	1,508,922	0.5	686,838	1.3
三重	1,485,558	+1.1	1,139,001	0.1	287,860	2.5	443,690	+3.3	402,116	2.3
百五	3,855,539	0.5	2,454,248	1.5	480,410	0.0	896,104	+1.7	1,024,348	5.6
滋賀	3,952,608	1.6	2,703,960	+0.6	750,496	0.7	1,158,374	+1.5	767,654	+0.4
京都	6,414,729	1.6	3,827,308	+0.4	1,317,448	2.1	1,484,659	+2.8	1,002,156	0.0
池田泉州	4,288,432	0.5	3,481,542	0.5	1,759,095	0.6	1,142,357	0.3	532,817	2.5
南都	4,195,187	1.6	2,685,517	+2.1	755,700	0.8	871,700	+4.3	943,417	+2.2
紀陽	3,341,887	+2.1	2,459,860	0.3	741,782	1.2	1,043,082	2.8	549,126	+5.7
鳥取	771,367	+0.8	621,965	+0.4	175,899	1.0	179,157	+0.2	247,153	+1.7
山陰合同	3,414,125	+0.9	2,163,239	0.4	406,618	+1.5	866,970	+1.9	836,092	3.7
中国	5,256,132	+0.6	3,309,395	+1.1	677,755	1.3	1,420,503	+3.7	1,062,316	0.8
広島	5,526,279	+1.3	4,340,333	+0.3	811,700	0.5	1,850,500	+3.4	1,379,833	3.9
山口	5,329,557	3.2	3,836,099	0.1	464,641	0.3	1,595,180	+1.1	1,678,717	1.3
阿波	2,363,969	+1.1	1,559,752	+2.8	267,355	+1.1	1,120,387	+3.5	149,352	+0.3
百十四	3,354,838	+2.2	2,298,693	+2.9	369,654	1.5	1,117,800	+2.4	728,491	+5.8
伊予	4,704,534	2.1	3,420,952	0.0	640,866	0.5	1,758,932	+1.2	771,767	2.2
四国	2,381,062	1.5	1,527,119	+3.7	220,407	+1.3	832,188	+4.6	461,037	+3.0
福岡	7,484,494	+1.1	6,434,441	5.3	1,558,457	1.7	2,554,107	+0.1	2,210,598	15.8
西日本シテイ	6,453,514	2.4	4,915,176	+0.3	1,744,826	1.7	2,067,331	+2.8	979,380	1.3
筑邦	572,959	3.4	385,379	+4.2	57,568	+2.0	284,354	+1.4	36,177	+24.5
佐賀	1,833,994	+1.5	1,199,483	+1.6	289,220	+1.3	534,938	+3.3	333,478	1.7
十八	2,140,323	1.2	1,272,109	+1.0	308,173	+2.1	527,147	+4.4	410,680	4.8
親和	1,879,919	+1.1	1,173,752	+0.7	269,236	3.3	503,210	+2.5	374,171	+0.3
肥後	3,643,405	4.3	2,286,504	1.2	537,001	1.7	898,865	+1.3	818,266	3.8
大分	2,493,658	1.0	1,695,533	1.7	381,040	0.7	607,044	0.0	667,904	4.4
宮崎	1,805,514	0.4	1,233,659	2.9	344,011	2.2	487,601	0.3	381,579	7.4
鹿児島	3,022,941	0.7	2,074,800	+0.8	539,495	1.3	858,870	+0.1	641,306	+3.6
琉球	1,561,924	2.5	1,186,212	+1.9	316,002	1.7	589,426	+3.2	222,620	+3.7
沖縄	1,508,577	5.0	1,112,557	+2.3	372,404	2.1	500,630	+2.3	183,346	+10.8

(注) 中小企業向け：中小企業等向け - 消費者向け、大・中堅企業向け：貸出金未残 - 中小企業等向け。

として多くの中小企業の倒産を防いだことは高く評価されるべきであろう。しかし、一方で、この非常対応のなかで副作用が生じていないかに注意する必要がある。

政策効果による与信費用の減少は、各銀行による個々の中小企業対応の積み重ねであり、政策効果なかりせば、このうちどれほどの与信費用が実際に生じたのかを外部から推計することはむずかしい。「貸出条件緩和債権の要件変更による債務者区分の上方遷移分」を与信費用が潜在化した部分とする論もあるが、個人的にはやや議論の矮小化に映る。各種の政策効果によって債務者区分の下方遷移を免れた層も多くあり、これが与信費用減少の大きな要因となったためである。

与信費用の潜在化の一面を示すデータとして、いわゆる「その他要注意先」の残高比率の増加がある。一般的には与信費用が低下する際には、債権の質の改善に伴い「その他要注意先」の残高比率も低下し、「正常先」が増加する。しかし、直

近の与信費用低下局面においては、「その他要注意先」の増加と「正常先」の減少が続いており、与信費用低下の一方で債権の質の劣化も並行している。

景気後退に伴って「正常先」が減少した一方で、金融検査マニュアルの改定で「要管理先」以下の債務者区分への下方遷移も生じにくくなったことが、こうした現象の要因ととらえられる。「その他要注意先」の増加分をそのまま潜在化した与信費用とみなすことも適切ではないが、与信費用の潜在化の一面を示したものと考えられる。

先行的な引当積み増しに走る銀行も

金融円滑化法の期限延長が発表された一方で、緊急保証制度は3月末で新規融資が停止される見込みである。財政事情もにらみつつ中小企業保護政策の段階的な縮小が始まっているとも解せようが、金融検査マニュアルの大幅な揺り戻しなど中小企業保護の優先順位が一気に下がるような政策転換も短期的には考えにくく、与信費用の大幅な

反動増は想定しにくい。金融庁や各銀行の中小企業保護姿勢は継続し、与信費用は引き続き低水準での推移を続けると予想する。

一方で、地銀各行的ななかには、与信費用の潜在化に対応するため恣意的な引当を実施する銀行も増え始めている。具体的な対応は各行各様であるが、いわゆる実抜計画の策定先や策定猶予先に高めの貸倒実績率を使用する例や、実抜計画の進捗率が低い先の債務者区分を引き下げる例、債務者区分は変えずにDCFでの引当を活用する例、破綻懸念先の予想損失率の低下をふまえて予想損失率の下限を設定する例などがある。こうした対応を実施する銀行は増加しつつあり、今後の与信費用は低水準ながらも現状よりは若干増加すると見込まれる。したがって、コア業務純益に反転の動きがみえないなかでは、最終利益が減益に転じることも考えられる。

安定していた預金や住宅ローンにも変化

今後の地銀の収益環境を巡る論点として、預金や住宅ローン、債券投資など相対的に安定していた部分の変化もあげられる。

地銀各行で安定した増加が続く預金は、うちよ銀行からの資金流入や団塊世代の退職金の流入の影響が大きい。うちよ銀行については、高金利の定額貯金の満期償還がほぼ終息しつつあり、うちよ銀行の貯金残高の減少幅は急速に縮小している。10年周期の大量満期の一巡や、預入限度額の引上げなどが重なれば、うちよ銀行から地銀各行への預金流入の継続は見込みにくくなる。

退職金についても団塊世代の大量退職が一巡し、預金を取り崩す側に回することで、預金流入の要因としては弱くなる。個人向け国債の償還開始など、預金動向に若干プラスとなる事象もあるが、全体的に地銀に集まる預金は、従来のような人口動態を大きく上回る伸びは見込みにくくなるだろう。

住宅ローンでは、これまで地銀各行は安定した残高増を享受

地方銀行10年9月期決算分析

[図表 5]

与信関係費用と自己資本の状況

	実質与信費用 (単体)		実質与信費用 比率(単体) (年率換算・bp)	金融再生法 開示債権 (単体) (百万円)	開示債権比率(%)		国際統一 基準 採用行	自己資本比率 (連結)(%)		Tier1比率 (連結)(%)	
	(百万円)	前年同期比 (%)			10年3月 末比増減 (%)	10年3月 末比増減 (%)		10.3期 比増減 (%)	10.3期 比増減 (%)		
北海道	5,375	▲45.0	37.8	68,253	2.33	0.01		10.68	0.49	7.07	0.26
青森	1,280	▲31.6	18.9	41,012	2.95	0.08		13.06	0.35	9.81	0.29
みちのく	686	▲61.1	11.3	51,315	4.09	0.21		12.40	0.45	8.36	▲0.80
秋田	1,347	36.9	19.8	60,089	4.22	▲0.35		12.43	0.07	11.66	0.15
北都	727	▲20.9	21.6	21,397	3.05	▲0.62		9.39	0.34	7.68	0.30
荘内	22	83.3	0.6	15,866	2.13	▲0.19		9.45	0.52	7.72	0.37
山形	86	▲91.3	1.4	31,496	2.54	0.09		14.00	0.53	13.35	0.62
岩手	1,675	3.6倍	24.3	43,833	3.14	▲0.04		14.01	0.74	12.68	0.74
東北	864	▲7.3	38.4	16,788	3.64	0.10		10.97	0.19	8.12	0.20
七十七	311	▲93.0	1.8	106,178	2.97	▲0.03		13.32	0.07	12.74	0.03
東邦	1,991	2.2倍	19.2	64,995	3.07	▲0.03		11.06	0.10	9.57	0.13
群馬	3,271	▲11.1	16.6	88,208	2.18	0.03		13.24	0.84	11.55	0.86
常陽	6,023	▲34.4	24.9	121,281	2.50	0.06		13.32	0.62	12.11	0.71
筑波	388	▲71.2	5.4	77,550	5.31	0.21		8.15	0.35	4.73	0.30
武蔵野	2,644	▲65.6	19.6	71,703	2.60	0.07		10.82	0.24	8.03	0.20
千葉	3,917	▲76.7	10.8	140,563	1.91	▲0.05		13.55	0.75	12.14	0.75
千葉興業	1,274	▲52.8	17.2	46,008	2.88	▲0.14		10.04	0.26	9.27	0.31
東京都民	1,530	▲57.1	19.4	47,658	2.93	▲0.22		10.33	▲0.15	6.51	0.01
横浜	16,721	▲52.5	39.2	223,936	2.50	▲0.20		12.15	▲0.05	9.86	0.01
第四	1,418		11.6	86,222	3.37	▲0.09		13.56	0.01	12.04	0.44
北越	1,294		20.9	37,622	2.89	▲0.09		10.53	▲0.60	7.42	0.46
山梨中央	▲1,531		▲20.7	54,335	3.64	▲0.57		16.19	0.96	15.57	0.96
八十二	297	▲92.0	1.4	163,525	3.91	▲0.53		15.82	1.53	13.98	1.25
北陸	2,997	▲57.4	14.8	146,103	3.43	0.01		11.27	0.47	7.11	0.35
富山	361		27.2	10,990	4.03	▲0.15		10.14	0.09	9.27	0.11
北国	2,522	▲48.5	23.8	80,683	3.74	▲0.17		14.88	0.48	12.80	0.45
福井	942	▲65.5	13.2	60,003	4.23	0.20		13.10	0.79	10.05	0.69
静岡	7,072	▲1.8	22.6	236,843	3.64	0.06		15.37	0.05	14.16	0.10
スルガ	5,027	▲8.2	42.0	54,768	2.21	0.01		11.10	0.13	10.51	0.13
清水	275		5.8	27,922	2.87	▲0.01		11.40	0.18	9.25	0.27
大垣共立	1,055	▲82.3	7.5	90,063	3.11	0.05		10.98	0.19	7.70	0.19
十六	692	▲74.1	4.6	110,487	3.50	▲0.22		11.19	0.09	8.03	0.09
三重	456	▲53.1	8.2	31,268	2.63	0.27		11.12	0.26	9.56	0.21
百五	▲1,075		▲8.8	77,836	3.11	▲0.03		12.07	0.12	9.67	0.15
滋賀	6,460	88.3	48.3	64,014	2.33	0.01		13.27	0.85	9.63	0.64
京都	2,506	▲40.4	13.4	169,940	4.38	0.30		12.80	0.47	9.86	0.58
池田泉州	6,806	2.4倍	39.6	65,126	1.83	▲0.19		10.12		7.33	
南都	879	▲67.9	6.5	87,800	3.24	0.12		11.60	▲0.52	10.05	0.48
紀陽	▲1,929		▲15.9	89,910	3.60	▲0.19		11.27	0.37	8.60	0.38
鳥取	441	▲44.7	14.3	15,465	2.41	▲0.01		12.77	0.19	9.00	0.29
山陰合同	1,142	▲53.8	10.8	72,957	3.29	▲0.06		16.60	0.52	15.96	0.54
中国	5,600	▲20.5	33.7	113,968	3.39	0.06		15.32	1.00	14.00	0.76
広島	6,140	▲32.1	28.0	110,054	2.48	▲0.02		11.47	▲0.07	7.88	0.33
山口	3,138	▲44.0	17.2	114,208	2.94	0.01		11.73	0.17	11.04	0.14
阿波	5,733	▲0.8	73.3	36,756	2.34	0.08		12.43	0.33	10.36	0.11
百十四	4,450	▲49.9	38.5	63,131	2.69	0.05		11.76	0.24	9.51	0.22
伊予	1,269	▲83.2	7.5	81,887	2.30	0.11		12.21	0.34	9.31	0.45
四国	3,384	8.7	43.9	61,287	3.97	0.80		10.10	0.49	6.70	0.48
福岡	4,159	▲58.5	13.3	167,668	2.57	▲0.15		12.74	0.94	9.90	0.26
西日本シティ	1,834	▲72.0	7.5	160,024	3.21	▲0.25		10.72	0.30	7.37	0.40
筑邦	76	▲70.4	3.9	16,914	4.28	0.66		9.55	0.14	8.39	0.15
佐賀	268	▲85.9	4.4	38,939	3.19	▲0.01		11.94	0.56	8.47	0.55
十八	▲3,412		▲53.1	50,033	3.89	▲0.50		12.97	0.85	10.09	0.78
親和	▲41		▲0.7	28,740	2.42	▲0.24		11.55	0.16	8.12	0.86
肥後	▲1,334		▲11.9	48,142	2.09	▲0.09		13.09	0.16	12.20	0.21
大分	104	▲85.1	1.2	82,741	4.77	▲0.11		11.86	0.37	9.91	0.38
宮崎	▲223		▲3.7	34,755	2.80	▲0.04		12.51	0.28	8.98	0.21
鹿児島	1,490	27.6倍	14.4	58,243	2.76	0.01		14.52	0.19	13.26	0.19
琉球	▲1,018		▲17.6	20,631	1.72	0.05		10.37	▲0.32	8.77	▲0.22
沖縄	329	2.2倍	6.0	20,636	1.81	▲0.10		13.21	0.45	12.63	0.44

してきたが、これは住宅金融支援機構の残高が長期低落傾向にあったことが影響している。住宅金融支援機構のフラット35Sの足もとでの急拡大は、この構図を崩す可能性をはらんでいる。とくに長期固定の住宅ローンが主流の地方圏でのフラット35Sによるシェアの拡大は著しく、全国でも住宅ローンの新規融資のうち2割程度のシェアをもつまでに至っているとみられる。地方圏では対抗措置として変動金利への誘導を図る動きもみられるが、利ザヤ縮小に拍車をかけることを嫌う地銀も少なくない。フラット35Sの金利引下げ期間は11年末まで延長されたため、影響の拡大が懸念される。

債券投資についても触れておきたい。各地銀は預貸ギャップの拡大を受けて債券投資への傾斜を進め、資金利益確保のためにデュレーションを長期化、なかには5年を超えるデュレーションの地銀も増加し、各地銀では金利リスクへの対応が求められている。長期金利が1%上昇すると、債券価格の下落に伴

い、地銀平均で自己資本は約1割減少すると試算される。財政悪化懸念などが浮上し、金利上昇と株価上昇が連動しなかった場合のリスクも考慮する必要がある。1・5%程度まで長期金利が上昇すれば、債券の評価損益が含み損に転じる銀行も少なくなく、長期金利のボラティリティが直近上昇しているなかで、金利リスクの影響が注目される。

これ以外の論点としては、生損保等を含む金融機関の保有株式の削減動向や、国内基準採用行への適用も含むバーゼルⅢの動向などがある。また、一過性の話題ながら、法人税減税に伴う繰延税金資産の取崩しも地銀各行への影響は小さくない。

増益を頼る奇策も見つけにくいなかで、まずは現在の収益基盤をいかに盤石なものとするか、地銀各行の動向に注目したい。

さとう まさひこ

06年東京大学法学部卒、日本銀行を経て現職。

新連載

わたしの金融アジェンダ

第1回

親父ミッチーから受け継いだ
熱い想い

みんなの党代表
衆議院議員 渡辺 喜美



わたなべ よしみ
1952年栃木県生まれ。早稲田大学政経学部、中央大学法学部卒業後、渡辺美智雄秘書、通産相・外相秘書官を経て、96年衆院初当選。安倍内閣で06年行政改革・規制改革担当大臣、07年金融・行政改革担当大臣を務める。09年に自民党離党、みんなの党立上げ。

「不良債権は日本のガンだ」 1991年の秋、父である故・渡辺美智雄は、不良債権問題を放置すると大恐慌型不況に突入すると予言していました。思い返せば、資産デフレから始まった大不況の退治がミッチーから私へと受け継がれた最重要課題でした。

新人議員だった97年、金融システム全体が機能不全に陥っているとき、私は金融機関に公的資金を注入して、優先株の買取機構をつくることを提案しました。住専問題で批判にさらされていた当時の大蔵省は、私の案をつぶすため根回ししていました。金融危機に際して非常時対応より組織の論理を優先したのです。

しかし、私もめげません。渡辺プランをあちこちに配って歩き、本会議場で人目もはばからず、中曽根大勲位のような総理経験者にもピラを配る感じで説明してまわりました。ミッチーは、よく聞いていました。

「宴会の席次は序列に従え。発言は自由だ」と。

結局、山一証券や北海道拓殖銀行が破綻するに及んで金融危機の深刻さが広く認識され、梶山プランや宮沢プランが自民党内から出てきて、政府も重い腰を上げたというのが真相です。

2007年8月から約1年弱、金融担当大臣も務めました。08年9月のリーマンショックの約10カ月前、IOSCO東京コンファレンスで、サブプライムの問題で揺れる米欧の金融問題に関し、「流動性の危機はソルベンシー（支払能力）の問題であり、これが日本の歴史の教訓だ」と演説しました。中央銀行による資金提供だけでは足りず、公的資金注入が不可避という意味です。

公的資金などんでもないという当時の雰囲気の中で、参加者から衝撃をもって受け止められました。いま、各国は財政金融一体政策によ

りことなきを得ているようにみえますが、欧州のPIIGSソブリンリスクの顕在化が示すように、問題の本質は1930年代の通貨切下げ競争同様、通貨問題へ発展しつつあります。

2010年は、資本の質の向上を目指して自己資本規制を強化するバーゼル が公表され、アメリカではドッド・フランク法の制定により、グローバルで金融規制が強化されました。これらは、国際展開する邦銀の活動にも悪影響を及ぼすと考えられます。

非常時対応では、未来を先取りすることが求められます。しかし、民主党政権は、官製金融肥大化路線を突き進み、民間金融振興を図るところが手かせ足かせを重くし、デフレ克服をはじめとした経済の難局への対処能力を著しく欠いていると思います。

私の政策は一貫して、民間金融重視、大胆な金融緩和と非常時プラン実施です。昨年来、私の事務所やみんなの党は、民主党政権に失望したエコノミストや海外の投資家の駆け込み寺となっており、日本の金融の建て直しのためのアジェンダの重要性を強く感じます。

私の支店経営論

川崎信用金庫

武蔵中原支店長

武士 優氏の巻(下)



内部管理態勢と 職場づくり

業務推進と並ぶ支店経営の重要なテーマとして内部管理態勢の強化があげられる。当店でも職員の若年化が進んだこともあり、喫緊の課題ととらえている。

地域に愛され、存在価値のある支店づくりにおいて、正確かつ迅速な

事務処理、親切丁寧な窓口対応、コンプライアンスにのっとりた内部管理態勢の構築は欠かせない。そのための施策として以下のような三つの徹底の実践を目指している。

まず、厳正な事務処理の徹底である。

全係の事務処理が事務取扱要領、マニュアル等にとり励行しているか。できていない場合は適時勉強会等により全員に徹底する。

内部職員はジョブローテーションにより一人三つの係の兼務を目指し、手薄な人員時でも正確・迅速な事務処理が行えるようにする。

第二に、相互牽制機能の徹底。

伝票は当日中に役席者・店長席でダブルチェックによる口座相違、金額相違等の点検を実施する。

依頼したほうも正しい事務処理ができていないかを必ずチェックし、事務ミスの防止を相互で確認する。

毎月の自主検査を厳正に行い、正確な事務処理が行われているかを点検する。

そして、第三に適切な人事管理の徹底である。店長席で職員への積極的な声かけを実施し、コミュニケーションを大切にしながら明るい職場環境をつくる。

私たちサービス業にとって、最後は職員一人ひとりの能力の発揮で差がつくと思う。それゆえ人を育てることは大事なことであり、自己啓発のできる職場環境をつくることは支店長の責務である。私は常日「こちら最小のコストで最大の効果を発揮する」ことを考えている。早く帰宅して心身をリフレッシュし、自己啓発の時間をつくってスキルアップを図る。そして中身の濃い仕事をし、成果をあげる。この好循環が私の目指すところである。

地域とつむぎ

武蔵中原支店がかわしん51番目の店舗として開設されたのは1992年6月である。同年3月には当庫で預金量1兆円を達成し、職員一同の意気が大いに盛り上がったときだ。しかしその後、日本の景気はバブル崩壊により悪化の一途をたどり、さらに近年ではリーマンショック以降、日本の景気はますます悪化する一方である。当庫の取引先であ



る中小企業、自営業者は困難な時代に苦しんでいる。

2010年6月に中小企業憲章が閣議決定され、そのなかで「中小企業は経済を牽引する力であり社会の主役である。地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たし、地域社会の安定

をもたらず国家の財産ともいふべき存在である」と述べられている。その中小企業、自営業者を支援してきたのはまさにわれわれ信用金庫であり、今後も地域に根差した活動、地域の活性化に貢献していくことは当然の使命であると思っている。

現在、金融機関本来の預金、貸出金業務に加え、取引先の経営を幅広くサポートする取組みを開始している。具体的には、売上げの減少に苦しんでいる顧客への経営改善計画書作成や販路拡大の相談、また事業継承問題などに対し、中小企業診断士等の専門家を交えながら、お客さまと一緒に考えていくことである。

当店の事例でちょっと変わったサポートがあったので紹介したい。それは、取引先である地元居酒屋の社長との会話がきっかけであった。「最近居酒屋もチェーン店化し低価格競争となつているが、私は地元で長く愛される居酒屋を目指し、

おいしいものを安く提供することにこだわりたい。いまは地産地消に興味をもっている」という話があった。さらに聞いてみると、野菜は近郊にある農園から一部取り寄せていることがわかった。私はすぐに、「社長、本当の地産地消とは、お店のある中原区下小田中の野菜ですよね。取引先の農家を紹介しましょうか」。話はとんとん拍子に進み、居酒屋と地元農家とのマッチングが成立した。居酒屋はもちろんのこと、農家にも新たな販路拡大で喜ばれた事例である。今後も人縁、地縁を生かし信用金庫でしかできないようなサポートを数多く実施していくことが本当の地域貢献であると思っている。

営業エリアの基盤

営業エリアである中原区は、川崎市で最も人口が多い区であり、1982年の行政区再編により毎年人口は増加している。店周には商業ビルやマンションが建ち並び、テリトリー内でも賃貸住宅や建売住宅が増加傾向にあるが、一方で、花や野菜栽培、梨園を生業とする農家も点在している。

支店長室の ウラオモテ

(昨年11月、於東京都内。甲氏、乙氏とも東京下町支店の現役支店長)

新規顧客獲得の極意

融資獲得の必要条件は 攻めと守りのバランス感覚

を課し、「当行は地域密着の経営方針で、年金や相続などあらゆるサービスを提供できます」といったうたい文句で、新しい融資先を獲得しようとしている。

このようなキャンペーンに銀行をあげて取り組むと、成果があがる営業マンと成績がさえない営業マンの差が顕著に出てくる。成績を比較すると、いつも同じ人が上位に並び、0点になってしまふ人はいつも0点に終わる。新規融資先の獲得は、「できる人とできない人」が露骨に分かれるシビアな分野だ。

甲 優れた営業成績をあげて表彰を受けている当店の20代の行員は、3メガから中心的に融資を受けている優良企業に積極的に飛び込んで、うまいタイミングで営業をかけている。彼に「どのような判断で融資できる企業をみつけているのか」と聞いてみたところ、「借入先金融機関をよく分析しています。メガバンク以外にも、その他の大手行や地銀・信金から借入れがあるような先を狙ってセールスしています」と答えた。「当行はいざというとき、逃げていきません。有事に備え、うちからも少し借りていただけないでしょうか」とアピールして、

貸金獲得が至上命題

甲 貸出金ほどの程度伸ばせているかが、いま支店に課されている重要な使命だ。いまのご時世では、預金は何もしくとも自然に集まってしまつ。だから、貸金をいかに増やしているかが非常に重視されている。目標の点数配分もこのところ、断トツで融資の平残が大きな割合を占めるようになった。中小企業金融円滑化法が施行されたあたりからはとくに、新規借入れを止めてしまっている企業が多い。銀行側も新しい融資先を探さないと、どうしようもない状況に追い込まれている。

一昔前までは「新しい融資先を開拓すべし」と部下に命じると、銀行合併前に取引していた古いなじみの取引先をターゲットに選ぶ営業マンがほとんどだった。しかし、すでに取引が解消された先、金融機関として嫌われてしまった先との関係修復は困難だ。営業マンが日々アンテナを張って将来にわたって銀行と強固な関係を結ぶことができるような優良企業を、足で探し、新しく開拓していく必要性が強まっている。

乙 当行では、新規融資先獲得のためのキャンペーンを熱心に行っている。融資・営業の担当者全員に一定数の企業を訪問するノルマ



新規案件を獲得しているようだ。パーゼルの問題が浮上し、メガバンク3行はいま、都心で融資に積極的になりきれないようだ。

乙 当店にも、今年度上半期に全た優秀な営業マンがいる。営業担当者皆、「私もいつか彼のようにになりたい」といつている。彼の仕事ぶりの特徴は、自分だけではなく他人にも非常に厳しいことだ。自分の成績を日々厳密に管理しており、毎日必ず何かしら案件をとってくる。全員が彼に一目おいているが、こ

ういう人は仕事に対するプロ意識が強すぎるのが玉に瑕だ。たとえ部下が若い事務の女性であつても容赦せず、厳しく仕事を注文するから、どうしても一部からは煙たがられてしまう。だが、厳しく自分を律して結果を残しているから、だれも彼に文句がいえぬ。こういう営業マンが支店に一人いてくれると支店が引き締まり、支店長は本場に助かる。

甲 以前にもまして、学歴がりつばな人よりも、社交的で物おじしない体育会系の明るい性格の行員が、取引先に好かれる傾向が強まっていると感じる。企業に積極的に飛び込んで融資を獲得するのが得意な人は、総じて体育会系だ。同時に、人に好かれてしまう天性の素質をもっていることも重要だと思つ。取引先の会社の社長から、「うちの娘をもらつてくれないか」といわれてしまうような感じのいい人物が、いちばん多く新規案件をとっている。

乙 支店長の後に人はいない。ただ、こうした「攻め」だけではなく、「守り」を固めることも重要だ。当店の営業エリアには幸い、中小・零細企業が多く、チャンスに満ちあふれている。だか

ら、「新規開拓はいくらでもできるはずなのに、支店長はリスクをとつていない」という批判的な視線を、部下から感じることもある。

だが、支店長になると、疑い深くなつてしまふのはしかたがない。副支店長や課長のときには、背後に自分の仕事をチェックしてくれる人、責任をとる人が控えていた。上席者に後を任せる甘えが許された。

支店長のような部門長の立場になると、自分の後に責任を負う人がいないことの重みを感じる。とくに、新規の会社の融資の審査などに関しては、どうしても猜疑心が芽生えてしまふし、まずは相手を疑つてかかるという姿勢が強くなる。

もちろん、アクセルを踏まず、ブレーキだけを踏むような支店長は論外だ。しかし、実際について先日も「支店長、これは本場にいい取引先です」と部下が推薦する会社が粉飾していることに、最後の決裁の段階で気がついて、危うく難を逃れたばかりだ。長年の経験から3期前の決算書の数字のフォントが微妙に怪しいことに勘づいたが、本場に冷や汗をかいた(苦笑)。

甲 まったく、他人事とは思えないね。



投信販売の内部管理

第4回

説明義務

顧客の理解あつての 誠実義務の履行

説明についての内部管理では、説明すべき事項のチェックリスト化や、理解したかどうか顧客によるチェックなどが行われているが、説明義務は説明が理解されて初めて顧客に誠実に義務を履行したことになる。説明義務に関する法規則と、他の原則との関係をふまえて、内部管理上のポイントを整理したい。

1992年の証券取引法改正前は顧客に対する誠実・公平について直接的な規定はなく、業者の禁止行為を規定することで、顧客利益の保護を図っていた。IOSCOの行為規範原則の制定を受けて同法改正の際、「顧客に対する誠実義務」(第33条)が明記された。金商法では第36

ゆうちょ銀行 資産運用商品部 マネジャー

青山 直子

条が当該規定を受け継いでいる。誠実義務は抽象的ともいわれるが、具体的義務として説明義務が生じるといふ解釈もある。説明義務とは、顧客に投資勧誘や販売を行う際、十分な情報提供を行い商品の内容等を明確に説明する義務である。

具体的規定として、銀行法施行規則および日本証券業協会の規則における預金等との誤認防止規定、金融商品販売法上の説明すべき「重要事項」の指定が整備される。重要事項とは、マーケットリスク、クレジットリスク、その他の元本欠損リスク、権利行使の権限(投信販売ではクローズド期間等)である。

適合性原則との関係

適合性の原則との関係について考えてみたい。適合性の原則(広義)

は、顧客の属性に即した勧誘・説明を行う義務であり、説明義務を尽くしたかどうかを判断するにあつての解釈基準は、いわゆる適合性の原則の考え方を取り入れたものであるといえる。適合性原則は顧客の知識・経験・能力に基づく「理解」に関する問題であり、説明義務と密接に関連する。

投資判断は最終的に投資家自身が下さなければならず、自己責任は基本原則である。そのために、投資商品に関する情報提供と顧客の十分な理解が必要であり、顧客ごとに理解の程度や能力がまちまちであるなかで自己責任原則を確立するには、顧客に合わせた説明が必要となる。理解力とは顧客の現実の理解力ではなく、知識・経験・能力また財産の状況、契約締結の目的から客観的に推定される理解力である。属性からみて理解力が乏しいと考えられる場合、通り一遍の説明では足りないことになり、顧客に合わせた説明という高度なスキルが求められる。

販売側の理解不足が 問われるケースも

説明者側の理解力について判示された例をみてみたい。一つは銀行が

証券監督者国際機構（IOSCO）行為規範原則

誠実・公平 会社は、その営業にあたっては、顧客の最大の利益及び市場の健全性を図るべく、誠実かつ公平に行動しなければならない。（略）

金融商品取引法

第36条（顧客に対する誠実義務）金融商品取引業者等並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

銀行法施行規則

第13条の5（金銭債権等と預金等との誤認防止）
第1項 銀行は、（略）業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、（略）預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。（略）

金融商品の販売等に関する法律

第3条（金融商品販売業者等の説明義務）
第1項 金融商品取引業者等は、（略）当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間

に、顧客に対し、次に掲げる事項（以下「重要事項」という。）について説明をしなければならない。

- 第1号 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場（略）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
- イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨
 - ロ 当該指標
 - ハ 口の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分（略）

日本証券業協会規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」

- 第4条（自己責任原則の徹底）
協会員は、投資勧誘に当たっては、顧客に対し、投資は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることを理解させるものとする。
- 第10条（預金等との誤認防止）
第1項 特別会員は、（略）業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、（略）これら有価証券と預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。（略）

販売したノックイン型投信による損失の損害賠償請求である。販売時には、条件付きで元本保証されることや、定期預金より高い利回りが期待できることのほか、預金ではなく投信であること、グラフを示しながらのワンタッチ水準の意味など、担当者から顧客に説明があった。一応の説明は認定されたが、判決は「担当者らは各投資信託の投資対象や運用益についての知識は持ち合わせておらず、その研修もなされていなかったことから、そもそも販売する側に知識不足があり、そのような者が十分説明をできるかは疑わしい」と指摘。さらに、「勧誘を受けた顧客が不安も述べずにその場でただちに購入を決めていたことなどから、各投資信託の内容を具体的に理解できず、また、そのリスクを、現実味を帯びたものとして理解できていなかったと認められる」と判断して、説明義務違反による不法行為の成立を認めた。

また、証券会社の社員が説明資料上の専門用語を十分に理解しないまま説明し、セールストーク以上に運用方針やそれに伴うリスクが十分説明できていたか甚だ疑わしいと指摘された判示もある。

管理者は販売者の能力を把握すべき

この判例から学ぶべきは、形式ではなく実態として何が必要なのか、ということだ。チェックリストに基づく説明といった確認の徹底は不可欠だ。しかし、こうした形式的確認だけではなく、理解を伴う実質的な説明を記録するためには普段からの顧客との対応記録が重要になるだろう。また、「投資経験が豊富な顧客に販売する場合と投資経験の少ない顧客に販売する場合とで説明内容・方法を一律とする必要はない」（金融庁質疑応答集）ことから、まずは初心者想定した説明内容・方法を確立したうえで、知識、経験等の顧客の属性に照らして説明方法・程度に柔軟性をもたせる方法が適応力をもつと考えられる。

説明義務の大前提には、社員の説明力、社員による顧客の理解度を計る能力が重要である。管理者は社員の研修履歴の確認や特性、理解度の説明力を常に把握し、説明義務が履行できるかどうかの認識と、そのための管理者からの補足説明等個別のバックアップ体制を講じることが、内部管理者のポイントといえよう。

渉外担当教養講座

経済ニュース多面体

第5回

公共事業予算「激減」の帰結

このままでは橋や学校が朽ち果てる

経済ジャーナリスト 大西 良雄

民主党は政権初年度の2010年度に公共事業関係予算を18%も削減、「コンクリートから人へ」のスローガンを強烈に印象付けた。スローガンはまだ生きていた。政権2年目の11年度公共事業関係予算は約5・5兆円（一括交付金化を含む）、約5%の削減となった。ピークの97年度9・7兆円から4・2兆円（43%減）もの激減である。

この予算をみて頭をよぎるのが多発している市街地洪水。老朽化した上水管が自動車の振動で破裂して洪水を起こす、ゲリラ豪雨に襲われ容量不足の下水管があふれて床下浸水を引き起こすという光景だ。

昨秋発表された「国土交通白書」によると、今後20年以内に建設後50年以上経過する社会資本の割合は、道路橋約51%、河川管理施設（水門等）約51%、下水道管渠約22%、港湾岸壁約48%にもなるという。下水道管渠は地方への敷設期が新しいた

め全体比率が低く出ているが、敷設が早かった大都市圏では老朽化がどんどん進み、それが市街地洪水をもたらしているのだ。

心配なのは高速道路や新幹線の延伸予算ではなく、過去に建設された社会資本を維持管理・更新するための予算確保だ。今後、高度成長期に建設された社会資本の多くが続々と更新（補修）期を迎える。同じ「国土交通白書」によると、国土交通省管の公共投資総額に占める維持管理・更新費の割合は10年度ですでに50%に達している。公共事業関係予算伸び率をゼロとすると、37年度には毎年の公共投資額のすべてを維持管理・更新費に回さなければ老朽化した社会資本を維持更新できなくなると白書は予測している。

地方自治体も学校、病院、文化施設、上下水道、道路など社会資本の重要な担い手だ。日本総研によると「全国の7割以上の自治体で社会資

本ストックの更新・維持管理が財政上の課題としてすでに顕在化、10年以内に顕在化する見込みも含めると9割超にのぼる」（10年度「今後の社会資本ストックの戦略的維持管理等に関する調査」という。地方自治体のほうが国に先行して社会資本の更新・維持管理に頭を悩ませているといえそうだ。

生活に最低限必要な道路や橋、上下水道などを維持、管理、補修、更新する予算はどうしても必要だ。だが、国と地方合わせた長期債務残高が868兆円（10年度末、GDPの180%）に達するという悲惨な財政事情の下では、公共事業関係予算がさらに削られる危険がある。いまあるすべての社会資本を更新・補修することなど不可能、なかには補修できずに朽ち果てる道路や橋、病院や学校も出てくるに違いない。

身近な生活を支える社会資本の「更新・補修」予算の捻出が政府に求められる。一方、高速道路、ダム、新幹線などの大型公共事業で飯を食ってきた地方ゼネコンは、生活道路や橋の補修、上水道、下水道の更新、学校など公共施設の建て替えなど細かい「更新・補修」工事の受注で生きていくことになるのだらう。

視 角

証券事件では監視委にも 「公訴権」を与えるべし

外資系証券会社

プレ・ヒアリングが インサイダーの温床？

プレ・ヒアリング（上場会社が証券を発行するとき、引受幹事証券会社が機関投資家に対して潜在的な需要動向を図るために市場調査する行為）が、インサイダー取引の温床になっているという疑惑が高まっている。引受幹事証券会社が特定の投資家に情報を漏らし、貸株を与えて空売りをさせ、その反対売買で新規発行の証券を与えることを約束し、増資後に決済させる。機関投資家も濡れ手に粟の利益を得るし、引受幹事証券も新規発行株式をさばけるという手口だ。東京電力、日本板硝子、国際石油開発帝石

など、増資発表前に株価が急落した例は枚挙に暇がない。

今回、インサイダー取引疑惑への関心が高まったのは、ルールに厳格なヘッジファンドが、同取引を常習するヘッジファンドを証券取引等監視委員会に告発したというウワサが、証券市場を駆け巡っているためである。すでに証券会社の取引履歴について監視委の調査が開始されている。健全な市場の回復を願う証券関係者や投資家は、告発されたヘッジファンドに司直のメスが入ると期待している。

「小悪を眠らせない」 制度づくりを

しかし、残念ながら、監視委の調査による立件は期待薄だ。その理由は、日本の監視委が米国証券取引委員会によ

うな逮捕権や公訴権を与えられていないからである。刑事事件として起訴することができるのは、検察官のみである。日本の監視委が刑事事件を調査した場合、東京地検特捜部に告発するという手続をとらなければならない。しかし、特捜部は、大阪地検の検事による押収資料改ざん事件の影響で、目下、開店休業状態だ。監視委は事件の在庫をかかえてしまっている。

「否認事件はもってくるな」。検察庁が監視委にそんな意向を伝えたともウワサされている。12月上旬、西友の社外取締役の夫が犯したインサイダー事件は、本人が認めためたために在宅起訴となったが、妻は否認しているために立件が見送られた。約30人しかいない特捜検事だけでは、

細かい証券取引の事件などカバーしきれない。少数で成果を求めるために、勢い、大物狙いとストーリー捜査に陥りやすい。一昨年は、母親から力ネをもらった大物政治家を、昨年は「父親から力ネをもらった」と主張する元与党幹事長を追い掛け回し、元秘書の起訴だけで終わった。

「巨悪は眠らせない」という理念は、権力が集中しやすい発展途上段階の日本では妥当だったが、市場メカニズムが発達し、権力が分散されている現在の日本ではもはや成り立たないビジネスモデルである。公訴権を分散し、きめ細かく刑事事件を立件する制度が望まれる。そうならば、くだんのヘッジファンドのような「小悪」も排除することが可能だろう。（天童）

政策篇

バランスシートの経済学

一橋大学経済研究所 教授
キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹

小林 慶一郎

バランスシートに映る
経済政策の課題

2008年秋の金融危機から2年あまり過ぎたが、欧米経済の先行きには不透明感がつきまとっている。一方、日本の国内は政権交代を経ても財政再建と社会保障改革の先行きがはつきりせず、将来への不確実性はますます高まっている。日本でも欧米でも、不安と不確実性が非常に高いレベルで続いていくことは間違いない。

ことに日本の現状は不可解である。財政破綻のリスクが日増しに高まるなかで、金融危機後

は一貫して円高が続いている。為替レートは他の通貨との相対関係で決まることはいえ、通貨の本源的な価値を保証するものは財政の健全性である。財政悪化と円高持続が併存する現状をどう理解すべきなのか。財政の持続可能性と、為替や通貨に関する政策をどのように位置付けるべきなのだろうか。

世界経済が問題を抱えた状態が続けば、政治や思想にも質的な変化が起こる。たとえば、1870年代から四半世紀続いた世界不況が欧州列強の膨張的な帝国主義を生み出し、その帝国主義的支配体制が1930年代

の大恐慌を経て全体主義に変質していった、という説がある（ハンナ・アレント『全体主義の起源』）。今回の世界的な金融危機も、政治や社会思想の面で、これまでと大きく質的に異なった新しい思想を生み出すことになるのかもしれない。

本連載では、まず日本と世界が直面する経済政策上の課題をできるだけ長期的な枠組みで、整合性のとれたかたちで論じていく。関連して、金融危機後の経済学研究や政策論争についての最近の動向を紹介し、さらに、経済思想や政治思想についても考察を加えたい。

世界やわが国の経済政策の課題を考察する際に、「バランスシート」を一つのキーワードとして議論を整理すると見通しがよくなると思われる。

バランスシートというと、リチャード・クー氏の「バランスシート不況論」が欧米でも注目を集めている。この議論は、資産バブルの崩壊によって企業や家計が過剰な負債を背負いこまされると、借金を返済しようと必死になるので、その結果、消費や設備投資が低迷する。こうして不況が悪化するので、資産価格がますます下がり、企業や家計のもつ資産の価値が下がって、債務の負担が増大する、という議論である。基本的にはアーヴィング・フィッシャーの「デット・デフレーション理論」と同じ構造の議論であると思われる。政策論としては、財政支出の大幅拡大というケインズ経済学の処方箋を力強くサポートする議論として欧米で注目

を集めているわけである。

クー氏のバランスシート不況論は、金融危機の重要な側面を描写した議論であるが、民間部門のバランスシート問題に關心が集中していて、政府部門のバランスシート問題の困難さについてはあまり重視していない。

本稿で論じたいのは、企業や銀行だけではなく、政府のバランスシート（さらには海外部門のバランスシート）も含めた全体の問題である。また、企業などの民間のバランスシート問題についても、「財政政策か／構造改革か」という現在の欧米での政策論争に、新たな論点を提示したい。

政府の危機対策が正当化される理由

金融危機とは、「民間経済のバランスシートに大きな穴があった状態」と表現できる。

危機前に、不動産バブルなどが発生し、資産と負債が両建て

で膨張する。バブルが続いている間は、経済全体に存在する資産（不動産、銀行預金、企業株式など）の価値と負債（企業や家計の債務）の価値は釣り合っているわけだが、その後にはバブルが崩壊して状況が一変する。資産の価値は急落する一方、負債は名目額で固定されている

（簡略化のためバランスシート上の資本はとりあえず無視する）。インフレが起こらない限り、負債の実質価値は下がらないので、民間の経済で集計した資産総額を負債総額が上回る状態になる。この負債と資産の差額を、「バランスシートにあいた穴」と呼ぶことができる。

その後、政府・中央銀行は危機対策として財政政策や金融機関の救済を実施し、経済を浮揚させようとする。

財政政策などによる金融危機対策は、政府部門から民間部門に資源を移転し、民間のバランスシートにあいた穴を「穴埋

め」するプロセスであると理解することができ、本来は民間の主体が倒産処理や破産を通じて自己資本を使ってバランスシート

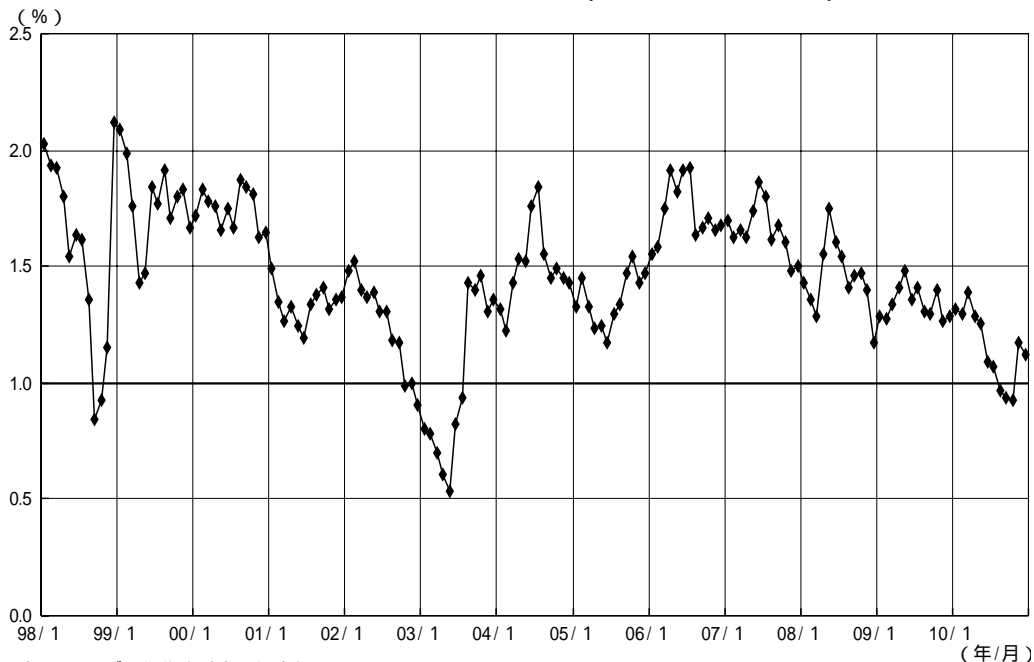
の穴埋めをすべきだが、日本の90年代や現在の欧米経済のように、あまりにも巨額の「穴（過剰債務）がバランスシートにあいた状態では、民間に存在する自己資本だけでは、「穴埋め」をしきれない。民間の自己資本で処理しきれない過剰債務については、民間債権者が損失を負担して処理するのが本筋である。しかし、バランスシート不況の状況では、二つの理由から、政府による「穴埋め」が望ましいということになる。

第一の理由は、リチャード・クー氏らが論じているように「デット・デフレーション」を止めることである。債務の返済を急ぐ企業や家計が手持ちの不動産などを投げ売りすると、資産価格が過剰に下落し、債務負担が増大する。これは一種の外

部不経済効果なので、政府の介入が正当化される。もう一つの理由は、本連載の第一部で論じたことである。つまり、民間債務のかなりの部分が「貨幣」の役割を担っていることである。銀行などの債務が取引の決済に使われること（貨幣としての機能）は、民間債務が一種の外部経済効果を発揮していることを意味する。民間債務の一部が、バランスシート問題のために消滅することは、貨幣の消滅という外部不経済効果が生じることを意味する。さらに、「一部の債務が切り捨てられる」という懸念が市場で広がると、銀行取り付け（bank run）と同様のメカニズムで、債務総量が急激に収縮する。その結果、外部不経済のダメージも大きく増幅される。

これらの外部不経済を除去あるいは緩和するために、政府が民間のバランスシートの穴埋めを行うことが正当化される。◇

〔図表〕 日本10年国債利回りの推移（複利ベース、月末値）



といった市場の景況判断に影響を与え得る外生的要因は存在する。だが、欧州財政危機については、ギリシャに続きアイルランドが金融支援に追い込まれたものの、グローバル金融市場に強いストレスがかかることはなかった。中国の金融引締めも、むしろ8%程度とされる安定成長レベルにソフトランディングするうえで重要な措置と前向きに受け止められている。円高ドル安バイアスも、その遠因である米FRBによるQE2（量的緩和第2弾）の継続には批判的な議論が多く、需給面から一段のドル安を加速させるという見方はいまのところメインシナリオとなっていない。総括すると、いずれも市場参加者の景況判断を下方に大きく屈折させるような要因とはいいいにくい。これら要因により、踊り場局面の脱却時期が「後ずれ」させられる可能性はあるとしても、二番底議論にまで発展するとは考えにくいように思われる。

もっとも、忘れてはならないのは、市場参加者の中で年央以降の循環的な景気回復シナリオがすでに織り込まれているという「事

実」である。

6月に期限を迎える米FRBによるQE2の打ち切りが視野に入れば、米10年債利回りも4%程度までの上昇は避けられない。足もとの水準からは60~70bp程度の上昇となる。だが、当社長期金利モデルによれば、米10年債利回りの60~70bp程度の上昇がわが国10年債利回りに与える影響はおおよそ12~15bp程度。それこそ景気回復期待が加速し、米FRBの出口政策議論が前倒しでもされない限り、米債市場発の大幅金利上昇シナリオも描きにくい。そして、米経済に景気回復を加速させるようなファクターは見当たらない。また、新興国経済も金融引締めがタイムラグを伴って経済成長を抑制することをふまえると、アメリカ以外の要因でわが国景気回復期待を加速させることもむずかしい。

したがって、「1%を割り込んだ翌年の10年債利回りはさらに上昇する」というジंकスが額面どおり働かない可能性もある。ジंकスどおり働かないのも市場であることを認識しておきたい。

マーケットを読む

債券市場

2011年の債券市場を読む 「1%割れの翌年は金利上昇」？

みずほ証券金融市場調査部チーフマーケットアナリスト 三浦哲也



2010年は10年債利回りが久方ぶりに1%を割り込むという象徴的な年であった。98年、03年に次いで3度目であり、歴史に残る金利低下であった。ちなみに、10年債利回りが1%を割り込んだ翌年には、前年を上回って金利上昇するという「ジンクス」のようなものが市場には存在する（図表）。年初から11年の債券市場において金利上昇を予想する声比較的多いのは、この点も影響していると考えられる。事実、99年は2.44%まで、04年は1.940%まで上昇した。

足もとの市場環境を振り返ると、無担保コール翌日物金利は0.0~0.1%以下ともはや下がりようがなく、かりに昨年に続き11年も10年債利回りが1%を割り込む事態となれば、イールドカーブ形状はブル・フラット化（長短金利差の縮小）となる。もっとも、10年は2度にわたる10年1%割れが示現したが、1%未満で長く滞留することはできなかった。11年もジンクスどおりの展開となるのか、それともジンクスは破られるのだろうか。

そのカギを握るのは市場の景況判断である。99年も04年も金利上昇があったのは景気回復軌道が明確化した時期であった。ちなみに、昨年10月ごろから始まった景気踊り場局面は、早くて1~3月期、遅くて4~6月期には脱却可能という見方がコンセンサス化し

ている。また、年後半には1%程度とされる潜在成長率を上回る動きに復するというイメージができあがっている。このようなパスが「後ずれ」するか、もしくは実現することなく二番底へ下方屈折するか否かが焦点となってくる。

3月のエコポイント終了とともに、政策依存の景気回復というパスもいよいよ途切れる。内需にはあまり期待できない。それにもかかわらず、遅くとも4~6月期には踊り場を脱するという見方が有力なのは、やはり外需、とくに米中経済の回復に伴う輸出増加というシナリオがあるからにほかならない。外需のサポートで年央以降は設備投資も回復、そして、12年後半にはデフレ脱却というシナリオがある。このような見方が覆されない限り、ジンクスが破られるという議論が債券市場で主導権を握ることはむずかしいのかもしれない。

それでは、外需の屈折を想定させるトリガーはあるのだろうか。昨年は欧州財政危機、そして未曾有の円高ドル安の進行、すなわち外生的ショックがあった。11年においても同様の外生的ショックが訪れるか否かが焦点となる。

現段階では、欧州財政危機の継続、中国の金融引締め、円高ドル安バイアス再燃リスク

『合理的市場という神話』



ジャスティン・フォックス 著 / 遠藤真美 訳
/ 東洋経済新報社刊 / 3,360円(税込)

「市場の合理性」という観点に対し、厳しい疑問を投げかける書物である。市場が合理的に動くという神話「効率的市場仮説」を作り上げたのは、ウォール街の強欲なトレーダーや投資銀行家ではなく、ノーベル経済学賞を受賞するような優秀な理論家であると氏は主張する。そして、リーマンショック以降、その仮説が崩れ去ったと考える。

確かに、効率的市場仮説に基づいて資本資産価格モデルや、ブラック・ショールズモデルを構築したのは有名なファイナンス理論家で、実務者たちが効率的市場仮説を信奉したわけではない。

多額の富を失うことになった彼らの損失の原因は、多くの人々が「上がるから買う。買うから上がる」という、およそ合理性からかけ離れた投

資行動をとったことにある。その現象をみる限り、「効率的市場の神話は崩れた」といえるだろう。

しかし、ここで忘れられている要素がある。それは、時間の観念だ。短期的に、市場は理論どおりに動かないのは間違いない。一方、十分に長い時間をとってみると、市場は、理論的に適正な価格「フェアバリュー」に均衡することが観察されることが多い。つまり、効率的市場仮説も、それに基づく金融工学の理論も、基本的には長期の均衡理論を考えるべきなのだろう。

そう考えると、フォックス氏がいうように、効率的市場仮説に基づく金融工学的なアプローチが存続意義を失うことは考えにくい。むしろ、長期的な均衡点を導出するためのツールとしての重要性を失うことはないだろう。本書を讀んで、その意を強くしただいである。

(評者・信州大学経済学部教授 眞壁昭夫)

Data File

本欄は第1週「主要経済指標」第2週「金融マーケット動向」第3週「金融機関業態別預貸金速報」第4週「貸出金利動向」

>> 金融マーケット動向

月日	東京株式(東証第1部)			ニューヨーク株式		東京外国為替市場 対ドル相場(円)		コール (無 登日物)	新発10年国債 (310/312回債) 利回り
	TOPIX	日経平均 (円)	出来高 (万株)	ダウ平均 (ドル)	NASDAQ 総合指数	直物 売り	買い		
10年								%	%
12. 1	866.07	9,988.05	171,291	11,255.78	2,549.43	83.57	83.58	0.087	1.150
2	877.21	10,168.52	185,696	11,362.41	2,579.35	84.14	84.15	0.092	1.200
3	879.22	10,178.32	156,174	11,382.09	2,591.46	83.64	83.65	0.094	1.205
4									
5									
6	881.41	10,167.23	148,079	11,362.19	11,362.19	82.77	82.78	0.093	1.160
7	879.10	10,141.10	172,644	11,359.16	11,359.16	82.61	82.62	0.091	1.170
8	887.39	10,232.33	192,800	11,372.48	11,372.48	83.87	83.88	0.095	1.230
9	891.60	10,285.88	212,025	11,370.06	11,370.06	83.81	83.82	0.089	1.265
10	888.22	10,211.95	311,859	11,410.32	11,410.32	83.72	83.73	0.090	1.185
11									
12									
13	897.40	10,293.89	205,691	11,428.56	11,428.56	84.20	84.21	0.090	1.240
14	901.89	10,316.77	238,616	11,476.54	11,476.54	83.37	83.38	0.089	1.250
15	902.42	10,309.78	206,889	11,457.47	11,457.47	83.94	83.95	0.090	1.255
16	903.84	10,311.29	202,151	11,499.25	11,499.25	84.23	84.24	0.086	1.270
17	903.14	10,303.83	205,745	11,491.91	11,491.91	83.92	83.94	0.083	1.195
18									
19									
20	898.55	10,216.41	170,906	11,478.13	11,478.13	83.86	83.87	0.086	1.180
21	906.21	10,370.53	160,973	11,533.16	11,533.16	83.73	83.74	0.085	1.160
22	905.78	10,346.48	193,225	11,559.49	11,559.49	83.68	83.70	0.083	1.135
23				11,573.49	11,573.49				
24	901.66	10,279.19	128,311			82.96	82.98	0.079	1.150
25									
26									
27	904.68	10,355.99	125,419	11,555.03	2,667.27	82.75	82.77	0.083	1.165
28	902.83	10,292.63	108,337	11,575.54	2,662.88	82.41	82.43	0.080	1.135
29	908.01	10,344.54	130,859	11,585.38	2,666.93	82.05	82.07	0.080	1.155
30	898.80	10,228.92	146,814	11,569.71	2,662.98	81.50	81.52	0.079	1.110
31				11,577.51	2,652.87				

(注) 直物相場は日銀公表ベース。

次号予告

1月24日号

特集

ソリューション営業のススメ

「地産外消」を目指すアグリ支援

東北銀行 五十洲 篤

感性価値創造推進室の取組み

愛媛銀行 小池陽一郎

財務改善から持続的成長支援へ

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 間下 聡

動産評価を軸にリレバン再構築

アビーム 多胡秀人 / 日本動産鑑定 久保田清

【りそな銀行】女性モニターを取引先のマーケティングに活用 編集部

主要論考

「公正ナル会計慣行」と税法基準

成蹊大学 武田昌輔

一部変更になる場合がございます。

金曜例会のご案内

第2191回 1月14日 12:20~13:40

会場 本社ビル2階

平成23年度予算のポイント

財務大臣政務官 吉田 泉氏

第2192回 1月21日 12:20~13:40

会場 本社ビル2階

当面の金融行政の方向と課題

金融庁長官 三國谷 勝範氏

金融法務事情

11年1月10日号(1913号)

特集

安曇野・地公体融資に係る東京高裁判決インパクト

(1)第三セクター等の債務の状況と自治体財政運営上の課題 中野祐介 / (2)安曇野判決が地方財政運営・金融機関経営に与える影響 河村小百合 / (3)座談会・地公体による損失補償契約を無効とした東京高裁判決の射程と金融実務に与える影響

確井光明 / 宇野太賀慶 / 松井秀樹 / 森永雅彦 / (4)安曇野判決が金融機関の資産査定等に与える影響 森 公高 / (5)第三セクター損失補償問題と事業再生ADRによる解決 須藤英章

Data File

本欄は第1週「主要経済指標」第2週「金融マーケット動向」
第3週「金融機関業態別預貸金速報」第4週「貸出金利動向」

>> 金融機関業態別預貸金速報

全国銀行預金・貸出金 12月末						信用金庫上位10金庫預貸金 12月末 編集部調べ(億円)		
	総預金	実質預金	C D	貸出金	債券純発行高		預金	貸出金
全国銀行	5,658,245 (1.4)	5,646,358 (1.5)	342,832 (6.4)	4,164,288 (+2.1)	15,982 (+46.4)	京都中央	40,462	21,868
都銀	2,557,156 (1.8)	2,548,154 (1.9)	213,207 (6.9)	1,780,087 (+4.8)	9,295 (+46.0)	城南	33,994	19,519
地銀	2,096,098 (2.3)	2,094,096 (2.3)	68,670 (15.3)	1,559,874 (0.8)		岡崎	24,698	14,153
第二地銀	575,804 (1.0)	575,246 (1.0)	8,092 (32.7)	436,623 (0.8)		埼玉	23,674	13,339
信託	342,796 (+2.0)	342,479 (+1.9)	49,281 (+5.4)	320,333 (+2.6)		城北	22,864	12,050
						尼崎	22,691	12,632
						京都	22,493	15,214
						多摩	22,301	10,858
						岐阜	20,563	13,035
						川崎	16,875	9,705

月末	全国信用金庫預金・貸出金(億円、%)		全国信用組合預金・貸出金(億円、%)		全国JA貯金・貸出金(億円、%)	
	預金	貸出金	預金	貸出金	貯金	貸出金
10.6	1,196,877(1.7)	634,260(▲1.2)	170,674(2.9)	93,404(0.1)	859,863(1.4)	227,205(0.5)
7	1,192,613(2.0)	636,198(▲0.9)	170,447(3.1)	93,668(0.2)	858,437(1.6)	227,403(0.3)
8	1,196,704(1.8)	633,070(▲1.2)	170,939(3.0)	93,504(0.1)	859,513(1.4)	226,967(0.1)
9	1,195,743(1.8)	637,069(▲1.1)	171,607(3.1)	94,021(0.2)	853,943(1.5)	225,874(▲0.2)
10	1,197,645(1.9)	635,390(▲1.1)	171,419(3.1)	93,780(0.0)	857,137(1.3)	225,763(▲0.1)
11	1,194,795(1.8)	632,816(▲1.1)	171,259(3.1)	93,620(▲0.1)	856,773(1.5)	225,611(▲0.2)

月末	全国労働金庫預金・貸出金(億円、%)		月末	ゆうちょ銀行貯金		かんぽ生命保有契約残高(億円、%)	
	預金	貸出金		残高	保 険	年 金 保 険	
10.7	166,035(4.5)	112,490(3.7)	旧動定	489,301 ¹	1,032,998 ²	18,580 ²	
8	165,847(4.4)	112,509(3.2)	10.6	1,768,055(▲0.8)	136,964(64.7)	17,660(72.7)	
9	165,264(4.6)	112,569(2.7)	7	...	141,215(52.4)	18,375(61.3)	
10	165,712(4.6)	113,072(2.4)	8	...	145,719(57.2)	18,975(66.6)	
11	165,085(4.5)	113,297(1.9)	9	1,750,404(▲0.8)	150,126(54.2)	19,568(63.6)	
12	168,488(4.2)	113,362(1.9)	10	...	154,184(51.4)	20,063(60.8)	

(注) 1.カッコ内は前年同月比伸び率。2.「r」は今回修正値。3.ゆうちょ銀行・かんぽ生命の旧動定は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の承継分(1は10年12月、2は10年11月)。ゆうちょ銀行貯金には同機構承継分も含む。

本欄は金融界有識者が執筆しています。



●「宙蛸」は、とくに深い意味もなくつけた筆名だが、昨年を振り返ると、「宙」と「蛸」にまつわる出来事があった。「宙」については、小惑星探査機「はやぶさ」が数々のトラブルを乗り越え、小惑星「イトカワ」の岩石質微粒子を採取したカプセルを無事地球に送り届けた。こうした活動がふたたび若い世代の宇宙への関心を高め、間接的に将来の先端技術を担う人材を増やすのではないかと期待される。一方で、宇宙航空研究開発機構(JAXA)の広報施設「JAXA i」(東京・大手町)は昨年末で閉鎖された。筆者は昨年末閉鎖の数日前に訪れたが、子どもたちが輝く目で見学していただけではなく、閉鎖を惜しむ大人の訪問者も多かった。こうした先端宇宙科学への関心を高める施設を閉鎖に追い込んだのは、事業仕分けの「輝かしい成果」である。もちろん財政面での冗費は削るべきだが、先端技術支援に

昨年の宙と蛸

一種の「遊び」は必要だ。他の科学技術予算のみならず、スポーツ関連にまで削減の手を伸ばしたのに、総額では公約倒れに終わった点は「蓮舂仕分けショック」の非難を浴びてもしかなかった。●「蛸」については、サッカーワールドカップで、蛸のパウル君が勝敗を正しく予想できた、と話題になった。株価や景気も占ってもらったら、との冗談まで聞かれたが、もちろん蛸が勝敗を正しく予想できる根拠はない。●一方、アナリストの評価についても、根拠はともかく結果が当たればそれでよい、との風潮が強い。リーマンショック直後は「百年に一度の大恐慌間違いなし」と力説する向きが横行したが、実際には普通の不況に終わった。それでも、「株価が下がる、景気が悪くなる」という方向性は当たった」と反省のない専門家が少なくない。極論に惑わされ必要以上に生産をカットした製造業者は多々あったようで、恐慌論に迷惑した企業や家計は多かったのではないだろうか。(宙蛸)

週刊金融財政事情

Financial Affairs

編集長 谷川治生
副編集長 花岡博
編集主幹 桑原稔
記者 吉田豊 / 北山桂
富所卓也 / 山際勝照
江口珠里亜 / 武下毅
制作 藪部節子 / 本田奈千
デザイン 立石麻美
編集補助 本多希代子

本誌掲載記事の無断転載・複写を禁じます

発行人 倉田 勲

発行所 社団法人 金融財政事情研究会©
〒160-8519 東京都新宿区南元町19
編集部 Tel 03(3355)1711
Fax 03(3357)7416
E-mail weekly@kinzai.or.jp
Web http://www.kinzai.or.jp/

販売(申込先)

株式会社 きんざい
本社 Tel 03(3358)0019
大阪支社 Tel 06(6222)5291
名古屋支社 Tel 052(211)1661
福岡支社 Tel 092(761)1511

印刷所

文唱堂印刷株式会社 Printed in Japan

編集室

本号では、「集金代行ビジネス」という地味なテーマの特集を担当しました。面倒くさくて誰もやりたがらない業務ですので、当該分野でノウハウとローコストオペレーションを確立したプレーヤーが出てくれば、国内の雇用増加にも一定の寄与が可能ではないかと思いましたが、それにしても、当該業務が正当なビジネスとしての社会的な評価を受けるためには、弁護士法の壁が厚いようです。民間プレーヤーの動向を探るために、いくつかのサービサーや人材派遣会社等に取材を申し込みましたが、断られることが多かったというのが実情です。弁護士法との関係から、痛くもない腹を探られたくないということかと推測しますが、周辺取材から業務を行っていることは明らかなのに、「当社は集金代行にはあまり興味がありませんので」などと答えられると、実は探られたくない「痛い腹」があるのかなどと邪推してしまいます。法律事務は弁護士の独占業務であり、債権回収業務は法律事務を含むために弁護士以外の者が行ってはならないとのことですが、弁護士は本当に多数の個人に対する数千円、数万円の回収業務を引き受けるのでしょうか。いくら弁護士の数が増えたとしても、彼らの主戦場は消費者金融会社などディープポケット(豊かな財布)の探索にとどまるような気がするのですが。(花岡)

2010年年間総索引

自2010.1.4 (61巻1号)
至2010.12.20 (61巻47号)
『週刊金融財政事情』62巻2号付録

(注) 下段数字は日付 ページの順

〔特集〕

人口減少社会と地域金融	
北東北ルポ 地域経済の規模に合わ	
せサービス内容をスリム化	1・4・12
広域統合で人・企業の動きに心える	
北都銀行 斉藤 永吉	1・4・16
トップライン収益の拡大よりも、経営	
体質の強化を急ぐ	
青い森信用金庫 小野 隆	1・4・20
社会移動により拡大する人口の地域偏	
在 日本総合研究所 藤波 匠	1・4・23
「地域」を巡る三つの未解決問題	
ルートエフ 大庫 直樹	1・4・28
人口当り店舗数でみたオーバーパンキ	
ングはかなり解消	
関東学園大学 畔上 秀人	1・4・33
【ケース】人口減、高齢化 閉塞状況	
にもがく地方の信用金庫	
地域金融アナリスト 青木 雅信	1・4・38
高齢率と不良債権比率の相関は近年逆	
転 九州大学 堀江 康照	1・4・40
地域金融機関に期待される「地力」成	
長への役割	
地域共創ネットワーク 坂本 忠弘	1・4・43
経済力の分散と多様性が国の成長力の	

源泉	
みずほ総合研究所 杉浦 哲郎	1・4・47
グリーンニューデールの風に乗れ	
先進地銀 滋賀、びわこの取組み	1・4・60
「環境格付」が金融機関選別理由にな	
る 日本総合研究所 村上 芽	1・4・64
急速にビジネス化が進むアメリカの工	
コバンキング	
グローバルリサーチ研究所	
青木 武	1・4・68
電気自動車時代の到来が変わる金融戦	
略 A・T・カーニー 星野 真戸	1・4・72
国内排出量取引の統合市場誕生	
環境金融アナリスト 川崎 撰郎	1・4・76
金融円滑化法のすべて	
中小企業金融・住宅ローンの現場 コ	
ンサルディング機能の拡充、相談窓	
口の周知を急ぐ	1・18・10
中小企業金融円滑化法 中小企業融資	
・経営改善への取組みを強化する四	
つの柱	
金融庁 高木 悠子	1・18・17
監督指針 法の実効性を高める監督上	
の着眼点	
金融庁 小長谷章人/藤岡由佳子	1・18・20
金融検査マニュアル 「リスク管理中	
心」の組み立てから、「金融円滑化」	

と「健全性の維持・向上」の二本柱	
へ 金融庁 森 拓光	1・18・24
円滑化対応と健全経営 両立への視点	
地域共創ネットワーク 坂本 忠弘	1・18・28
弊害多い過剰な公的支援	
中央大学 原田喜美枝	
千葉商科大学 鯉淵 賢	1・18・32
目前に迫る改正貸金業法完全施行	
総量規制導入は延期を、上限金利引下	
げの凍結は不要	
大阪大学 筒井 義郎	1・25・10
貸金業者にとり、存在意義と将来性を	
証さなければならぬ正念場	
UBS証券 藤本 佳恵	1・25・16
完全施行が前提 金融庁PTの着地は	
五里霧中	1・25・22
支店長のための	
2010年版 金融を読むキーワード	
【金融危機と出口】市場は安定化した	
が、規制強化がビジネスを制約か	2・1・10
【バーゼル金融規制改革案】「資本基	
盤の強化」と「流動性規制」の2本	
柱で、金融危機の再発を防止	2・1・12
【エクイティファイナンス】今年も主	
役は金融セクター、ライツ・イッシ	
ューの活用も	2・1・14
【国際会計基準(IFRS)】「単一か	
つ高品質のグローバル基準」を目指	
して歩み続ける	2・1・16
【郵政改革】株式売却凍結法の成立に	
続き、郵政改革法の行方が最大の焦	
点	2・1・18
【協同組織の資本増強制度】外部資本	

の調達むずかしく、業界内資本が支える
2 | 1 | 20

【中小企業金融円滑化法】体制整備終えるも 条件変更応諾の判断は手探り
2 | 1 | 22

【事業再生ADRと企業再生支援機構】支援機構の設立により、事業再生ADRから移行の動きも
2 | 1 | 24

【クレジット市場】高格付中心に復活した社債、アイフルでCDSの制度整備が前進
2 | 1 | 26

【改正貸金業法】「借りたくても借りられない」利用者救済が重大論点に
2 | 1 | 28

【住宅市場と住宅ローンビジネス】住宅着工戸数は42年ぶりに100万戸割れへ、住宅ローンも急ブレーキ
2 | 1 | 30

【保険窓販】販売停止 変額年金に代わる主力商品の模索続く
2 | 1 | 32

【電子記録債権】企業は支払事務の省力化、コスト削減を評価
2 | 1 | 34

【資金決済法】送金業務を銀行以外に開放、拡大するビジネスチャンス
2 | 1 | 36

金融規制改革の衝撃
銀行セクターの強靱性を強化するため
のバーゼル委市中協議文書
2 | 8 | 10

システミックに重要な金融機関を巡る国際的な議論
日本銀行 下田 知行
2 | 8 | 20

アメリカでは「オバマ・リスク」が急拡大
大和総研 深谷 羊子
アメリカ大和証券 塩田 淳
2 | 8 | 26

野村資本市場研究所 小立 敬
「やや行き過ぎ」感もある規制強化に
みる英国流国家戦略
2 | 8 | 30

日本銀行 清水 季子
too big to failとコスト負担を巡る
議論
2 | 8 | 34

東京大学 石田 晋也
新自己資本比率規制が示す邦銀の歩むべき道
2 | 8 | 38

パークレイズ・キャピタル証券 大久保清和
政策金融改革の行方
2 | 8 | 42

危機局面で頼られすぎ、民営化への道遠のく
日本の将来戦略で変わる新・産業金融像
2 | 15 | 10

学習院大学 宮川 努
平時と危機時における官民のリスク負担と意思決定の切り分けの議論が必要
2 | 15 | 18

日本総合研究所 翁 百合
「つぶせない企業」の根拠
2 | 15 | 20

TOO BIG TO FAILの経済学
東京大学 柳川 範之
2 | 22 | 10

リーマン破綻とシステミック・リスク
金融評論家 広瀬 美央
2 | 22 | 14

預金取扱金融機関における破綻処理の日米比較
預金保険機構 杉原 正之
2 | 22 | 18

銀行が倒産すると何が起るのか
西村あさひ法律事務所 松嶋 英機
2 | 22 | 23

アメリカが目指す新たな金融破綻処理法制
野村資本市場研究所 関 雄太
2 | 22 | 27

住宅ローンビジネス、来年度以降が正念場
2 | 22 | 30

到来した新設着工100万戸割れ時代
建設経済研究所 丸谷 浩明
2 | 22 | 30

慎重に用地取得を再開した大手マンション
ユンディベロツパー
都市未来総合研究所 浦上 健
3 | 1 | 15

価格調整を追い風に活況の中古市場
住宅金融支援機構 松家 真一
3 | 1 | 23

郵政改革の論点
日本郵政が描く新しい事業展開
3 | 8 | 10

「郵政改革に関する私どもの考え方」(概要)
全国銀行協会
3 | 8 | 14

かんぽの利用者に「暗黙の政府保証」観は厳然と存在する
生命保険協会 駒田 勇人
3 | 8 | 18

ゆうちょ vs 民間銀行 棲み分けの解を
探る
シティグループ証券 野崎 浩成
3 | 8 | 22

保険ビジネスの明日
大手寡占時代に突入した損害保険マーケット
メリルリンチ日本証券 岡本 光正
3 | 15 | 10

チャーターイス傘下に入る富士火災
富士火災海上保険 近藤 章
3 | 15 | 14

変額年金に替わり医療保険ビジネスが
主戦場
ムーディーズ・ジャパン 三輪 昌彦
3 | 15 | 17

主力は引き続き営業職員だが新チャネルで窓口への誘導を推進
J・SOX 導入から定着へ
財務報告リスクの軽減という制度目的は達成できたのか
あずさ監査法人 宮田 世紀
3 | 22 | 10

インタビュールスク・アプローチ により有効性と効率性の両立が図ら れている……………金融庁 三井 秀範	3・22・15	イカル臨時取締役会(抄) 会社更生法運用の指針は「債権者全体 の利益」……………東京地方裁判所 菅野 博之	4・12・19	変革する …みずほフィナンシャルグループ 「人材育成」で「品格のある強い銀行」 を実現……………三菱東京UFJ銀行 島本 武彦	5・3・8
地銀統括担当者座談会 評価範囲、 キーコントロールの絞り込みによる 一層の効率化が課題……………	3・22・18	窮境企業の再建は「私的自治」を基本 とすべし……………弁護士 清水 直	4・12・22	成長できる環境を用意、若手の成長を 促す……………三井住友銀行 林 孝敏	5・3・16
投資ファンドにとつての内部統制の意 義……………大和クオンタム・キャピタル	3・22・23	金融機関、法曹関係者は旧来の意識を 変えよ……………	4・12・26	匿名座談会 管理職層の尽きぬ悩み 「人が資産」戦略を具現化するコンピ テンシー型評価制度……………HRMコンサルティング	5・3・20
金融危機を経て変化する内部監査の役 割……………日本内部監査協会 毛利 直広	3・22・26	「システム共同化」の行方 …どの陣営に参加するかからどこ に移るか」が焦点に……………日経コンピュータ 大和田尚孝	4・19・10	米投資銀行におけるプロ人材への報い 方……………九州大学 久原 正治	5・3・29
デフレ日本の財政金融政策 デフレの歴史…政策工房 高橋 洋一	3・29・10	勘定系以外のサブシステムも共同化が 本格始動……………	4・19・14	地域振興に銀行が果たす役割 第四銀行が取り組む観光支援事業……………第四銀行 真藤 高明	5・3・38
量的緩和は実体経済指標を統計的に有 意に刺激する……………	3・29・16	インタビュール 世界で通用する、標 準化されたシステムの構築を……………日本銀行金融研究所 富永 新	4・19・18	地域金融機関こそ6次産業のシステム イノベーター……………埼玉大学 田邊 敏憲	5・3・43
景気刺激策の長期化・固定化が経済成 長を妨げている……………	3・29・22	システマリスク検査の着眼点 …なぜいまコーポレートガバナンス強化が 規制監督強化と並行して進む国際的議 論……………東京大学 石田 晋也	4・26・10	農商工連携の推進で地域経済の活性化 を……………日本商工会議所 福田 康司	5・3・48
BNPパリバ証券 河野龍太郎	3・29・22	企業の持続的成長に向け社外の目を活 用せよ……………	4・26・14	ハイパフォーマンス経営への再挑戦 SMFGは連結ROE10%を目指す……………三井住友フィナンシャルグループ	5・17・10
地方ベンチャーキャピタルの活路 対談 地銀系VCはもっと地元にご 献できる……………日本ベンチャーキャピタル協会	3・29・22	実践コーポレートガバナンス研究会 …金融安定化のための銀行経営者報酬の あり方……………	4・26・18	新しいプラットフォームへの移行で戦 略的コスト削減を図れ……………	5・17・15
アビームコンサルティング 多胡 秀人	4・5・10	企業内容等の開示に関する内閣府令の 一部改正について……………	4・26・23	本業は資金利益 7期連続増収増益の秘密は預貸業務へ の集中とバルクセール……………	5・17・15
宮崎、千葉の地銀ならではの地元振興 投資……………	4・5・17	金融庁 谷口 義幸	4・26・23		
ベンチャーエンタープライズセンタ ー調査報告 IPO減 新規投資	4・5・22	モチベーションアップの人事制度 「みずほValue」を実践し、働き方を	4・26・23		
減の悪循環……………	4・5・22				
法的整理と金融機関	4・12・10				
実践的・再建型倒産手続選択論……………	4・12・10				
[参考] 2001年9月14日(金)マ					

広島市信用組合 山本 明弘 5 | 24 | 10
 リザヤ拡大への選択肢
 スタンダード・アンド・プアーズ

吉澤 亮一 5 | 24 | 15

収益力強化を狙う「全体最適」の銀行

ALM データ・フォアビジョン

栗谷 修輔 / 野口 雅之 5 | 24 | 21

地域金融のいま 北九州編

インタビュール なげ新銀行設立を決断したか

山口フィナンシャルグループ

福田 浩一 5 | 31 | 10

山口FG「両翼経営」の総仕上げは、地元ブランドによる北九州リテール市場への進攻

「北九州」の知名度アップと「関門連携」の進展を期待する

北九州商工会議所 重淵 雅敏 5 | 31 | 16

地域融資シェアのトップを奪還する

福岡銀行 谷 正明 5 | 31 | 19

北九州市を重視する姿勢に変化なし

西日本シティ銀行 久保田勇夫 5 | 31 | 22

医療機関取引の可能性

コンサル・情報提供で地元病院を支える

6 | 7 | 12

運転資金不足を防ぐ事業計画の進捗チェック

藤田保健衛生大学 福永 肇 6 | 7 | 16

成長期待分野でありながら伸び悩み不動産流動化市場

ライフタイムパートナーズ

金子 洋文 6 | 7 | 22

地域金融機関との相互補完による医療ファイナンスへの取組み

あおぞら銀行 桑野 浩二 6 | 7 | 24

良い公共事業、悪い公共事業

地域の実情を反映した要否の判断軸をつくれ

6 | 14 | 10

地方分権の確立が、必要にして効率的な社会資本整備の条件

みずほ総合研究所 千野 珠衣 6 | 14 | 14

埼玉県にみる建設業者の苦境

ぶぎん地域経済研究所 鈴木 源柱 6 | 14 | 19

建設会社の「複業化」が地域活性化のカギを握る

慶応大学 米田 雅子 6 | 14 | 23

不安の幕開き 完全施行された改正貸金業法「過払い金返還請求は不当！」業者からの国家賠償請求は広がるか

狂ったシナリオ 残存者利益に賭ける3メガバンク

シテイグループ証券 野崎 浩成 6 | 21 | 14

上限金利規制対応で、すでに6兆円の名目GDPが喪失した

札幌大学 飯田 隆雄 6 | 21 | 20

北海道教育大学 加藤 晃 6 | 21 | 20

NPOバンクは「受け皿」たりうるか

全国NPOバンク連絡会 多賀 俊二 6 | 21 | 24

6 | 28 | 18

6 | 28 | 15

6 | 21 | 10

6 | 28 | 10

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

6 | 28 | 15

行	7・12・25	北陸銀行	高山 光男	8・2・17	地域銀行	相次ぐ再リスケにくずぶ	8・16・17		
匿名座談会	7・12・32	北海道銀行	天間 幸生	8・2・19	「法律延長もやむなし」の声				
銀証F W規制見直しから1年 変化への脈動		30年に及ぶ中国ビジネス	南通支店開設で加速	名古屋銀行	綱島 正樹	8・2・22	業績回復伴わないリスケ、返済再開後の倒産増は必至		
兼職・オプトアウト採用で対応分かれた3メガ	7・19・10	上海工場設立で心強かった銀行のアドバイス	A I H O 宮崎 眞嗣	8・2・23	帝国データバンク	江藤 哲宏	8・16・20		
二丁ズ返し規制緩和の帰結		人民元を取り扱える強みを生かす	山口銀行	兼重 清史	8・2・25	信用金庫	条件変更対応は宿命も、実効あがらぬ経営改善支援、重い報告負担が悩み		
野村証券	田中 浩	ベトナム進出企業の期待	ジェトロ	森 太一	8・2・28	グロバール金融規制	枠組み固まる		
実務上、使いにくい規制見直し、積極的な活用は考えていない		提携先スタンドバイL/Cによるパー	ツ建て貸出を推進	バンクック銀行	小澤 仁	8・2・30	バーゼル委「包括的な規制改革案」に関する見直しの内容		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券	秋草 史幸	民主党経済政策の正念場	「コンクリートからヒトへ」は意義ある問題提起	東洋大学	賀来 景英	8・2・44	金融庁	青崎 稔/北野 淳史	
匿名座談会	ユーザー、金融機関が	建設的政策論争を誘導する菅政権の豹変	武者リサーチ	武者 陵司	8・2・48	利益の積上げと資本増強で邦銀も最低基準の達成に一応のメド	UBS証券	大槻 奈那	
みた規制見直し1年	7・19・20	子ども手当の制度見直しは不可避	ニッセイ基礎研究所	樋 浩一	8・2・52	政治的妥協の末、辛くも成立した米金融規制改革法	みずほ証券	石原 哲夫	
欧州動乱	峠は越えたのか	高速道路無料化の政策効果は疑問	法政大学	武藤 博己	8・2・56	ソプリリスクを抱えながらも包括的な金融制度改革を目指す欧州	野村資本市場研究所	小立 敬	
根深い財政・経常・金融の複合問題		戸別所得補償制度の光と陰	「新成長戦略」と金融機関経営	A T カーニ	8・2・60	米軍基地の存在は経済活動にとってもマイナスのほう大きい	沖縄銀行	安里 昌利	
「甘い」ストレステスト	欧州金融機関の信頼回復には力不足か	「新成長戦略」と金融機関経営	ATカーニ	亮	8・2・64	沖縄の独自性とは何か(「沖縄手帳」について)	公的資金を完済し、営業の哲学・推進体制を革新	琉球銀行	大城 勇夫
BNPパリバ証券	中空 麻奈	金融円滑化法の折返し点	メガバンク	コンサルティング体制が軌道に乗る一方、開示負担、信用コスト増に課題	8・16・10	「自立型経済」構築に向けて主要な役割	沖縄振興開発金融公庫	金井 照久	
ユーロの行方	安値メリットを享受した後、より強い通貨として復活する	検査指摘事例集にみる円滑化法対応	金融庁	黒澤 利武	8・16・16	米軍基地跡地の再開発に向けた取組み			
通貨ストラテジスト	新橋富士太								
拡大するソプリNCDS市場	7・26・22								
日本銀行	篠 潤之介								
地銀海外業務の真価	7・26・24								
優良顧客を追って新発展段階へ									
ドイツ証券	山田 能伸								
支店、コンサル現法、メガ・外銀提携	8・2・8								
自行にとって最適の取引先支援モデルを模索	8・2・13								
アウエーでがんばる地元取引先を「グローカー」に支援									

沖繩振興開発金融公庫

玉那覇通男ノ大嶺 豪

小野 雅春ノ上江洲 博

「沖繩特別措置」の概要

JTA(新・南西航空)の独立と沖繩

の再生 トリニティ 樋口耕太郎

「沖繩金融特区」の取組みを振り返つて

立命館アジア太平洋大学大学院

小西 龍治

日興コーディアル証券の沖繩コンタクトセンター

小西 龍治

危機後の金融新秩序と世界経済の構造変化へどう対応するか

《問題提起と基調報告》

日本経済は潜在成長率の低下、デフレの継続、財政赤字の三重苦

日本経済研究センター 深尾 光洋

政策の失敗でアメリカも「デフレの罠」に入りつつある

元米連邦準備制度理事会理事

ローレンス・リンゼー

日米の失敗に学んだ中国政府は不動産バブルを看過できない

中国世界経済学会 余 永定

悲観的にならず、されど危機感をもつて生産性向上に立ち上げられ

キャノングループ戦略研究所

福井 俊彦

金融規制には、各国の相違をふまえたフレキシビリティの確保が不可欠

三井住友銀行 奥 正之

《パネルディスカッション》

閉塞状況の先進国経済 民主導で次の成長モデルを描け

9・6・23

口座開設まで1年、日本版ISAの研究

税制改正を注視しつつ、「12年実施」へそり準備開始

新しい少額投資非課税制度はこうなる

大和総研 鳥毛 拓馬

「どんな金融商品」をどう販売すべきなのか

ファイデリティ投信 野尻 哲史

金融所得一体課税の導入と日本版IRA(個人所得年金)の提案

中央大学 森信 茂樹

深化するコスト・カット

収益低下で緊縮運営に拍車がかかる地域銀行

北國銀行の聖域なきコスト削減

常陽銀行の営業店事務改革プロジェクト

常陽銀行 金丸 慎

ITコスト削減のゴール

アクセンチュア 中野 将志

経費率の抑制には資産規模の拡大が有効

スタンダード・アンド・プアーズ

スタンダード・アンド・プアーズ

地域金融のいま 大阪編

低迷する資金需要 セヤけど大阪

高品質リテールビジネスモデルの構築を目指す

関西アーバン銀行 北 幸二

付加価値で府外地銀の攻勢に対抗する信用金庫

潜在成長力豊かな関西の資金需要掘り起こしに期待

日本銀行 早川 英男

年間50兆円が動く相続市場

9・27・21

リテール・ビジネスの主戦場になる相続資産

野村資本市場研究所 宮本知子

リそな銀行のコンサルティング型サービス

「遺言書キット」が大ヒット

「遺言書キット」が大ヒット 裾野広がる相続ニーズ

地域金融機関の相続サービス

悩み多き資産家・個人事業主

に求められる心理的サポート

不動産と税務に関するノウハウの蓄積が地主困り込みの必要条件

相続支援ネット 江里口吉雄

自己資本比率規制 バイゼルへ

バイゼル委「より高い国際的な最低自己資本基準」に関する発表の内容について

金融庁 池田 賢志

邦銀の対応力と経営課題

ドイツ証券 山田 能伸

コンティンジェント・キャピタルの投資魅力はどうなる

シティグループ証券 高橋 克英

銀行自己資本規制のマクロ経済に対する影響

大和総研 原田 泰

マクロ的視点が加わった新規規制の意図

金融エコノミスト 入居 智

国債大量保有の理由とリスク

過去最高残高を更新する銀行の国債保有は必然

モルガン・スタンレーMUFG証券

大橋 英敏

地銀格付の視点

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン

10・4・10

10・4・16

10・4・18

10・4・19

10・4・22

10・4・24

10・11・10

10・11・15

10・11・20

10・11・24

10・11・29

10・18・9

山陰合同銀行の有価証券運用戦略	吉田 百合	10	18	14
山陰合同銀行 岩本 勉	10	18	19	
生保の投資行動とJGB市場				
キャピタスコンサルティング	森本 祐司	10	18	23
売れる仕組みのつくり方				
顧客に伝わるコミュニケーション戦略	戸谷 圭子	10	25	8
マーケティング・エクセレンス				
顧客セグメンテーションの新機軸				
ニッセイ基礎研究所 栗林 敦子	10	25	12	
マーケティングは経営戦略そのもの				
PCAアセット・マネジメント	広瀬 康令	10	25	16
なぜキャラクターは消費者の心をつかむのか	アサツデー・ケイ 橋本 之克	10	25	19
銀行ブランドを生かし、プロダクトのイメージを統一 みずほ銀行				
県・道ごとのブランドスローガンで地域密着をアピール 北陸銀行	10	25	26	
インターネットチャネルを活用した顧客層の拡充 三井住友銀行				
三井住友銀行				
女性の視点でオリジナル医療保険を企画 りそな銀行	10	25	33	
画 りそな銀行				
新商品専用キャラを介して絆づくり				
アメリカンファミリー生命保険	10	25	34	
他行では発せられないメッセージを届ける ソニー銀行				
ソニー銀行 河原塚 徹	10	25	36	
顔のみえる顧客接点を充実、ネット専				

業の弱みを克服 ライフネット生命				
ライフネット生命 松岡 洋平	10	25	39	
ソーシャル・メディアをどう使う?				
提携会社を前面に出した傷害保険販売モデル チューリツヒ保険	10	25	44	
この秋から備えるIFRS				
大手行は、強制適用を前提に課題の洗い出し作業に着手				
IASBによる基準設定は来年クライマックスへ	10	25	54	
有限責任監査法人トーマツ				
経営アーキテクト再構築のチャンスをとらえよ 野村総合研究所	10	25	56	
岩崎 伸哉				
利用者保護の新しい視点				
法と監督の間が増幅する住宅ローン破綻				
金融消費者問題研究所 楠本くに代	11	8	10	
日本に網羅的な借入者保護法制は必要か				
西村あさひ法律事務所 松尾 直彦	11	8	16	
スタートした7団体の金融ADR	11	8	20	
味の素・お客様相談センターの役割	11	8	23	
口座管理のコンプライアンス				
金融界が直面する三つの課題 暴排条例 マネロン、米国税法改正	11	15	10	
暴力団排除条例、新たなマネロン法制が銀行実務に及ぼす影響				
三宅法律事務所 渡邊 雅之	11	15	12	
テロ資金・マネロン規制の国際的な要請とともに日本の実情にも配慮				
警察庁 阿武 孝雄	11	15	19	
「外国口座税務コンプライアンス法」				

(FATCA) ガイダンスの概要				
Deloitte Tax LLP 生田ひろみ				
増殖する不祥事件				
座談会 なぜ意図的な不正行為を根絶できないのか				
長島・大野・常松法律事務所				
梅澤 拓				
有限責任監査法人 トーマツ				
長岡 茂				
弁護士法人御堂筋法律事務所				
川西 拓人				
宇佐美 豊	11	22	10	
犯意を殺ぐ、手作り研修				
十六銀行				
中国銀行 立森 伸康	11	22	19	
モニタリングの不正抑止効果				
KPMG FAS 堀田 知行				
有限責任あずさ監査法人				
山崎 千春	11	22	23	
管理職による不正は長期にわたり多額の損失をもたらす				
日本公認不正検査士協会				
甘粕 潔	11	22	27	
成長戦略 いまだ描けず				
インタビュアー 分配ありきで痛みを避け続ければ、5年後には破綻する				
東京証券取引所グループ				
斉藤 惇	11	29	10	
本質的視点と金融機関の役割				
三菱東京UFJ銀行 内田 和人	11	29	14	
生産年齢人口減少に目を向け、効果的な内需拡大策を				
日本政策投資銀行 藻谷 浩介	11	29	19	
公的セクターを含めたりスクマネー供				

給システムの再構築を

みずほ証券

11・29・25

銀行のノンバンク戦略 正念場へ
増援か退却か 大手行が迫られる経
営判断

12・6・10

「全件通知」が寝た子を起こす？ 武
富士利用者への通知方法巡り綱引き
金融庁、過払い金返還請求の実態把握
に本腰

12・6・22

インタビュ 個人金融の収縮は改
正資金業法の趣旨に反する

12・6・23

衆議院議員 後藤田正純
大手消費者金融の10年9月期決算分析

12・6・25

銀行の戦略的施設マネジメント
金融機関の不動産活用は合理的か

12・13・10

シービー・リチャードエリス
田村 貴之ノ新谷 保大

12・13・14

りそなHD、ふくおかFG、筑波銀行
本社移転の三者三様
最大の投資効果を得られる店舗ネット
ワーク

12・13・20

ジャパン 長谷部智也
どうなる2011年の金融・経済

12・20・10

【金融規制・監督】動き出すグローバ
ル新金融秩序

12・20・15

三井住友銀行 島根 祐一
【国際通貨制度改革】不均衡が限界に、
高まるブレトンウッズ3への移行機
運

12・20・15

三菱東京UFJ銀行 宿輪 純一
【金融・財政政策】最悪期を脱した日

12・20・15

本経済

日興コーディアル証券 末澤 豪謙 12・20・20

(論考・解説)

緊急解説 パーゼル委 包括的規制
改革案を公表

1・4・8

座談会 業法から迫る顧客保護 法
令・監督指針・検査マニュアルの読
み方・使い方③

ブレックモア法律事務所
行方 洋一

長島・大野・常松法律事務所
梅澤 拓

森・濱田松本法律事務所
小田 大輔

のぞみ総合法律事務所
吉田 桂公

十六銀行 宇佐美 豊 1・4・51

欧州排出量取引所(ETS)の特色
三菱東京UFJ銀行 宿輪 純一 1・4・80

再点検・外資系金融グループのコンプ
ライアンス プロモントリー
ファイナンシャル ジャパン
堀本 善雄 1・4・84

リーマンショック以降の社債スプレッ
ドの要因分析
青山学院大学 白須 洋子 1・4・89

欧州のフランド規格がアジア、南米、
中東等にも拡大
DAM International 大原 啓一 1・4・94

実体経済のパフォーマンスに依拠する
イスラーム金融
日本学術振興会 長岡 慎介 1・4・99

東証次世代売買システムarrowhead稼
働 東京証券取引所 増田 剛 1・18・37

会計情報から事業戦略に迫る
・ヤマトホールディングス
「きめ細かなサービス」を核とした
多角化、国際展開
中央大学 高田橋範充・磯村 和人
久保田國勝税理士事務所
久保田一正 1・18・41

事業再生ADRの事例研究
2010年の倒産動向を読む
帝国データバンク 内藤 修 1・25・38

見直し進むソルベンシー・マージン基
準 日本経済研究センター
高山 武士ノ藤田 一郎 1・25・46

グローバル・キャッシュユマネジメント
システム(GCMS)の現状と課題
香港上海銀行 康井 義房 1・25・54

景気悪化による税収減少で自治体財政
の健全化遠のく
みずほ証券 伴 豊 2・8・48

世界の銀行公募増資と所有構造の変化
名古屋市立大学 永野 護 2・8・54

提携ローンに関する改正割賦販売法対
応への提言
森・濱田松本法律事務所
小田 大輔 2・8・67

地球温暖化対策の真の焦点は途上国に
おける環境投資の活性化
国際協力銀行 本郷 尚 2・15・23

「PCの家電化」で問われるネット銀
行のセキュリティ対策
金融危機後のアジア諸国の経済
国際投信投資顧問 入村 隆秀 2・15・30

2011.1.17 金融財政事情

付8

海外投資家の債券所得非課税制度拡充の意義

三菱東京UFJ銀行 森 剛敏 2 | 22 | 36
出せたいから権限はもちたくない？

マーケティング・エクセレンス
戸谷 圭子 2 | 22 | 40

金融自由化の針を70年代以前に戻すポ
ルカー・ルール
みずほ証券 高田 創 3 | 1 | 29

決済システムの試金石となったリーマ
ン破綻
日本銀行 副島 豊 3 | 1 | 34

EUの財政規律重視の下で進むギリシ
ヤの財政再建
みずほ証券 林 秀毅 3 | 8 | 28

CVAによるカウンターパーティーリ
スク管理
モルガン・スタンレー証券 富安 弘毅 3 | 8 | 32

欧州ファンド市場におけるオルタナテ
ィブ投資規制を巡る議論
DAM International 大原 啓一 3 | 8 | 37

TOB規制の課題を浮き彫りにしたJ
COM株騒動
野村総合研究所 大崎 貞和 3 | 15 | 28

リスクマネジメントの課題に関する実
務家意識調査
東京リスクマネジャー懇談会 藤井 健司 3 | 15 | 33

リーマン・ブラザーズ破綻とデリバテ
ィブ契約(上)
西村あさひ法律事務所 仲田 信平 3 | 15 | 38

事業再生に係るDESの税務上の評価
方法について
経済産業省 藤井 敏央 3 | 22 | 30

世界的金融危機へのJBIICの対応
国際協力銀行 藤田 豊明 3 | 22 | 34

リーマン・ブラザーズ破綻とデリバテ
ィブ契約(下)
西村あさひ法律事務所 仲田 信平 3 | 22 | 38

BOJウォッチング 日銀、新型オ
ペ拡充を決定
東短リサーチ 加藤 出 3 | 29 | 27

米国商業用不動産市場と中小金融機関
経営
オフィス セントポリリア 馬淵 治好 3 | 29 | 30

「資金決済に関する法律」政令・内閣
府令のポイント
金融庁 三島 聖子 3 | 29 | 34

保険会社の時価総額世界ランキング
ポストン コンサルティング グループ 加藤 広亮/佐々木 靖 3 | 29 | 39

三井住友銀行が取り組むキャッシュフ
ロー・ファイナンス 概念編
三井住友銀行 入道 正久 4 | 5 | 24

会計基準のコンバージェンスが金融機
関の財務諸表に及ぼす影響
東京共同会計事務所 三沢 信敬 4 | 5 | 30

少数株主からみた、関連当事者取引の
問題点
アレクサンダー・フラッツチャー 日本CFA協会 4 | 12 | 31

「リスク・リターンマップ」による有
効フロンティア作成の必要性
アール・ビー・エス証券 飯沼 邦彦 4 | 12 | 35

三井住友銀行が取り組むキャッシュフ
ロー・ファイナンス 実務編
三井住友銀行 入道 正久 4 | 12 | 39

資産運用ビジネスで個人向け国債の満
期償還が注目されるワケ
国際投信投資顧問 松尾 健治 4 | 19 | 28

企業年金衰退の歯止めとして確定拠出
年金の拡充を
野村資本市場研究所 野村亜紀子 4 | 19 | 34

着地が見通せない期待損失モデルとプ
ロシクリカリティを巡る議論
有限責任監査法人トーマツ 桑原 大祐 4 | 19 | 39

企業会計審「監査基準の改訂に関する
意見書」の概要
金融庁 野村 昭文 4 | 26 | 28

投資家は企業とのさらなる対話の促進
を望む
生命保険協会 加藤 貞男 4 | 26 | 31

問題再燃の火種くすぶる米住宅ローン
ビジネス
日本総合研究所 李 立栄 4 | 26 | 35

「投信窓販白書2010」管理職の24
%が投信販売の知識で「部下より劣
る」と認識
日興アセットマネジメント 今福 啓之 4 | 26 | 40

「小泉民営化」の目的は郵政の破綻を
防ぐことにあつた
嘉悦大学 高橋 洋一 5 | 3 | 51

シティバンク銀行新型店舗の狙い
本邦初のオペリスク共同データベー
ス組成へ
日本リスク・データ・バンク 大久保 豊/稲葉 大明 5 | 3 | 60

09年度の企業倒産は4年ぶりに減少
東京商工リサーチ 友田 信男 5 | 3 | 64

黒字化コンサルこそ融資戦略の支柱

..... 産業能率大学 宮田矢八郎 5 | 3 | 68
 業務継続体制の整備は実効性向上の段階へ..... 日本銀行 富岡 則行 5 | 17 | 30
 経営者報酬に対する規制と金融機関の対応(上)..... タワーズワトソン 篠崎 隆 5 | 17 | 34

2011年からの扶養控除廃止で住宅ローン減税の効果拡大..... 大和総研 是枝 俊悟 5 | 17 | 39
 欧州から世界に広がったギリシャ危機..... みずほ証券 林 秀毅 5 | 24 | 26
 規制・制度強化が経済成長に必要なリスクマネーを枯渇させる..... アント・キャピタル・パートナーズ 前川 卓志 5 | 24 | 36

天津工コシティープロジェクトと三井住友FG..... 三井住友銀行 伊藤 貴夫 5 | 24 | 42
 経営者報酬に対する規制と金融機関の対応(下)..... タワーズワトソン 篠崎 隆 5 | 24 | 45
 ソフリン危機とヘッジファンド..... MCPAアセットマネジメント 越智 哲生 5 | 31 | 24

郵政改革関連法案の分析..... 西村あさひ法律事務所 松尾 直彦 5 | 31 | 32
 コンテンジェント・キャピタルの考察..... 大和証券キャピタル・マーケット 今村 文宣 5 | 31 | 37
 開設1年で上場ゼロのTOKYO A I M 5 | 31 | 42
 保険会社のソルベンシー・マージン比

率の算出基準に関する保険業法施行規則等の改正について

..... 金融庁 相澤 浩也 5 | 31 | 44
 米上院、金融制度改革法案をスピード可決..... 三井住友銀行 山崎 知洋 6 | 7 | 29
 民事再生企業の「その後」..... 帝国データバンク 内藤 修 6 | 7 | 38
 官民連携で水ビジネスの競争力強化を..... 日本経済研究所 深澤 哲 6 | 7 | 42

日本政策投資銀行 荒井 誠 6 | 7 | 42
 清算集中を中心とするデリバティブ規制の動向..... 大和総研 鈴木 利光 6 | 7 | 46
 四半世紀の『三國格付け』からみえた風景..... 児玉万里子 6 | 14 | 32
 欧州金融機関の資本政策の新潮流..... BNPパリバ証券 中空 麻奈 6 | 14 | 37

SBJ銀行は「日韓経済の架け橋」を目指す..... SBJ銀行 田 弼煥 6 | 14 | 42
 千葉 晶人 6 | 14 | 42
 金融庁が日本振興銀行を検査忌避で刑事告発..... 新興企業は韓国取引所を目指す..... クレジット・イベント・オークションの概要(上)..... マークイットグループ

パラチン・マークノ長野 草見 6 | 21 | 38
 日銀の新貸出制度は、中央銀行としての歴史的進化の証..... プロモントリー・フィナンシャル ジャパン 藤井 卓也 6 | 28 | 27
 郵政改革関連法案は臨時国会で仕切り直しへ..... 民営化で生じたサービス低下の回復が急務..... 全国郵便局長会 柘植 芳文 6 | 28 | 31

民営化路線に沿った形での見直しを

求める... 参議院議員 林 芳正 6 | 28 | 32
 コペナントンツ類型化の有用性..... 三井住友銀行 入道 正久 6 | 28 | 34
 クレジット・イベント・オークションの概要(下)..... マークイットグループ

パラチン・マークノ長野 草見 6 | 28 | 39
 米財務会計基準審議会、貸付金等の公正価値測定を提案..... 東京共同会計事務所 三沢 信敬 7 | 5 | 35
 店頭デリバティブの取引残高削減、担保を巡る紛争回避を実現..... TriOptima Japan 今西 寛 7 | 5 | 42

日本郵政ガバナンス問題調査専門委員会報告書の概要..... 日本郵政ガバナンス問題調査専門委員会 郷原 信郎 7 | 12 | 36
 PFI見直しは新しいインフラ投資市場を創出する..... 野村総合研究所 福田 隆之 7 | 12 | 41

英国政権交代後、揺れる金融規制..... みずほ総合研究所 三谷 明彦 7 | 19 | 25
 少額投資非課税口座(日本版ISA)の可能性..... 国際投信投資顧問 松尾 健治 7 | 19 | 29
 充実したアメリカの教育資金積立て..... ファイナンス手法..... 野村資本市場研究所 宮本佐知子 7 | 19 | 32

米国税制改正「外国口座税務コンプライアンス法」..... Deloitte Tax LLP 生田ひろみ 7 | 19 | 36
 税理士法人トーマツ 前田 幸作 7 | 19 | 36
 J Aバンク中期戦略(2010~12)について

農林中央金庫	秋吉 亮	7・19・40	インク戦略を変える	有責任監査法人トーマツ	八ツ井博樹	8・16・37	目黒 謙一/水谷 貢	9・6・40				
09年度の銀行投信窓版分析	当会 佐山 雅致	7・19・48	ATMジャーナルの電子保存による営業業務の効率化	三井住友銀行 奥田 晃典	8・16・43	日銀は産業資金フローの担い手ではない	東洋大学 益田 安良	9・6・45				
インサイダー取引の法と経済学(上)	埼玉大学 木下 信行	7・26・28	日本とアジア域内のプロ向け債券市場創設を提言(下)	早稲田大学 犬飼 重仁	8・16・47	リテラシーレベルに応じたマーケティング戦略の構築を	NTTデータ経営研究所 木村 哲一	9・13・30				
住宅ローンに係る信用リスク・データ	三菱総合研究所 坏 雅博	7・26・33	「総合取引所」構想の焦点	大阪証券取引所 米田 道生	8・23・38	NTTデータ経営研究所	田口さつき	9・13・34				
三菱総合研究所 坏 雅博	7・26・33	「総合取引所」構想の焦点	大阪証券取引所 米田 道生	8・23・38	上場会社の不正調査に関する公表事例の分析	日本公認会計士協会 坂上信一郎	8・23・42	メリリンチ日本証券 上田 祐介	9・13・37			
「借り手の目線に立った10の方策」	内閣府令改正のポイント	7・26・37	「総合取引所」構想の焦点	大阪証券取引所 米田 道生	8・23・38	コア預金モデルを「活用」した金利リスク管理実務の高度化を目指せ	キャピタスコンサルティング 粟林 洋介/伊藤 優	8・30・42				
金融庁 平岡 泰幸/佐藤 敏宏	7・26・37	「総合取引所」構想の焦点	大阪証券取引所 米田 道生	8・23・38	「マネー・ローディング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会報告」概要	同懇談会 安富 潔	8・30・47	緊急する「スポンサーなし預託証券」への対処法	シテイ・グループ ミゲル・ベレス・ラフォーリエ	9・27・30		
金融機関におけるクラウドの利用動向	金融情報システムセンター 小峰 武之/福岡 裕至	7・26・42	「総合取引所」構想の焦点	大阪証券取引所 米田 道生	8・23・38	住宅ローン保証子会社に潜むリスクとサブプライム問題の教訓	プロモントリー・フィナンシャル ジャパン	8・30・47	「反社」と「マネロン」 統一の内	大河原久和	9・27・34	
日本とアジア域内のプロ向け債券市場創設を提言(上)	早稲田大学 犬飼 重仁	8・2・34	「総合取引所」構想の焦点	大阪証券取引所 米田 道生	8・23・38	「資料」自見庄三郎金融担当大臣の談話(10年9月10日)	その後の欧州危機	みずほ証券 林 秀毅	9・20・15			
国債の即時クロス決済に関するガイドライン・日証協規則の改正	日本証券業協会 松永 秀昭	8・2・38	「総合取引所」構想の焦点	大阪証券取引所 米田 道生	8・23・38	近藤道生氏を悼む	資本市場研究会 長岡 實	9・20・38	課題が山積の信用金庫の新資本注入制度	急増する「スポンサーなし預託証券」への対処法	シテイ・グループ ミゲル・ベレス・ラフォーリエ	9・27・28
資本的劣後ローン(准資本型)を用いたDDSの検討	商工中金 中村 廉平	8・2・72	「総合取引所」構想の焦点	大阪証券取引所 米田 道生	8・23・38	「資料」自見庄三郎金融担当大臣の談話(10年9月10日)	その後の欧州危機	みずほ証券 林 秀毅	9・20・15			
インサイダー取引の法と経済学(下)	埼玉大学 木下 信行	8・2・86	「総合取引所」構想の焦点	大阪証券取引所 米田 道生	8・23・38	近藤道生氏を悼む	資本市場研究会 長岡 實	9・20・38	課題が山積の信用金庫の新資本注入制度	急増する「スポンサーなし預託証券」への対処法	シテイ・グループ ミゲル・ベレス・ラフォーリエ	9・27・28
住宅ローンに係る信用リスク・データ	三菱総合研究所 坏 雅博	7・26・33	「総合取引所」構想の焦点	大阪証券取引所 米田 道生	8・23・38	「資料」自見庄三郎金融担当大臣の談話(10年9月10日)	その後の欧州危機	みずほ証券 林 秀毅	9・20・15			
三菱総合研究所 坏 雅博	7・26・33	「総合取引所」構想の焦点	大阪証券取引所 米田 道生	8・23・38	上場会社の不正調査に関する公表事例の分析	日本公認会計士協会 坂上信一郎	8・23・42	コア預金モデルを「活用」した金利リスク管理実務の高度化を目指せ	キャピタスコンサルティング 粟林 洋介/伊藤 優	8・30・42		
金融庁・財務省幹部人事異動評	8・16・28	「総合取引所」構想の焦点	大阪証券取引所 米田 道生	8・23・38	「マネー・ローディング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会報告」概要	同懇談会 安富 潔	8・30・47	住宅ローン保証子会社に潜むリスクとサブプライム問題の教訓	プロモントリー・フィナンシャル ジャパン	8・30・47		
年金受取型死亡保険の二重課税問題	8・16・32	「総合取引所」構想の焦点	大阪証券取引所 米田 道生	8・23・38	「マネー・ローディング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会報告」概要	同懇談会 安富 潔	8・30・47	住宅ローン保証子会社に潜むリスクとサブプライム問題の教訓	プロモントリー・フィナンシャル ジャパン	8・30・47		
流動性規制が地域金融機関のマーケット	8・16・32	「総合取引所」構想の焦点	大阪証券取引所 米田 道生	8・23・38	「マネー・ローディング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会報告」概要	同懇談会 安富 潔	8・30・47	住宅ローン保証子会社に潜むリスクとサブプライム問題の教訓	プロモントリー・フィナンシャル ジャパン	8・30・47		

部統制構築に向けて(上)

鈴木総合法律事務所 鈴木 仁史
有限責任あずさ監査法人

山崎 千春 9 | 27 | 38

一進一退で回復する米経済

ニッセイ基礎研究所 土肥原 晋 9 | 27 | 42

なぜ日本振興銀行の中小企業専門融資
ビジネスは頓挫したのか

信金中央金庫 佐々木城夢 9 | 27 | 47

「過払い金返還請求」の今後と消費者
金融業界

ドイツ証券 清水 純一 10 | 4 | 28

「住宅ローンの収益性評価」のポイント

三菱総合研究所 坏 雅博 10 | 4 | 34

「反社」と「マネロン」 統一的な内
部統制構築に向けて(下)

鈴木総合法律事務所 鈴木 仁史
有限責任あずさ監査法人

山崎 千春 10 | 4 | 38

最高裁判決を受けた年金型死亡保険の
課税の取扱い変更

大和総研 是枝 俊悟 10 | 11 | 33

09検査事務年度の金融検査指摘事例集
のポイント(上)

弁護士法人御堂筋法律事務所
川西 拓人 10 | 11 | 38

のぞみ総合法律事務所 吉田 桂公 10 | 11 | 38

IFRSで変わる信用リスク管理
有限責任監査法人トーマツ

関田 健治/下田 啓 10 | 11 | 42

BOJウォッチング「包括緩和策」
の読み方

東短リサーチ 加藤 出 10 | 18 | 28

日銀「成長基盤強化を支援するための

資金供給」の狙い

インタビュール 金融システムの
「すくみ」 解消に最初の一撃を与え
る

日本銀行 西村 清彦 10 | 18 | 30

「成長基盤強化を支援するための資
金供給」の概要と実施状況

09検査事務年度の金融検査指摘事例集
のポイント(下)

弁護士法人御堂筋法律事務所
川西 拓人 10 | 18 | 40

のぞみ総合法律事務所 吉田 桂公 10 | 18 | 40

IFRSで変わる信用リスク管理
有限責任監査法人トーマツ

桑原 大祐/藤谷 容生 10 | 18 | 45

統合的リスク管理とガバナンスのキ
ワード 「リスク選好度」

みずほ第一フィナンシャル
テクノロジール 福島 良治 10 | 25 | 50

IFRS減損会計の動向と本邦銀行実
務への影響

三菱東京UFJ銀行 出水 博章/河井 治彦
武藤 知樹 10 | 25 | 66

地域金融機関に求められる中小企業
の新事業開発支援

みずほ情報総研 吉岡 慎一 10 | 25 | 74

金融リテラシー引上げへ、フェステイ
バル開催

金融広報中央委員会事務局
岡崎 竜子 10 | 25 | 78

BBB格社債を対象とする日銀資産買
入れの意義

野村証券 町田 哲也 11 | 8 | 26

「安曇野裁判」にみる損失補償契約の
今後の取扱い

日本総合研究所 河村小百合 11 | 8 | 29

地域・中小金融機関は人件費削減圧力
にいかに対処すべきか

信金中央金庫 佐々木城夢 11 | 8 | 34

足踏みするアメリカのコーポレートガ
バナンス改革

コロンビア大学 松浦 肇 11 | 8 | 38

日本振興銀行「平時の破綻処理」初適
用の教訓

日本総合研究所 翁 百合 11 | 15 | 30

コーポレート・ガバナンスと日本経済
(上)

東京大学公開シンポジウム
報告 東京大学 石田 晋也 11 | 15 | 36

保険負債の経済価値評価に対応した債
券保有区分の創設を提言する

明治大学 松山 直樹 11 | 15 | 42

10事務年度監督方針の概要
金融庁 伊藤 大介/向井 豪 11 | 15 | 46

コンサルティング業務と弁護士法
小沢・秋山法律事務所 香月 裕爾 11 | 22 | 38

コーポレート・ガバナンスと日本経済
(下)

東京大学公開シンポジウム
報告 東京大学 石田 晋也 11 | 22 | 44

ハーゼル、最終決着へ
金融円滑化法、期限延長もやむなし

帝国データバンク 内藤 修 11 | 29 | 32

欧米で浮上する「グリーン投資銀行
(GIB)」構想

上智大学 藤井 良広 11 | 29 | 36

メガバンクの電子債権記録機関が出揃
う

中国で診断書をデジタルデータ化
太陽生命保険 細川 敏男 12 | 6 | 33

「2010年 家計の金融行動に関する世論調査」を読む

第一生命経済研究所 熊野 英生 12 6 38

銀行・事業法人の株式売買動向
大和総研 土屋 貴裕 12 6 44

無登録業者等に関する金商法192条申立てについて
証券取引等監視委員会 高邑 聡 12 13 24

緊急保証は中小企業金融の円滑化に貢献
日本政策金融公庫 水野 哲昭 12 13 30

続・IFRS減損会計の動向と本邦銀行実務への影響
三菱東京UFJ銀行 出水 博章 12 13 36

トウ・ビッグ・トウ・フェイル時代の終焉
みずほ証券 石原 哲夫 12 13 41

政治的決着をみた欧州オルタナティブ投資規制
DAM International 大原 啓一 12 13 48

効果よりも副作用が大きい米英金融制度改革
野村総合研究所 大崎 真和 12 20 25

アイルランド、EU・IMF監視下で銀行改革に挑む
ニッセイ基礎研究所 伊藤さゆり 12 20 30

住宅ローン市場と債券市場で重要な位置を占める機構MBS
新生証券 松本 康宏 12 20 32

少額送金ビジネスの可能性と法務
ホワイト&ケース法律事務所 大橋宏一郎/新田 梨恵 12 20 38

「ワンポイント・レク」

RCCの官民の二次損失はどのくらいになりそうですか？

預金保険機構 永田 俊一 1 25 28

中小企業支援会議の役割は？
衆議院議員 中山 義活 2 22 34

金融円滑化法の施行で、金融検査はどう変わったのですか？
金融庁 屋敷 利紀 5 17 26

銀行の収益性はなぜ低いのでしょうか？
日本銀行 田中 洋樹 5 24 31

業態横断的な金融ADRは必要ですか？
NPO法人証券・金融商品 あっせん相談センター 日野 正晴 6 7 34

中小企業憲章とはなんですか？
中小企業庁 宮本 昭彦 8 16 42

大阪府が「小規模金融構造改革特区」構想を打ち出したのはなぜですか？
大阪府 杉本 安史 9 27 25

本事務年度の検査基本方針はどう変わりましたか？
金融庁 屋敷 利紀 10 18 36

「証券モニタリング室」の使命は何ですか？
金融庁 石村 幸三 11 22 31

「新聞の盲点」

アイフル事業再生ADR成立がCDS市場に残した課題
資金繰り対策で十分なのか、JAL破綻処理
「くりつく365」で異常レイト、個人投資家が問う取引所の責任
今年の銀行住宅ローンを蹴散らす「フラット35S」の猛威

1 18 6
1 25 6
2 1 6
2 8 6

累積欠損金解消でも2010年度の預金保険料率に変更なし
いよいよ困難な局面に差しかかる銀行のノンバンク戦略
標的は「ダークプール」 金融庁が勃興する市場外取引に投じた一石
それでも消えない、新生・あおぞら合併交渉の不思議
郵政改革法案 最終段階 検査・監督の見直しは金融界との「パートナー取引」？
日本振興銀行の「野望」と待ち受ける検査結果
地方信販業者を襲う信用不安に対応を迫られる地銀
ゆうちょ・かんぽ限度額拡大が決着
次は免税、業務範囲拡大か
「バゼル」の議論で変わる？ 地域銀行の公募劣後債
「対岸の火事」か？ EU運用規制を巡る欧vs英米の主導権争い
新生・あおぞら、合併破談の真相
「子ども手当」の支給を前に、受け皿商品の開発・販売も活発化
みずほ、「変革」への正念場
ベンダー選びで揺れる地銀の電子債権サブシステム
顧問弁護士が特別調査委員長？ 日本振興銀行に反省の色なし
見切り発車の「総量規制」、財務局は周知活動にテンヤワンヤ
売上げの大半が架空、エフォーアイ事案件で問われる「責任」の所在
口蹄疫の拡大で試される、農業金融へ

2 15 6
2 22 6
3 1 6
3 8 6
3 15 6
3 22 6
3 29 6
4 5 6
4 12 6
4 19 6
4 26 6
5 17 6
5 24 6
5 31 6
6 7 6
6 14 6
6 21 6

の本気度……………6・28・6
 郵政改革法案の無風成立は、民主獲得
 議席56以上60未滿？……………7・5・6
 来年もトップ交代？不安材料を抱え
 て走る新生銀行の「土俵際」……………7・12・6
 外資系格付会社は従わず？格付規制
 の前途多難……………7・19・6
 年金払い特約付き生命保険の税金還付
 問題で懸念される生保各社の負担大
 幅進撃の「フラット35」、来年度も大
 幅金利引下げ延長の可能性……………8・16・6
 15年ぶりの円高ドル安 緩和と介入、
 トリガーはどこに……………8・23・6
 「貸金業法改正に伴う監督指針改正」
 にみる金融庁の銀行への期待……………8・30・6
 市況回復も、変動利付国債に潜み続け
 る不安……………9・6・6
 FXレバレッジ規制導入1カ月 取引
 減少を救うのは法人化？……………9・13・6
 保証類の損失補償契約を無効と宣言
 した長野・安曇野裁判……………9・20・6
 6年半ぶりの円売り・ドル買い介入で
 政府・日銀は「弱腰」払拭に成功……………9・27・6
 15年経て甦る亡霊 住専・2次損失問
 題……………10・4・6
 銀行系・日興と独立系・大和 明暗分
 かれた社債引受けの緒戦……………10・11・6
 保険窓販の見直し、迫る「おおむね3
 年」の期限……………10・18・6
 きらやか・仙台が共同持株会社設立へ、
 静かに進む県境を越えた経営統合……………11・8・6
 「店ざらし」の郵政改革関連法案 今
 国会での成立も困難に……………11・15・6
 協働組織金融機関に打撃 貸倒引当金

の無税繰入割増措置に黄信号……………11・22・6
 過払いビジネス最終局面 弁護士・司
 法書士の活動に規制導入へ……………11・29・6
 11年度税制改正、法人税減税の代替財
 源として銀行界には増税？……………12・6・6
 証券優遇税制ついに廃止？株価、毎
 月分配投信へのインパクト……………12・13・6
 社債が国債になった日 日銀買入れで
 クレジットパブル発生か……………12・20・6
 (インタビュ) 商業銀行への規制強化では、危機の再
 発は防げない……………
 プライスウオーターハウス……………
 クーパーズ総合研究所……………
 五味 廣文……………5・17・21
 1〜2年後の残存市場で最初に選ばれ
 るノンバンクになる……………
 新生銀行……………
 新生フィナンシャル……………
 梅田 正太……………8・2・68
 (談論風発) 観光、新エネルギー、農畜産業……………
 然環境を活用した産業育成に注力……………
 宮崎銀行……………
 小池 光一……………1・4・56
 ターゲットは未開拓の県内の潜在法人
 貸出1900億円……………
 岩手銀行……………
 高橋 真裕……………2・1・38
 「高シエア経営」の強い緊張感のもと、
 地域の負託に応える……………
 飯田信用金庫……………
 池田 征人……………3・1・26
 格付コミュニケーションサービスで信

頼関係を強化……………
 滋賀銀行……………
 大道 良夫……………5・3・34
 創業100年を機に顧客基盤のさらな
 る拡大を図る……………
 愛知銀行……………
 幅 健三……………6・14・28
 地元トップバンクの自覚のもと、地域
 経済再生に取り組む……………
 十八銀行……………
 宮脇 雅俊……………9・6・36
 危機後30年、黒字決算を堅持した小口
 分散経営……………
 大光銀行……………
 古出 哲彦……………10・25・47
 「貯蓄の地産地消」の実践……………
 富山銀行……………
 齊藤 栄吉……………11・22・34
 (金融機関09年9月期決算) 地方銀行 大幅増益決算だが、リス
 トラ型経営へ転換の兆しも……………
 大和証券キャピタル・マーケティング……………
 渡辺 和樹……………1・18・47
 証券会社 大手は増資ラッシュの恩
 恵で順調、中堅やネットに厳しさ残
 る……………
 当会……………
 佐山 雅致……………1・18・55
 生保 有価証券の時価上昇でソルベ
 ンシー・マージン比率は改善……………
 格付投資情報センター……………
 植村 信保……………1・25・50
 新形態銀行・ゆうちよ銀行 各社が
 資金業務を模索、方向性はさまざま……………
 日本格付研究所……………
 炭谷 健志……………2・15・38
 第二地銀 前年同期比で大幅増益だ
 が、引き続き収益力と資本の強化が
 課題……………
 フィッチ・レーティングス……………
 鳥谷 礼子……………2・22・44
 (金融機関10年3月期決算) 主要行 業績はV字回復するも、楽

2011.1.17 金融財政事情

観視できない今後の見通し……………6・14・45
クレディ・スイス証券 伊奈 伸一……………6・14・45
証券会社 大手3社は黒字転換した
が、準大手・中堅、ネットの一部は
低迷……………7・5・47
ノンバンク 個人向けは業績厳し
く、事業者向けは堅調を保持……………7・12・46

第二地方銀行 平時に戻り、業務純
益・経常利益・当期純利益が赤字か
ら黒字に……………7・19・44
新形態銀行・ゆうちょ銀行 役務収
益が伸び悩み資金運用収支の維持・
拡大が引き続き重要に……………7・26・46

日本格付研究所 炭谷 健志……………7・26・46
地方銀行 黒字転換だが、本業収益
力・資産の質の劣化に懸念……………8・2・77
大和証券キャピタル・マーケットツ
……………8・2・77
渡辺 和樹……………8・2・77

生保 引き続き大きい株式保有リス
クとALMリスク……………8・23・46
格付投資情報センター 山森 直樹……………8・23・46
信用金庫 最悪期は脱したものの、
引き続き楽観できない経営環境……………10・11・46

日本格付研究所……………10・11・46
大山 肇ノ木谷 道哉……………10・11・46

〔金融機関10年9月期決算〕
主要行8グループ 上方修正続出す
るも、資金利益の落ち込みは続く……………12・20・43
クレディ・スイス証券 伊奈 伸一……………12・20・43
大手消費者金融 過払い金返還は高
止まり、体力消耗が続く……………12・6・25
ドイツ証券 清水 純一……………12・6・25

〔資料〕
全国278信用金庫の09年度中期期
決算の概要……………3・1・38

〔ゲイデルの貨幣 自由と文明の未来 危機篇〕
……………1・18・68
20 信用と生産性について……………1・25・68
21 日本の経済政策の課題(その一)……………2・1・60
22 完 日本の経済政策の課題(その二)……………2・1・60

〔09年改正金商法、政令・内閣府令のポイント〕
①金融分野における裁判外紛争解決手
続(ADR)の創設……………1・25・42
金融庁 出原 正弘……………1・25・42
②格付会社に対する規制の導入……………2・1・42
金融庁 野崎 彰ノ徳安 亜矢……………2・1・42
③「有価証券の売出し」に係る開示規
制の見直し……………2・8・70
金融庁 谷口 義幸……………2・8・70

〔2010年度税制改正大綱ポイント解説〕
大和総研 是枝 俊悟……………2・11・47
①相続税・贈与税……………2・8・74
②住宅税制……………2・15・34
③金融・証券税制……………2・15・34

〔経営者のための金融円滑化指南〕
プロモントリー・フィナンシャル ジャパン
堀本 善雄ノ目黒 謙一……………2・15・52
①説明のマニユアル化だけでは不十分……………2・15・52

②審査部門・営業店対応のポイント……………2・22・60
③営業店モニタリングの強化が大事……………3・1・52
④法令を守ることで生じる経営リスク……………3・8・52
⑤償却・引当てと自己資本管理は変わ
るのか……………3・15・52
⑥事例研究 謝絶の判断に至る前の
対応は適切だったか……………3・22・52
⑦事例研究 早めの返済猶予が再建
を軌道に乗せる……………3・29・52
⑧事例研究 旧債返済のための借入
要請への謝絶は妥当……………4・5・44
⑨完 事例研究 安易に条件変更対
応保証を約束した相手が反社勢力だ
った……………4・12・52

〔パーゼル委「市中協議文書」の批判的検討〕
①資本の質の向上 その意図と帰結……………4・19・52
野村資本市場研究所 小立 敬……………4・19・52
②資本の質の向上 控除項目の拡充……………4・26・52
野村資本市場研究所 小立 敬……………4・26・52
③カウンターパーティーリスク(1) 総
論……………5・17・52
モルガン・スタンレーMUFJ証券 富安 弘毅……………5・17・52
④カウンターパーティーリスク(2) 資
産相関の見直し……………5・24・60
ISDA東京事務所 森田 智子……………5・24・60
⑤カウンターパーティーリスク(3) C
VAへの資本賦課……………5・31・60
モルガン・スタンレーMUFJ証券 富安 弘毅……………5・31・60
⑥カウンターパーティーリスク(4) 清
算機関(CCP)向けエクスポージ

ヤー

ISDA東京事務所 森田 智子 6・7・60

⑦カウンターパーティーリスク(5) 担保管理の強化
モルガン・スタンレーMUFUG証券 6・14・60

⑧カウンターパーティーリスク(6) 誤
カウンスルへの対応
モルガン・スタンレーMUFUG証券 6・21・52

⑨カウンターパーティーリスク(7) パ
ツクテスト、ストレステスト
有限責任監査法人トーマツ 6・28・52

⑩外部格付への依存からの脱却(1)
新生証券 江川由紀雄 7・5・60

⑪外部格付への依存からの脱却(2)
新生証券 江川由紀雄 7・12・60

⑫レバレッジ比率
みずほ証券 柴崎 健 7・19・60

⑬流動性規制
みずほ証券 藤井 健司 7・26・60

⑭プロシクリカリティの抑制
シテイグループ証券 野崎 浩成 8・16・60

⑮完 システミック・リスク
有限責任監査法人トーマツ 8・23・60

九州大学 久原 正治
ウォール街批判をやり過ぎ、復活への蠢動始まる 8・30・60

②日米のスクリーンが映す、自己実現

〔続・グローバル化の見果てぬ夢〕

の相違

③秋風吹くオバマ政権とウォール街 9・6・60

④ウォール街の報酬は高すぎるのか 9・13・52

⑤パニックの宿命 規制をくぐり危機は繰り返される 9・20・52

⑥金融部門主体の成長は錯覚だったのか 9・27・60

⑦金融危機は回避しうるか 10・4・52

⑧グローバルゼーションは、米国仕様の直輸入にあらず 10・11・60

⑨ゴールドマン・サックスの光と影 10・18・60

⑩ゴールドマン・サックスの組織変革 11・8・52

⑪バンク・オブ・アメリカの歴史は激しい浮沈の繰返し 11・15・60

⑫慎重な経営で米銀のリーダーの座についたJPMorgan・チェース 11・22・60

⑬大手米銀の環境変化適応に学ぶ 11・29・52

⑭グローバルに通用する人材が銀行の中核資源となる 12・6・60

⑮地域経済の自立発展と地域金融機関の責務 12・13・60

〔米国まちなか銀行最前線〕

グローバルリサーチ研究所

①おもてなしの心を経験してもらえ 青木 武 3・15・26

②店舗常駐者3人でフルラインサービスを提供 3・19・26

③エコ店舗で戦略的なソーシャルマーケティングを展開 4・19・26

④科学的に最高の顧客サービスを目指す 5・31・30

7・5・40

⑤中小金融機関でも成果主義

⑥インターネット・バンキング人気 8・2・42

⑦銀行も積極活用するソーシャルネットワークサービス(SNS) 9・13・28

⑧値上げに転じた預金手数料ビジネス 10・11・36

⑨中小大手もこぞって「リレーシヨ 11・22・42

ンシップバンキング」 12・20・36

〔競争に勝つ人事マネジメント〕

①長期雇用を前提に会社へのロイヤルティを重視 11・15・40

②全員が支店長を目指す「金太郎飴的」人材養成制度の崩壊 11・22・48

③ホスピタリティを実践する巣鴨信金の採用活動 11・29・40

④キャリア体系を複線化したりそな銀行 12・6・48

⑤全社員の「役割」をポイント化 12・13・46

⑥完 高齢層に活躍の場 12・20・48

〔マーケットを読む〕

市場へのインパクト

債券市場 財政悪化は織り込み済み、金利上昇は恐れるに足りず 1・18・70

株式市場 “円高ベナリティー” 終焉は日本株高を後押しする 1・25・70

短期金融市場 広義の量的緩和政策における市場機能の維持

か

第一生命経済研究所 西濱 徹 3 | 1 | 54

ヨーロッパ 高まるソブリン・リス

ク ユーロ、ポンドの下値不安続く

ニッセイ基礎研究所 伊藤さゆり 3 | 29 | 54

アメリカ 今年後半には景気減速の

公算

第一生命経済研究所 桂畑 誠治 5 | 31 | 62

ヨーロッパ 不均衡拡大のおそれを

抱えつつ財政再建と経済成長を目指

す

ニッセイ基礎研究所 伊藤さゆり 7 | 5 | 62

アジア 続くアジアへの資金流入圧

力

第一生命経済研究所 西濱 徹 9 | 6 | 62

アメリカ 縮小しない需給ギャップ

来年にかけての成長は鈍い

第一生命経済研究所 桂畑 誠治 11 | 8 | 54

アジア 物価と為替の安定に苦慮

金融政策では違いも明らかに

第一生命経済研究所 西濱 徹 12 | 13 | 62

ブラジル 減速は一時的、新たな高

度成長期へ

日本総合研究所 藤井 英彦 12 | 20 | 62

〔時論〕

「金融愛国主義・金融国粋主義」と

「金融保護主義」

日本政策金融公庫 渡辺 博史 1 | 4 | 3

「友愛」と「信託」

預金保険機構 永田 俊一 1 | 18 | 3

政治の本気度が試される地方分権改革

伊藤忠商事 丹羽宇一郎 1 | 25 | 3

幸福を見失っている不幸

調整の10年間 堀場製作所 堀場 雅夫 2 | 1 | 3

全国信用協同組合連合会

転換点を迎えた金融危機対策 小山 嘉昭 2 | 8 | 3

野村総合研究所 安岡 彰 2 | 15 | 3

個の自立なくして自律的変革なし

金融経済と実体経済のリカプリング

日本経済研究センター 小島 隆二 2 | 22 | 3

大人虎変 滋賀銀行 高田 絃一 3 | 1 | 3

国家総論たる消費税率の引上げ

クレディ・スイス証券 松島 正之 3 | 15 | 3

普及車生産のジレンマ

三菱UFJトラスト投資工学研究所

金融規制に全体最適化の配慮を

野村ホールディングス 氏家 純一 3 | 29 | 3

木の文化、吉野の心

韓国に学べ 南都銀行 植野 康夫 4 | 5 | 3

トヨタファイナンシャルサービス

「地域主権」に潜む危うさ 平野 英治 4 | 12 | 3

ちばぎん総合研究所 額賀 信 4 | 19 | 3

郵便事業の将来性がみえてこない

信金中央金庫 地域・中小企業研究所

財政の健全化と公債依存度 平尾 光司 4 | 26 | 3

国際競争力の強化こそを

弁護士 杉井 孝 5 | 3 | 3

ライフネット生命保険 出口 治明 5 | 17 | 3

グローバル化と「異文化力」

東京大学 江川 雅子 5 | 24 | 3

ギリシャ問題が示す第三の道

「物価の番人」の呪縛 中島 厚志 5 | 31 | 3

全国地方銀行協会 中川 洋 6 | 7 | 3

仕分け・包括・政策総合

預金保険機構 永田 俊一 6 | 14 | 3

日本企業の価値創造力の劣化

東京海上アセットマネジメント投信 大場 昭義 6 | 21 | 3

投資家はサプライズを嫌う

中国経済の展望と課題 安井 肇 6 | 28 | 3

通貨安への誘惑

アジア開発銀行 黒田 東彦 7 | 5 | 3

正念場を迎えた欧米金融機関経営

野村総合研究所 安岡 彰 7 | 19 | 3

ナンパワンを目指してこそ

日本経済研究センター 小島 明 7 | 26 | 3

身近な成長戦略

リコー経済社会研究所 稲葉 延雄 8 | 2 | 3

基本に帰る

政策研究大学院大学 沼波 正 8 | 16 | 3

グローバルイノベーション時代のマクロ政

策

クレディ・スイス証券 松島 正之 8 | 23 | 3

ファミレス・モデルの崩壊

ちばぎん総合研究所 額賀 信 8 | 30 | 3

政治の混乱は金融・経済の混乱を生む

か

一橋大学 安田 隆二 9 | 6 | 3

進行する国の行政サービスのレベルの

低下

西日本シティ銀行 久保田勇夫	9 13 3
財投機関債と暗黙の政府保証	
東京大学 江川 雅子	9 20 3
為替介入の効果とは何か	
トヨタファイナンシャルサービス	
平野 英治	9 27 3
クロスボーダーM&Aの大きな波	
グリーンヒル・ジャパン	
堀田 健介	10 4 3
手本なき政権運営の苦悩	
三菱UFJトラスト投資工学研究所	
花水 範明	10 11 3
ポール・ボルカー氏の懸念	
信金中央金庫 地域・中小企業研究所	
平尾 光司	10 18 3
東北新幹線全線開業	
青森銀行 加福 善貞	10 25 3
断固として財政再建を	
ライフネット生命保険 出口 治明	11 8 3
大河の流れをつくる	
コモンズ投信 渋沢 健	11 15 3
新たな建設投資循環	
みずほ総合研究所 中島 厚志	11 22 3
定常経済を打破するには	
全国信用協同組合連合会	
小山 嘉昭	11 29 3
企業の成長なくして雇用の拡大はない	
東京海上アセットマネジメント投信	
大場 昭義	12 6 3
東西の金融の融和がキーワード	
プロモントリー・フィナンシャル	
ジャパン 藤井 卓也	12 13 3
再燃するサブプライム住宅ローン問題	
野村総合研究所 安岡 彰	12 20 3

〔視角〕

大手行 就職活動中の学生に「銀行員の仕事」を問われて：3 | 15 | 51 ●ゆうちよ銀行の自己資本は大きすぎる：9 | 6 | 59

地方銀行 超高齢化社会における金融ビジネス：4 | 26 | 51 ●中国農村部の人々が「消費者」となる日：8 | 30 | 59 ●消費者向け無担保ローンで、銀行が主役になるには：10 | 11 | 59

第二地銀 融資の条件設定はフリーCF見極めが肝：2 | 22 | 59 ●消滅時効を援用できない自動継続特約付定期預金の益金処理は不適当：6 | 21 | 51

信用金庫 金融機関だけが振り込み詐欺防止コストを負担するのは納得できない：2 | 8 | 47

証券 パーゼル市中協議案と劣後債・優先出資証券への投資リスク：1 | 18 | 67 ●取引所はコスト構造に合った料金を：2 | 15 | 51 ●回復途上にある米銀、進むコア資本増強の動き：4 | 19 | 51 ●東証の昼休み撤廃は夜間取引への橋頭堡か：5 | 17 | 51 ●1億円以上の役員報酬開示はガバナンス向上の入口にすぎない：7 | 26 | 59 ●高齢化するアナリスト業界で繰り広げられる椅子取りゲーム：9 | 27 | 59 ●西暦2030年、禁株法可決・成立：10 | 18 | 59 ●パーゼル は邦銀変革の千載一遇の機会：11 | 8 | 51 ●人類に普遍的な価値の追求が新市場開拓に不可欠：11 | 22 | 59 ●邦銀版力ノツサの屈辱：11 | 29 | 51

系統中央機関 金融機関に広がる「ふるさと部門人事」：5 | 31 | 59

保険会社 保険事業の海外展開に貿易交渉が果たす役割は大きい：6 | 14 | 59 ●企業の枠を超えて、地域における業務継続計画の推進を：12 |

6 | 59 ●銀行における保険窓販の見直しに求められるもの：12 | 13 | 59

アセットマネジメント スポンサー中心のJ・REITに未来はない：11 | 15 | 59

リテール 過払金支払請求対応業務の現実：3 | 22 | 51

取引所 とりつかれたら「最期」 企業に忍び寄る反社の影：3 | 29 | 51 ●会計監査、上場審査のスキを突く発行市場での不正：7 | 19 | 59 ●総合取引所構想の議論に政治主導の「演出」は不要だ：12 | 20 | 59

事業会社 日本企業の下心をくすぐる中国CICの深慮遠謀：4 | 12 | 51 ●報酬開示で駆除される日本の「ガラバゴス経営者」：6 | 28 | 51 ●乗客は中国投資団、ツアコンは外国証券というハイテク企業バスツアーの不気味：8 | 16 | 59

食品メーカー 「持合い解消」に四苦八苦する銀行と事業法人：3 | 1 | 51

その他 政権交代の縁の下で：議員秘書の前途多難：1 | 25 | 67 ●業績予想開示は無用、東証は四半期決算の迅速開示を督促せよ：2 | 1 | 59 ●中小企業が安心して活用できる電子記録債権の環境整備を：3 | 8 | 51 ●邦銀の中国駐在員事務所に管理強化の動き：4 | 5 | 43 ●多額の投資損失は「投機的格付」よりも「投資適格」から発生する：5 | 24 | 59 ●債権法全面改正のニーズは本当にあるのか：6 | 7 | 59 ●塗りかわる金融メディア地図：7 | 5 | 59 ●株式持合解消信託の「弊害」は是正可能だ：7 | 12 | 59 ●競争がなく、停滞する地方銀行の役員処遇システム：8 | 23 | 59 ●親会社法制の検討に、銀行業界の知見を生かせ：9 | 13 | 51 ●柔軟な貸金業者規制を望む：9 | 20 | 51 ●デフレを放置する日本銀行の姿勢に異議あり：10 | 4 | 51

〔豆電球〕

民主党の深謀遠慮	1	4	106
鳩山内閣 政策議論の乱気流	1	18	74
JALに対する法的整理	1	25	74
虎の尾はどこに?	2	1	66
「坂の上」を目標せバイアウト・ファンド	2	8	82
カウフマンの警告と提言	2	15	58
ベイオフ実績あつてこそその成熟市場	2	22	66
金融規制強化以前の教訓	3	1	58
国家財政を支える「妙なる調和」	3	8	58
分配より成長が課題	3	15	58
「郵政改革」の本質	3	22	58
会社法改正の視点	3	29	58
前門の円滑化法、後門の監査法人	4	5	50
ダムを決壊	4	12	58
不幸なギリシャ君	4	19	58
私募不動産ファンドへの融資	4	26	58
SECとゴールドマン・サックス	5	3	74
国家像のイメージトレーニング	5	17	58
ウォール街の利益相反	5	24	66
株主の位置付けは?	5	31	66
今回は違う?	6	7	66
ギリシャの教訓	6	14	66
「経営者保証」に代わるもの	6	21	58
社会福祉活動を義務化する「大学5年制」のススメ	6	28	58
危機意識の濃淡	7	5	66
殻に閉じこもる日本	7	12	66
ワールドカップと欧州問題	7	19	66
「ユーロ人の物語」	7	26	66
ケインズに戻ればよいのか	8	2	98

ラベルが隠す真実	8	16	66
社債市場の活性化	8	23	66
多職能化の進め方	8	30	66
為替操作よりも円高抵抗力の強化を	9	6	66
言葉の選択	9	13	58
消費者ローン保証会社「審査」要請の無理無体	9	20	58
財金再統合の効用	9	27	66
子ども手当はばらまきか	10	4	58
金融円滑化と税理士	10	11	66
「とりあえず」つくった金融持株会社の反省	10	18	66
日銀法改正論議の不毛	10	25	82
グローバルな金融人材の育成を	11	8	58
企業年金基金への規制	11	15	66
情報漏洩問題とクラウド化	11	22	66
「領国貨幣」に代わる金融の仕組みを	11	29	58
ドイツのガバナンス・コード	12	6	66
『デフレ』という言葉霊	12	13	66
ハイブリッド型リーダーの時代	12	20	66

〔二コースクエア〕

連結で証券を規制・監督へ 金融庁が	1	4	6
制度整備の骨子案公表	1	4	6
年金保険評価見直しなど税制改正大綱	1	4	7
まとまる	1	4	7
ジェイコム株の誤発注訴訟 みずほ証券が控訴	1	4	7
三井住友FG、約9000億円の普通株増資を発表	1	18	8
政府が中小企業支援会議の設置を検討	1	18	8
法務省・法制審議会が公開会社法制を	1	18	9
検討へ	1	18	9

経産省 DES研究会の報告書を公表	1	25	8
「過払い金返還請求」履歴 指定信用情報機関から削除へ	1	25	8
米ウエスタンユニオンが日本初の送金サービス業者に名乗り	1	25	9
金商法改正の方向性固まる 金融庁が	2	1	8
「制度整備」発表	2	1	8
I F R S 対応会議が非上場企業の会計基準を検討へ	2	1	8
アコムが消費者金融業界では17か月ぶりに普通社債を発行へ	2	1	9
主要証券09年度第3四半期決算、増資	2	8	8
ラッシュなどが寄与	2	8	8
プロミスが有人店舗を全廃、従業員は4割削減へ	2	8	8
政府が郵政改革法案の素案を発表、グループを3社体制に再編	2	15	8
主要行09年12月期決算、5グループで	2	15	8
通期予想を上回る純利益達成	2	15	8
経済産業省が「中小企業憲章」を制定	2	15	9
有価証券報告書で個別役員報酬、保有株式銘柄等の開示を義務化へ	2	22	8
主要行、円滑化法に基づく条件変更の実績公表	2	22	8
池田泉州ホールディングス、500億	2	22	9
円規模の公募増資	3	1	8
亀井大臣がベイオフの保証限度額見直しの考えを撤回	3	1	8
ウイルコムが企業再生支援機構に支援要請、会社更生へ	3	1	8
第一生命が株式売出し、想定価格は1株15万円	3	1	9
警察庁がF A T F 勧告を受けて顧客管	3	1	9

理の規制強化を検討	3	8	8				
ライツ・イツシューの手続期間短縮へ							
内閣府令案公表	3	8	8				
米国SECが国際会計基準採用に向け たワークプランを公表	3	8	9				
ライツ・イツシューで増資、新株予約 権を東証に上場へ	3	15	8				
証券会社の連結規制など金商法改正案 を閣議決定	3	15	8				
ボルカー・ルール法案は、負債シェア 10%超の買収を禁止	3	15	9				
AIIGがアリコをメットライフに売却 へ	3	15	9				
金融庁・貸金業PTが「激変緩和措置」 を公表	3	22	8				
金融庁が北都銀行、宮崎太陽銀行への 公的資本増強を決定	3	22	8				
企業再生支援機構がウイルコム支援を 決定	3	22	9				
郵貯限度額は2000万円に引上げ、 政府出資は3分の1超に	3	29	8				
信金中金、全信組連が5金庫、5組合 に資本増強	3	29	8				
主要行で円滑化法に基づく貸出条件変 更が着実に増加	3	29	8				
セブン&アイグループとクレディセゾ ンが「包括的業務提携」	3	29	9				
山口FGが北九州に新銀行設立へ	4	5	8				
3年間で純営業収益1.7倍、日興コ ーデが中計発表	4	5	8				
企業再生支援機構がセノーの支援と、 日本航空に対する債権の買取りを決 定	4	5	8				
A DR成立のアイフルCDS、清算価 値	4	5	8				
格は33%に決定							
産業革新機構がアルプス電気の子会社 に最大100億円出資へ	4	5	9				
改正貸金業法の「激変緩和措置」内 閣府令を5月上旬までに明確化	4	12	8				
日本郵政がパナンス問題調査専門委員 会が中間報告を発表	4	12	9				
銀行保有株取得機構が買取期間を延長 金融庁、顧客情報の管理強化に向け監 督指針を改正へ	4	19	8				
金融庁が有価証券届出書等に関する運 用指針を明確化へ	4	19	9				
郵政改革関連法案の骨子公表、新規業 務は届出制に	4	26	8				
全銀協がバーゼル委員会に意見書を提 出	4	26	8				
経産省がリース会社に中小企業への支 払猶予を要請	4	26	9				
消費者被害救済の集合訴訟、消費者庁 研究会が論点整理	5	3	6				
金融庁が公益法人による共済事業の救 済策を発表	5	3	6				
フラッシュ、米国防務省が新100 ドル紙幣を発表	5	3	33				
主要証券の10年3月期決算、各社とも 黒字転換	5	17	8				
郵政改革関連3法案が閣議決定、国会 審議開始へ	5	17	8				
MUFG傘下のユニオン・バンクが米 破綻地銀2行を買収	5	17	9				
主要行10年3月期決算、8グループの 当期利益は1兆円に回復	5	24	8				
全金融機関で貸出条件変更の実施状況 を開示	5	24	9				
郵政改革に対して金融団体が共同声明 を発表	5	31	8				
日銀、成長基盤強化へ新たな資金供給 策の骨子案公表	5	31	8				
西日本シティ銀行、琉球銀行が公的資 金を完済へ	5	31	9				
証券市場から暴力団排除へ、日証協が 警察庁の情報を活用	6	7	8				
政投銀、商工中金、日本郵政グルー プが2010年3月期の決算を公表	6	7	8				
新規参入銀行の2010年3月期決算 3社は過去最高益、2行は赤字に	6	7	9				
大手生損保2010年3月期決算、M S&A Dが東京海上を抜いて損保首 位に	6	7	9				
民主党と国民新党が郵政改革関連法案 の国会成立を合意	6	14	8				
釜山G20声明、自己資本・流動性規制 は11月合意へ	6	14	8				
亀井郵政改革担当大臣が辞任、郵政改 革法案は臨時国会へ	6	21	8				
日本政策金融公庫の2010年3月期 決算は1兆円超の赤字に	6	21	8				
日銀の成長基盤強化資金、1行当り上 限1500億円	6	21	9				
バーゼル委が証券化等に関する規制強 化の実施を1年延期	6	28	8				
金融庁、経済価値ベースのソルベンシ ー規制の影響を全保険会社で調査	6	28	8				
政府の新たな成長戦略にプロ社債市場や総 合取引所	6	28	8				
社債市場活性化に向け日証協が報告書 まとめる	6	28	9				
G20トント首脳会合、財政健全化と	6	28	9				

金融規制改革で合意	7・5・8	定制度」を導入へ	8・23・8	ブルデンシャルがAIGスターとAIG	10・11・9
みずほFG、最大60億株の普通株増資を発表	7・5・8	日銀が第1回目の成長基盤強化資金の供給実施へ	8・23・8	Gエジソンを買収	10・11・9
課徴金納付命令の審判手続で初の「違反事実なし」決定	7・5・9	地方銀行10年度第1四半期決算 信用コスト減少が鮮明に	8・23・9	郵政改革関連法案をあらためて閣議決定 組織再編の期日のみを修正	10・18・8
地銀協の電子債権システム共同化ベンダーはNTTデータへ	7・5・9	不在が続く預金保険機構理事長の同意 人事は9月招集予定の臨時国会へ	8・30・8	緊急保証制度は11年3月末で終了へ	10・25・6
大阪府が上限金利や総量規制を緩和する「貸金業特区」構想を発表	7・12・8	パーゼル委、普通株以外の規制資本に「元本削減」「普通株転換」条項を義務付け	8・30・8	日銀・地域経済報告公表 景気判断を3地域で引下げ	10・25・6
大和がベルギー大手KBCの2部門を10億ドルで買収	7・12・8	政府・日銀が円高・株安対応策を公表 日本航空3社が東京地裁に更生計画案を提出	9・6・8	ウィルコムが東京地裁に更生計画案を提出	10・25・6
日銀成長基盤強化資金、参加行は7月9日までに取組方針提出へ	7・12・9	金融庁が新事務年度の検査基本方針と監督方針を公表	9・6・9	低金利、フラット35の好調で「機構MBS」の発行額が拡大	10・25・7
三井住友銀行が電子債権記録機関の指定を取得、開業へ	7・12・9	日本銀行が成長基盤強化資金の第1回目の貸付を実行	9・13・8	主要証券上半期決算まとまる 4社が減収、大和は最終赤字	11・8・8
日銀の成長基盤強化資金に対応し、ファンド等の創設が活発化	7・19・8	年金型保険の二重課税、2年目以降は元本部分のみを還付	9・13・8	S M F G がニューヨーク証券取引所にADRを上場	11・8・8
西日本シティ銀行と琉球銀行が公的資金を完済	7・19・9	パーゼル委、新たな自己資本比率規制の数値基準と段階的措置を決定	9・20・8	民主・財務金融部門会議で保険窓販についてヒアリングを実施	11・8・9
パーゼル委、自己資本バッファの具体的枠組みを公表	7・26・8	全国銀行協会が一般社団法人に組織変更へ	9・27・8	りそな、最大6000億円増資と公的資金完済シナリオを発表	11・15・8
日本振興銀行、7月27日に二重課税問題を巡る地裁判決	7・26・8	金融庁が指定紛争解決機関として7団体を指定	9・27・8	民主税制改正P T が重点要望 郵政の消費税「免除」など盛り込む	11・15・8
日本振興銀行、二重課税問題を巡る地裁判決で敗訴	8・2・6	武富士が会社更生手続を申請 金融庁は「過払い」の実態把握へ	10・4・8	主要行10年9月期決算、国債売却益を主因に大幅増益	11・22・8
欧州銀行監督者委員会がストレステストの結果を公表	8・2・6	岐阜銀行が経営統合および資本支援について十六銀行、三菱東京UFJ銀行と正式合意	10・4・9	G 20、パーゼル とS I F I S に対する追加規制の枠組みを承認	11・22・8
警察庁・マネロン懇談会、取引目的の把握等の義務化を提言	8・2・7	日銀、追加緩和策を決定 「実質ゼロ金利」に時間軸導入	10・11・8	T O K Y O A I M に来春にもプロ社債市場	11・22・9
主要行10年度第1四半期決算、債券損益拡大で高水準の利益確保	8・16・8	新生銀行が中期経営計画を改定 13年3月期の当期純利益目標を上方修正	10・11・8	証券取引等監視委員会が裁判所に無登録業者の株式勧誘禁止を申立て	11・29・8
十六銀行が岐阜銀行を子会社化、合併へ	8・16・9			郵政グループの租税特別措置要望がゼ口次査定でD判定に	11・29・8
金融庁が格付会社規制に「グループ指				スルガ銀行がローン全額繰上返済手数料にかかる消費税を返還へ	11・29・9
				H S B C が日本の店舗網を再構築	11・29・9

取引時間拡大、空売り規制など東証が機能強化策を公表	12	6	8
中央三井アセット信託が「発行保証金信託」の取扱いを開始	12	6	8
国内生保10年9月中間決算 4社が増益	12	6	9
金融庁が金融活性化策を公表	12	13	8
預金保険機構が日本振興銀行の概算払い率を25%に決定	12	13	8
臨時国会が閉会 郵政法案は継続審議、同意人事は無事承認	12	13	8
住信・日興アセット、シンガポールD BS傘下の運用会社買収	12	13	9
金融円滑化法が2012年3月末まで延長に	12	20	8
武富士が過払い債権者への全件個別通知を決定	12	20	8
政府が国際協力銀行の機能強化・分離独立の方針を決定	12	20	8

〔金融経営の窓〕

導入進むか「事業継続計画」策定シSTEM	1	25	27
信金中金が「傷害保険付定期積金」の販売伸ばす	3	8	42
みずほが高速・高精度のリスク計測手法を開発し日米で特許を取得	3	29	56
配当の変動リスクをヘッジする配当指数先物が東証に上場	5	3	71
商工中金が日本貿易保険の貿易保険付輸出代金債権担保融資を開始	5	17	42
八十二銀行がリアルタイムに顧客情報を管理する新シSTEMを稼働	5	24	64

阿克苏生命が独身女性をターゲットにしたがん保険を販売	7	5	39
日本政策金融公庫が資本性劣後ローンをベンチャー融資に活用	9	13	42
フィデアホールディングスが中国銀聯ショッピングサイトへの出店を支援	10	18	50
北陸銀行、地域活性化に本格寄席をプロデュース	11	15	35
野村ホールディングスが農業ビジネスに参入	11	22	50
アリコジャパンが子ども向けの終身医療保険を発売	12	6	50

〔オンレコオフレコ〕

政府保証が消えてババをつかむか？ 再生機構	1	4	15
財務相交代に気をもむ霞ヶ関と本石町年金保険に税制改正特需？	1	18	15
金融円滑化法は時限でも、行政措置は恒久	2	1	45
中国経済「30年成長論」	2	8	19
金融課税からこじ開ける？ 納税者番号制度	2	15	13
55歳の失業者	2	22	9
COP15破綻からG7非公式化まで	3	1	9
報酬個別開示1億円の抑止力	3	8	9
BOEの轍	3	15	21
暴力団の共生者を取り締まる福岡条例	3	22	9
内閣人事局を巡り官邸と霞ヶ関がつかぜり合い	3	29	38
消えた不動産売却益	4	5	21
政策公庫法付帯決議と「郵政改革」談話の符合	4	12	15

「教祖」からのマインド・メッセージ	4	19	9
投信販促のあの手この手	4	26	9
日本郵政社長が会談した「総裁」とは	5	3	23
反社勢力対応レベルの厳格化	5	17	19
玉虫色の民主党財政健全化策	5	24	29
今年の霞ヶ関人事はお盆明け	5	31	18
ギリシャ財政問題のシナリオ	6	7	11
事業レビニューで政策金融見直し？	6	14	9
デフレマインドの蔓延を助長する人たち	6	21	9
駆け込み法案の陰に	6	28	13
業者の整理淘汰を狙う？ 総合取引所構想	7	5	33
財務省OB、久々の金融界入り	7	12	13
ガバナンスが効きはじめた？ 信金の総代会	7	19	9
現役出向公務員の待遇	7	26	9
消費税率引上げのきっかけ	8	2	7
日銀当預運用のススメ	8	16	15
不明高齢者の終身年金保険	8	23	15
民主・部門会議の実力	8	30	9
貸し倒れがしても外為特会積立取崩し？	9	1	6
為替介入経験者が揃い踏み	9	13	9
預金保険料率計算式の解法	9	20	16
金融円滑化法の出口はあるか	9	27	9
為替介入の職権	10	4	15
トーンダウンした無利子非課税国債債権	10	11	9
想	10	18	25
武富士「過払い」債権者集会	10	25	15
法人税減税で企業は国内に残るか	11	8	15
特会・事業仕分けを逆手にとった霞ヶ関	11	8	15
キャッシュつぶし、歯磨きチューブ絞	11	8	15

り
 信金・信組、出資金事情の明暗……………11
 金融円滑化債権の引当金……………11
 幹旋禁止 官庁OBの再就職事情……………12
 非拘束預金への対応方針……………12
 提出法案の本数を減らせ！……………20

営業店コーナー

〔窓口CS 基本の「き」〕

マーケティングアート 吉田 弘美
 ① 後々まで尾を引く最初の数十秒……………1
 ② コミュニケーションは言葉を変わず前に始まっている……………1
 ③ 確実な情報収集につながる「きき上手」……………2
 ④ 情報の質と量を決める質問力……………2
 ⑤ 簡潔な話のまとめ方……………2
 ⑥ ためらいを「そうですか」で終わらせないうために……………2
 ⑦ クレームは期待の表れ……………3
 ⑧ 二次クレームを防ぐポイント……………3
 ⑨ 人材育成の三要素……………3
 ⑩ 飛躍的に成長させる「指導の6ステップ」……………3
 ⑪ 完 価値観の押しつけから始まるハラスメント……………3
 〔クライシスコミュニケーション〕
 日本リスクマネジャー&コンサルタント協会
 風間 眞一
 ① 起こったあとの広報活動がすべてを決める……………4
 ② やってはいけない不祥事対応……………4

③ 危機管理広報を間違わないための処方箋……………4
 ④ 緊急記者会見の「肝」(1) 緊急会見を成功させるコツ……………4
 ⑤ 緊急記者会見の「肝」(2) (いつてはならない六つの言葉)……………5
 ⑥ 緊急記者会見の「肝」(3) (テレビ取材への心構え)……………5
 ⑦ 完 広報担当は情報参謀……………5

〔老舗字入門〕

関西外国語大学 前川洋一郎
 ① 老舗の定義……………6
 ② たかが老舗、されど老舗……………6
 ③ 急成長メタボはいけない……………6
 ④ ゴールのない競争、バトンパスが要諦……………6
 ⑤ 老舗の番頭経営……………6
 ⑥ 老舗は進化論の優等生……………7
 ⑦ 老舗の守成経営……………7
 ⑧ 完 老舗の生成と永続……………7

〔人を育てる支店長〕

武蔵野野学園 寺田 欣司
 【第1部 上司の背中】
 ① 「任せたまよ」……………8
 ② 叱咤激励……………8
 ③ メモ活用の部下管理……………8
 ④ タイムコンシャス……………9
 ⑤ 支店長のひと言……………9
 ⑥ 飲みニケーション……………9
 【第2部 部下の顔】
 ⑦ 部下に任せない支店長……………9
 ⑧ 谷に落とす……………10

⑨ 上司の目つき顔つき……………10
 ⑩ 業務日誌をつける……………10
 ⑪ 点取りゲーム……………11
 ⑫ 気になる部下……………11
 【第3部 部下教育の心】
 ⑬ 馬に水を飲ませる……………11
 ⑭ 減点主義と先例主義……………11
 ⑮ 秘密主義と開示主義……………12
 ⑯ 聞き上手を育てる……………12
 ⑰ 完 人さまさま……………12

〔私の支店経営論〕

百十四銀行・木内照朗……………1
 岡崎信用金庫・小林賢郎……………2
 栃木銀行・橋本佳明……………2
 東邦銀行・佐藤卓夫……………3
 静岡中央銀行・加賀国雄……………3
 福井信用金庫・桶屋宜祐……………3
 北都銀行・佐藤純悦……………4
 碧海信用金庫・国田 毅……………4
 多摩信用金庫・高橋尚子……………5
 鳥取銀行・泉 浩文……………6
 佐賀銀行・古賀俊成……………6
 愛知銀行・鈴木規正……………7
 荘内銀行・佐藤 勝……………7
 千葉銀行・関根秀幸……………8
 北國銀行・中西 颯……………8
 筑邦銀行・鶴久博幸……………9
 埼玉縣信用金庫・小池 功……………9
 大分銀行・下ノ村宏昭……………10
 東濃信用金庫・近藤秀樹……………11
 福邦銀行・一瀬啓史……………11
 南日本銀行・吉留昌彦……………12
 川崎信用金庫・武士 優……………12

〔支店長室のウラ・オモテ〕

金融円滑化法施行	1	18	62
続・金融円滑化法対応	1	25	62
支店のマネジメント	2	1	54
いまどきの住宅ローン	2	8	62
いまどきの債権管理	2	15	46
瀬戸際にある日本経済と金融機関	2	22	54
「貸せない」現実	3	1	46
企業の資金需要	3	8	46
「実抜計画」の作成	3	15	46
期末の追い込み	3	22	46
減退するモチベーション	3	29	46
逆風下での蛇行	4	5	38
変わる住宅ローン戦略	4	12	46
支店長の評価	4	19	46
職場の人間関係	4	26	46
仕事の喜び	5	17	46
回復基調の投信・保険販売	5	24	54
リテール戦略	5	31	54
競争環境の変化	6	7	54
若手の育成	6	14	54
かたよる年次構成	6	21	46
クレーム対応	6	28	46
コンプライアンス強化の弊害	7	5	54
10年度目標	7	12	54
人材の有効活用	7	19	54
飲みニケーション	7	26	54
コスト削減	8	16	54
粉飾決算	8	23	54
深刻な人手不足	8	30	54
窓口対応の極意	9	6	54
人材育成のむずかしさ	9	13	46
悩ましい「セクハラ」	9	20	46

海外業務と個人部門 人事の理不尽	9	27	54
収益マインドとは何か	10	4	46
コストカット圧力	10	11	54
顧客提案力の強化	11	8	46
オーナーとの付き合い	11	15	54
閉塞感を打ち破れ	11	22	54
混迷する中小企業金融	11	29	46
メンタルヘルス	12	6	54
なくならない不祥事	12	13	54
「シャッター通り」の再生	12	20	54

〔金融実務からみる債権法改正のポイント〕			
①なぜいま、債権法改正か			
TM I総合法律事務所			
高山 崇彦/辻岡 将基	1	18	64
全国銀行協会 大野 正文	1	18	64
TM I総合法律事務所			
高山 崇彦	1	25	64
③消費者にかかる金融取引と債権法改正			
TM I総合法律事務所			
高山 崇彦/松下 茜	2	1	56
全国銀行協会 大野 正文	2	1	56
④契約実務への影響(約款規制等)			
TM I総合法律事務所			
高山 崇彦/下江 毅	2	8	64
全国銀行協会 大野 正文	2	8	64
⑤預金取引と債権法改正			
三菱東京UFJ銀行 井上 博史	2	15	48
⑥貸出取引と債権法改正			
三井住友銀行 城市 智史	2	22	56
⑦債権保全に係るルール(その1)			

相殺…… TM I総合法律事務所

高山 崇彦

⑧債権保全に係るルール(その2)

全国銀行協会 大野 正文

3 | 1 | 48

⑨債権流動化に関するルール

三井住友銀行 浅田 隆

3 | 8 | 48

⑩決済に係るルール

三井住友銀行 浅田 隆

3 | 15 | 48

⑪完 債権の時効による消滅と債権法改正

TM I総合法律事務所

高山 崇彦

3 | 22 | 48

〔中小企業営業に使える提案力強化講座〕

A・T・カーニ

①最初の「壁」をいかに越えるか

安田 雄彦

4 | 5 | 40

②顧客のいまの姿を知る

今野 正弘

4 | 12 | 48

③顧客のニーズを理解する

今野 正弘

4 | 19 | 48

④3分間財務診断のコツ

安田 雄彦

4 | 26 | 48

⑤顧客に提案を行う(前編)

今野 正弘

5 | 17 | 48

⑥顧客に提案を行う(後編)

今野 正弘

5 | 24 | 56

⑦ケーススタディ(前編)

安田 雄彦

5 | 31 | 56

⑧ ケーススタディ(後編) 「経営改善型」提案事例……今野 正弘 6・7・56
 ⑨ 完 「いまさら聞けない」支店長の提案スキル強化策……安田 雄彦 6・14・56

〔再生案件にみる粉飾決算の見分け方〕

① 粉飾決算発生のメカニズム
 ……テロイトトーマツFAS 松澤 公貴 6・21・48

② 新規事業による急激な売上拡大に潜む問題……石田 晃一 6・28・48
 ③ 建設業に潜む問題……松澤 公貴 7・5・56
 ④ 流通業に潜む問題……石田 晃一 7・12・56
 ⑤ 水産業に潜む問題……松澤 公貴 7・19・56
 ⑥ グループ会社、兄弟会社取引に潜む問題……佐藤 保則 7・26・56
 ⑦ 医薬産業に潜む問題……松澤 公貴 8・16・56
 ⑧ 完 学校法人に潜む問題……松澤 公貴 8・23・56

〔見過ごせない 活気づく環境ビジネス〕

① 揺るがない大チャンス……信金中央金庫 澤山 弘 8・30・56
 ② 「国内クレジット」が牽引する中小企業の省エネ投資……環境意識に訴える「カーボン・オフセット」付き商品 9・6・56
 ③ 環境意識に訴える「カーボン・オフセット」付き商品 9・13・48
 ④ 重油を代替、人気の木質バイオマス燃料 9・20・48
 ⑤ 食品廃棄物やふん尿から発電・熱利用 一石二鳥のバイオガス 9・27・56
 ⑥ 廃食油をリサイクル バイオディーゼル燃料生産 10・4・48
 ⑦ 大型化の進展で急成長する風力発電 10・11・56

⑧ 設備利用率8割が魅力、小水力発電 10・18・56
 ⑨ 住宅版エコポイント、来年未まで延長 11・8・48
 ⑩ 古くて新しいエコ技術 見直される太陽熱温水器 11・15・56
 ⑪ 夏冷たく冬暖かい地中熱を利用したエコな冷暖房システム 11・22・56
 ⑫ 完 食品廃棄物から堆肥や飼料を 11・29・48

〔もう一度確認！ 投信販売の内部管理〕

① 販売体制整備……ゆうちょ銀行 青山 直子 12・6・56
 ② 勧誘(適合性の原則) 法規則 12・13・56
 ③ 勧誘(適合性の原則) 判例研究 12・20・56

〔「シネマ経済学」 映画で経済を学ぶ〕

① 『パブリック・エネミーズ』でアメリカの銀行制度を知る 古橋 純一 1・18・66
 ② 『007/ 慰めの報酬』ジェームズ・ボンドとイギリスの国家戦略 1・25・66
 ③ 『アバター』3D技術が映像分野を席捲する気配 2・1・58
 ④ 完 『作戦 THE SCAM』で韓国の金融と経済成長を学ぶ 2・8・66

〔「シエロントロジー」 超高齢社会を学ぶ〕

① ニッセイ基礎研究所 前田 展弘 ……年をとるとどうなる? 加齢の実学 2・15・50
 ② 安心して最期を迎えられるのか? 課題は山積 2・22・58
 ③ 個人・マクロ両面の課題解決に立ち上がった研究教育拠点 3・1・50
 ④ 既定イメージに縛られない高齢者観

の醸成が必要…… 3・8・50
 ⑤ 「1・8・1」高齢者市場 開拓のポイント…… 3・15・50
 ⑥ 加齢に伴う心身の変化を理解しよう ⑦ 完 「ファイナシャル・シエロントロジー」と「生活の社会化」…… 3・29・50

〔職場のメンタルヘルス入門〕

中外製薬 難波 克行 ……
 ① うつに関する10の誤解(前編) 4・5・42
 ② うつに関する10の誤解(後編) 4・12・50
 ③ うつ病の症状をチェックする 4・19・50
 ④ 部下の様子が気になるときの対応 4・26・50
 ⑤ メンタル不調で休職している社員への対応 5・17・50
 ⑥ 休職中の社員の職場復帰への準備 5・24・58
 ⑦ 職場復帰支援プランをつくる 5・31・58
 ⑧ 職場復帰の心構えと復職者の受入れ方 6・7・58
 ⑨ 「ゆとり社員」との付き合い方(前編) 6・14・58
 ⑩ 「ゆとり社員」との付き合い方(後編) 6・21・50
 ⑪ うつ病の薬物治療について 6・28・50
 ⑫ 完 職場で対応に困る事例 7・5・58

〔選挙のお作法〕

金融ジャーナリスト 森岡 英樹 ……
 ① 「増税による成長」に下される審判 7・12・58
 ② 誤作動だったのか? 菅首相の「勘ピューター」 7・19・58
 ③ 地方が突きつけた民意 7・26・58
 ④ 残暑見舞いはご遠慮申し上げます 8・16・58
 ⑤ あだやあそびにできない国会見学

ツァー 8・23・58

⑥完 果てしなく続く地盤での選挙戦 8・30・58

〔IR 最前線〕

西岡 隆彦

①日本を見放す外国人投資家 9・6・58

②コーポレートガバナンスの意義 9・13・50

③ワイドショー化する証券市場 9・20・50

④マスコミの持ちつ持たれつ 9・27・58

⑤資金調達の作法 10・4・50

⑥資本市場の椅子取りゲーム 10・11・58

⑦イノベーションの源泉 10・18・58

⑧戦略なき海外移転の代償 11・8・50

⑨顧客の顔がみえる仕組み 11・15・58

⑩完 経営に失われた真摯さ 11・22・58

〔渉外担当教養講座 経済二ユース多面体〕

大西 良雄

①FTA(自由貿易協定)の魅力 11・29・50

②過去最低となった大卒内定率 12・6・58

③法人税率引下げの効果 12・13・58

④予算編成に「ペイゴー原則」 12・20・58

〔書評〕

地域経済を支える地域・中小企業金融

シテイグループ証券 高橋 克英 1・4・104

FRB議長 パーンスからパーナキまで 1・18・72

静岡県立大学 小谷野俊夫

スノーボール ウォーレン・バフェット伝 1・25・72

三菱UFJ投信 関口 研二 1・25・72

『こう変わる！中小企業の資金調達』

TBC 木下 安司 1・25・72

『新型ドル恐慌』 成城大学 福光 寛 2・8・80

『金融機関のための管理会計マネジメント』 京都大学 澤邊 紀生 2・8・80

『グローバル金融新秩序』 早稲田大学 西村 吉正 2・15・56

『国際会計基準が変える企業経営』 あらた基礎研究所 安井 肇 2・15・56

『独立社外取締役』 新生銀行 八城 政基 2・22・64

『日本のモノづくりイノベーション』 帝京大学 石毛 宏 2・22・64

『ねんきん定期便』活用法』 BNPパリバ証券 中空 麻奈 3・1・56

『カーボン債務の理論と実務』 三菱東京UFJ銀行 宿輪 純一 3・1・56

『改革』はどこへ行った？』 みずほ証券 高田 創 3・8・56

『金融危機下における事業再生・金融戦略』 商工中金 中村 廉平 3・8・56

『入門 コーポレートファイナンス』 筑波大学 大野 忠士 3・15・56

『システム統合の「正攻法」』 PM学会 富永 章 3・15・56

『コーポレート・ガバナンス』 東京経済大学 若杉 敬明 3・22・56

『パブルは別の顔をしてやってくる』 三菱総合研究所 後藤 康雄 3・22・56

『もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの「マネジメント」を読んだら』 当会 倉田 勲 3・29・57

『ぼくらは農業で幸せに生きる』 山梨中央銀行 有井 昇 4・5・48

『カウンターパーティーリスクマネジメント』 ISDA 森田 智子 4・5・48

『なぜ人は市場に踊らされるのか？』 経済評論家 山崎 元 4・12・56

『入門 金融リスク資本と統合リスク管理』 リッキーマーケットソリューション 富田 秀夫 4・12・56

『フリーフォール』 立教大学 黒木 龍三 4・19・56

『金融危機のミクロ経済分析』 日本銀行金融研究所 小野 有人 4・26・56

『残る銀行 沈む銀行』 専修大学 田中 隆之 5・3・72

『日本経済「常識」の非常識』 ながさき地域政策研究所 脇田 安大 5・3・72

『金融危機と証券市場の再生』 早稲田大学 宇野 淳 5・17・56

『創造的政策としての地方分権』 作家・東京都副知事 猪瀬 直樹 5・31・65

『EU経済』 東洋英和女学院大学 中岡 望 6・7・64

『IFRS時代のレポートティング戦略』 日本銀行 和田 芳明 6・7・64

『アセットマネジメントの世界』 日本証券経済研究所 杉田 浩治 6・14・64

『グローバル金融危機後の金融システムの構図』 名古屋市立大学 永野 護 6・14・64

『The Handbook of Risk Management』 金融庁 天谷 知子 6・21・56

『金融犯罪対策の手引き』 金融犯罪対策の引きき 吉田 桂公 6・21・56

『リスクの経済思想』	小林慶一郎	6	28	56
『経済産業研究所 リスク計量化入門』	西口 健二	6	28	56
『日本総合研究所 改革逆走』	八代 尚宏	7	5	64
『国際基督教大学 競争と公平感』	ボツクスグローバル・ジャパン	7	5	64
『野尻 明裕』		7	5	64
『導入前に知っておくべきIFRSと包括利益の考え方』	加藤 厚	7	12	64
『企業会計基準委員会 信用リスク分析 総論』	みずほ証券 香月 康伸	7	12	64
『事例に学ぶ 地域雇用再生』	愛知学泉大学 三村 聡	7	19	64
『シッフファイナンス【増補改訂版】』	三井住友銀行 鶴狩 洋平	7	19	64
『グローバルインバランス』	一橋大学 小川 英治	7	26	64
『シャッター通り再生計画』	日本政策金融公庫 海上 泰生	7	26	64
『戦略経営論』	カクタ・アンド・カンパニー	8	2	96
『水ビジネスの現状と展望』	門多 丈	8	2	96
『日本経済研究所 サブプライム危機後の金融財政政策』	深澤 哲	8	2	96
『経済評論家 金融危機とブルーデンス政策』	小田切尚登	8	16	64
『経営共創基盤 グッド・バリュー』	富山 和彦	8	23	64
『国際通貨研究所 地方都市再生論』	行天 豊雄	8	23	64

『慶応義塾大学 中央銀行は闘う』	加藤 文俊	8	30	64
『早稲田大学 銀行員の転職力』	若田部昌澄	9	6	64
『トランスストラクチャ』	林 明文	9	6	64
『通貨で読み解く世界経済』	東京大学 伊藤 隆敏	9	13	56
『ビッグバン後のクレジット・デリバティブ』	東京大学 森田 智子	9	13	56
『ISDA東京事務所 人気中国人エコノミストによる中国経済事情』	森田 智子	9	13	56
『みずほ総合研究所 激震経済』	桑田 良望	9	20	56
『法政大学 デフレとの闘い』	小峰 隆夫	9	20	56
『一橋大学 Fault Lines』	浅子 和美	9	27	64
『政策研究大学院大学 デフレの正体』	沼波 正	9	27	64
『東京大学 明日のIT経営のための情報システム発展史 金融業編』	玄田 有史	10	4	56
『ジャパンネット銀行 あした・ゆたかに・なあれ』	森田 道寛	10	4	56
『りそな中小企業振興財団 ギリシヤ危機の真実』	水田 廣行	10	11	64
『成長戦略総合研究所 金融行政の座標軸』	山崎 養世	10	11	64
『日本総合研究所 新世界 国々の興亡』	翁 百合	10	18	64
『全国地方銀行協会 環境格付』	中川 洋	10	18	64
『高崎経済大学』	水口 剛	10	25	80

『それでも企業不祥事が起こる理由』	青山学院大学 八田 進一	10	25	80
『甦る金融 破綻処理の教訓』	日本経済研究センター 小島 明	11	8	56
『安田善次郎』	トムソンネット	11	15	64
『バランスある解決を求めて』	法政大学 屋嘉 宗彦	11	15	64
『貨幣進化論』	日本銀行 木下 信行	11	22	64
『金融システムの将来像』	日本銀行 高橋 亘	11	22	64
『不動産証券化の危機対応』	東京大学 神作 裕之	11	29	57
『地域の中小企業と信用保証制度』	東京商工リサーチ 友田 信男	12	6	64
『地獄を見た11人の天才投資家たち』	三菱東京UFJ銀行 長田忠千代	12	6	64
『ゴールドマン・サックス(上)(下)』	日本証券業協会 大久保良夫	12	13	64
『ジャパン・ショック』	第一生命経済研究所 永濱 利廣	12	13	64
『大いなる不安定』	みずほ証券 上野 泰也	12	20	64
『欧州激震』	関西学院大学 小西砂千夫	12	20	64

〔資料〕

『地銀・第二地銀の新頭取・新社長』	6	21	36
『「データファイル」主要経済指標』	毎月第1週号		
『金融マーケット動向』	毎月第2週号		
『金融機関業態別預貸金速報』	毎月第3週号		
『貸出金利動向』	毎月第4週号		